別紙1-1

備考(1)

別紙1-2

備考 (1-2)

別紙2

別紙5

別紙6

別紙7

別紙7-2

別紙7-3

別紙8

別紙9

別紙9-2

別紙9-3

別紙10

別紙11

別紙12

別紙12-2

別紙13

別紙14

別紙14-2

別紙14-3

別紙14-4

別紙14-6

別紙15

別紙16

別紙17

別紙18

別紙19

別紙20

別紙21

別紙22

別紙22-2

別紙23

別紙23-2

別紙24

別紙25

別紙25-2

別紙26

別紙27

別紙28

別紙29

別紙29-2

別紙29-3

別紙29-4

別紙30

別紙30-2

別紙31

別紙32

別紙32-2

別紙33

別紙34

別紙34-2

別紙35

別紙37 別紙37-2 別紙38 別紙39 別紙40 別紙41 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス、施設サービス、居宅介護支援)

(別紙1) 居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(介護予防サービス)

(別紙1-2)介護予防サービス

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書く指定事業者用>

指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について 平面図

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧

有資格者等の割合の参考計算書

テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準(従来型)に係る届出書

定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書(訪問介護事業所)

特定事業所加算(Ⅰ)~(Ⅳ)に係る届出書(訪問介護事業所)

特定事業所加算(V)に係る届出書(訪問介護事業所)

重要度介護者等対応要件の割合に関する計算書(特定事業所加算(Ⅰ)・(Ⅲ))

訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書

口腔連携強化加算に関する届出書

認知症専門ケア加算に係る届出書(訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型試認知症専門ケア加算に係る届出書((介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護看取り連携体制加算に係る届出書(訪問入浴介護事業所、短期入所生活介護事業所、小規模多機能サービス提供体制強化加算に関する届出書((介護予防)訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪サービス提供体制強化加算に関する届出書((介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリサービス提供体制強化加算に関する届出書(通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護)

サービス提供体制強化加算に関する届出書((介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院)サービス提供体制強化加算に関する届出書((介護予防)特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護)

訪問看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携に係る届出書

緊急時(介護予防)訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出 専門管理加算に係る届出書

遠隔死亡診断補助加算に係る届出書

看護体制強化加算に係る届出書((介護予防)訪問看護事業所)

訪問リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出書

生活相談員配置等加算に係る届出書

中重度者ケア体制加算に係る届出書

利用者の割合に関する計算書(中重度者ケア体制加算)

認知症加算に係る届出書(通所介護、地域密着型通所介護)

利用者の割合に関する計算書(認知症加算)

通所リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出書

看護体制加算に係る届出書(短期入所生活介護事業所)

看護体制加算に係る届出書

医療連携強化加算に係る届出書(短期入所生活介護事業所)

テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書

生産性向上推進体制加算に係る届出書

介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能介護老人保健施設(療養型)の基本施設サービス費及び療養体制維持特別加算(Ⅱ)に係る届出書病院又は診療所における短期入所療養介護(療養機能強化型)の基本施設サービス費に係る届出書介護医療院(Ⅰ型)の基本施設サービス費に係る届出書

介護医療院(Ⅱ型)の基本施設サービス費に係る届出書

介護医療院における重度認知症疾患療養体制加算に係る届出書

入居継続支援加算に係る届出書

テクノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出書

夜間看護体制加算に係る届出書

看取り介護体制に係る届出書

看取り介護体制に係る届出書

高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書

日常生活継続支援加算に関する届出書(介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設)テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書 栄養マネジメント体制に関する届出書 配置医師緊急時対応加算に係る届出書 認知症チームケア推進加算に係る届出書 縟瘡マネジメント加算に関する届出書



= 11 = 1	
~~ <del>~~</del>	

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>

令和 年 月 日

知事 殿

所在地

名 称

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

	_0,	ことについて、関係書類を添んて	. 12 1 07	C03 7/E	н / Д	<b>Ф</b> У 0					=	事業所所	在地市	可时村番号	<del></del>
	フリ	ガナ										2 212771771	<u></u>	1 1 1 1 3	
	名	称													
	l		(郵便	種号		_		, , )							
届	主た	る事務所の所在地	71811	0 D IL	県		群	市							
l	\± 4/	<b>∀</b> /-		の名称	·寺 <i>)</i>						T			<del></del>	
出	連系	<sup>合 先</sup> .の種別	电	話番号				:+ 1 7	드늄	·上		FAX番	5		
者		:の種別 :者の職・氏名	1	 職名	1			法人	川鸭	ā)]		氏名		1	
	1648	1年の戦・八石		<del>呱石</del> 琶番号								八七	l		
	代表	者の住所	人型以	田一勺	県		赳	, t市							
	101				ᅏ		41	- 113							
	フリ	ガナ													
		所・施設の名称													
			(郵便	番号		_		)							
事業	主た	る事業所・施設の所在地			県		群	市							
所	) <u></u>	5 1									1	- A \ /			
	連系			話番号								FAX番	·号		
施		る事業所の所在地以外の場所で	(郵便	番号		_	20.2	) - <del>-</del>							
設	一部:	実施する場合の出張所等の所在			県		4	市							
の	16		雷	話番号								FAX番	무	1	
状	告押	者の氏名	电	四田 万	ļ.							「八八田	7		
況	日生	160000	(郵便	番号				)							
	管理	者の住所	(1)	сш У	県		群	市							
	同一	所在地において行う				(許可)	異	動等の図	区分				異動	(予定)	異動項目
	事業	等の種類		事業	年月	日							年月E	3	(※変更の場合)
		訪問介護						1新規	_ 🗆			3終了			
		訪問入浴介護					$\dashv \square$	1新規	_ 🗆	2変更	_ 🗆	3終了			
		訪問看護			<u> </u>		ᆜ므	1新規		2変更	- 🗆	3終了			
		訪問リハビリテーション					ᆜᄆ	1新規	- 🖺	2変更	- 📙	3終了			
届出		居宅療養管理指導通所介護		<u> </u>	<u> </u>		붐	<u>1新規</u> 1新規	-님	2変更 2変更	-무	3終了 3終了			
を	ᅫᆫ	<u> 通所リハビリテ-ション</u> 通所リハヒブリテ-ション					님	1新規	_	2変更	- 🗆	3終了			
行	指定居宅	短期入所生活介護			<u> </u>		ᅢ	1新規	- 🛮	2変更	- 🗌	3終了			
行う	上足	短期入所療養介護			<u> </u>		ᅢ급	1新規	- 🗀	2変更	_	3終了			+
事	中字	特定施設入居者生活介護		i !			ᅢ급	1新規	- 🗀	2変更	- 🗀	3終了			
事業所	サ	福祉用具貸与		<u>;                                    </u>	<u>.                                    </u>		$\dashv \exists$	1新規	- 🗀	2変更		3終了			
川川	Ì	介護予防訪問入浴介護			i İ		$\dashv$	1新規	= 🗖	2変更	_	3終了			<u> </u>
施	ビ	介護予防訪問看護					$\exists \exists$	1新規		2変更	_	3終了			1
設	ス	介護予防訪問リハヒブリテーション						1新規		2変更		3終了			
の		介護予防居宅療養管理指導						1新規		2変更		3終了			
種		介護予防通所リハヒ・リテーション						1新規		2変更		3終了			
類		介護予防短期入所生活介護			<u> </u>		$\Box\Box$	1新規	_ 🗆	2変更	_ 🗆	3終了			
		介護予防短期入所療養介護					$\dashv \square$	1新規		2変更	_ 🗆	3終了			
		介護予防特定施設入居者生活	介護				48	1新規	_ 🗆	2変更	_ 🗆	3終了			
		介護予防福祉用具貸与		<u> </u>	i   		ᆜᆜ	1新規	- 므	2変更	- 📙	3終了			
	施	介護老人福祉施設			<u> </u> !		ᆛ片	1新規	- 📙	2変更	- 📙	3終了			
	設	介護老人保健施設 介護医療院			<u> </u> 		$\dashv \exists$	<u>1新規</u> 1新規	- 🗆	2変更 2変更	- 🗀	3終了 3終了			
介羅	<b>上</b> 保险	事業所番号		i	<u> </u>			利	<u> </u>	2 久 史	<u> </u>	01次]			
		<del>ず</del> 未が留ち] コード等													
	1/2/1/2]	変更	前									変	更	 矣	
特記															
事															
項															
<b>—</b>	】 関係	 書類 □別添のとおり													

### 備考1「受付番号」「事業所所在市町村番号」欄には記載しないでください。

2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」

「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。

- 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4「実施事業」欄は、該当する欄に「〇」を記入してください。
- 5 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字の横の口を■にしてください。
- 6 「異動項目」欄には、(別紙1,1-2)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目(施設等の区分、 人員配置区分、その他該当する体制等、割引)を記載してください。
- 7 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。
- 8 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、 適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

## 介 護 給 付 費 算 定 に 係 る 体 制 等 状 況 一 覧 表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)

	l i	i		i	i	i	i			i
<b>車 뿍 託 釆 므</b>	i i	i	i	i	í	î î	î î			í
	i i	i		í	i	i i	i i			i
1 尹未別留万	ì	i	i i	i	i	i i	i i			í
3 21 771 PH 3	l î		i i	i	ì	î î	i i	i i	i i	i
	ì	i		ì	ì		ì			ì

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	そ の	他 該 当 す る 体 制 等 LIFEへの登録	割引
各サービス共通			地域区分	□ 1 1級地 □ 6 2級地 □ 7 3級地 □ 2 4級地 □ 3 5級地 □ 4 6級地 □ 9 7級地 □ 5 その他	
			定期巡回・随時対応サービスに関す る状況		□ 1 なし □ 2 あり
		 高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
		業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
		特定事業所加算(V以外)	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II □ 4 加算 II □ 5 加算 IV		
		特定事業所加算V	口 1 なし 口 2 あり		
			共生型サービスの提供 (居宅介護事業所)	□ 1 なし □ 2 あり	
	□ 1 身体介護 □ 11 訪問介護 □ 2 生活援助		共生型サービスの提供 (重度訪問介護事業所)	□ 1 なし □ 2 あり	
│ │ □ 11  訪問介護				□ 1 非該当 □ 2 該当	
	□ 3 通院等乗降介助		同一建物減算(同一敷地内建物等に 居住する者への提供(利用者50人以 上))	口 1 非該当 口 2 該当	
			同一建物減算(同一敷地内建物等に 居住する者への提供割合90%以上)	□ 1 非該当 □ 2 該当	
			卡尔·马克·马克·马克·马克·马克·马克·马克·马克·马克·马克·马克·马克·马克·	□ 1 なし □ 2 あり	
			中山間地域等における小規模事業所 加算(地域に関する状況)	□ 1 非該当 □ 2 該当	
			中山間地域等における小規模事業所 加算(規模に関する状況)	□ 1 非該当 □ 2 該当	
			口腔連携強化加算		
				□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	
			介護職員等処遇改善加算		

		高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	□ 1 なし	□ 1 なし
		 業務継続計画策定の有無		 ロ 2 あり	□ 2 あり
		ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	□ 1 非該当 □ 2 該当		
口 12 訪問入浴介護		ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	□ 1 非該当 □ 2 該当		
		 看取り連携体制加算			
		サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 4 加算 I □ 3 加算 II □ 5 加算 III		
		介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □ 7 加算 I □ 8 加算 II □ 9 加算 II □ A 加算 IV		
		高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	□ 1 なし	
		業務継続計画策定の有無	口 1 減算型 口 2 基準型	D 2 あり	
		特別地域加算	<u>ロ 1 なし ロ 2 あり</u>		
		中山間地域等における小規模事業所 加算(地域に関する状況)	□ 1 非該当 □ 2 該当		
		中山間地域等における小規模事業所 加算(規模に関する状況)	□ 1 非該当 □ 2 該当		
	ロ 1 訪問看護ステーション		□ 1 なし □ 3 加算 I □ 2 加算 II		
□ 13 訪問看護 □ 2 病院又は診療所 □ 3 定期巡回・随時対応サービス連携	ロ 2 病院又は診療所		□ 1 対応不可 □ 2 対応可		
	□ 3 定期巡回・随時対応サービス連携		1 なし		
		ターミナルケア体制	ロ 1 なし ロ 2 あり		
		遠隔死亡診断補助加算	ロ 1 なし ロ 2 あり		
	看護体制強化加算	□ 1 なし □ 3 加算 I □ 2 加算 I			
		口腔連携強化加算	1 なし2 あり		
			□ 1 なし □ 4 加算 I (イ及びロの場合)		
		サービス提供体制強化加算	□ 2 加算 I (イ及びロの場合) □ 5 加算 I (ハの場合)		/
	<u> </u>		□ 3 加算Ⅱ(ハの場合)		<u> </u>
		高齢者虐待防止措置実施の有無	│ □ 1 減算型 □ 2 基準型 		
		業務継続計画策定の有無 	┃ □ 1 減算型 □ 2 基準型 1	ロ 2 あり	
		特別地域加算	│ □ 1 なし □ 2 あり 		
		中山間地域等における小規模事業所 加算(地域に関する状況) 	□ 1 非該当 □ 2 該当		
┃ □ 14 訪問リハビリテーション	<ul><li>□ 1 病院又は診療所</li><li>□ 2 介護老人保健施設</li></ul>	中山間地域等における小規模事業所 加算(規模に関する状況)	□ 1 非該当 □ 2 該当		
	口 3 介護医療院	リハビリテーションマネジメント加算	□ 1 なし □ 3 加算イ □ 6 加算□		
		リハビリテ-ションマネジメント加算に係る 医師による説明	□ 1 なし □ 2 あり		
		特別地域加算	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし	/
		中山間地域等における小規模事業所 加算(地域に関する状況)	□ 1 非該当 □ 2 該当	ロ 2 あり	
□ 31 居宅療養管理指導			□ 1 非該当 □ 2 該当		
		在宅中心静脈栄養法加算	1 なし ロ 2 あり		

		職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 看護職員 □ 3 介護職員	ロ 1 なし	□ 1 なし
		高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	D 2 あり	□ 2 あり
		業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
		感染症又は災害の発生を理由とする 利用者数の減少が一定以上生じてい る場合の対応	□ 1 なし □ 2 あり		
			□ 1 対応不可 □ 2 対応可		
		+生型サービスの提供 (生活介護事業所)	□ 1 なし □ 2 あり		
		+生型サービスの提供 (自立訓練事業所)	□ 1 なし □ 2 あり		
	□ 4 通常規模型事業所	共生型サービスの提供 (児童発達支援事業所)	□ 1 なし □ 2 あり		
□ 15 通所介護	<ul><li>□ 6 大規模型事業所(I)</li><li>□ 7 大規模型事業所(I)</li></ul>	+生型サービスの提供 (放課後等デイサービス事業所)	□ 1 なし □ 2 あり		
		生活相談員配置等加算	□ 1 なし □ 2 あり		
		入浴介助加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II		
		中重度者ケア体制加算	口 1 なし 口 2 あり		
		生活機能向上連携加算	□ 1 なし □ 3 加算 I □ 2 加算 II		
		個別機能訓練加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰイ □ 3 加算Ⅰ□		
		ADL維持等加算〔申出〕の有無 	1 なし2 あり		
		認知症加算	□ 1 なし □ 2 あり		
		若年性認知症利用者受入加算 	□ 1 なし □ 2 あり 		
		栄養アセスメント・栄養改善体制	□ 1 なし □ 2 あり 		
		口腔機能向上加算 	□ 1 なし □ 2 あり   □ 1 なし □ 2 あり		
		科学的介護推進体制加算 	□ 1 なし □ 2 あり   □ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ		
			□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員		
		職員の欠員による減算の状況	□    □    □    □    □    □    □	ロ 2 あり	/
		高齢者虐待防止措置実施の有無	口 1 減算型 口 2 基準型		
		業務継続計画策定の有無	口 1 減算型 口 2 基準型		
	□ 4 通常規模の事業所(病院・診療所)	感染症又は災害の発生を理由とする 利用者数の減少が一定以上生じてい る場合の対応	□ 1 なし □ 2 あり		
	ロ 7 通常規模の事業所(介護老人保健施設)				
	□ A 通常規模の事業所(介護医療院)	リハビリテーション提供体制加算	□ 1 なし □ 2 あり		/
	ロ D 大規模の事業所(病院・診療所)	入浴介助加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II		
□ 16 通所リハビリテーション	ロ E 大規模の事業所(介護老人保健施設)	リハビリテーションマネジメント加算	□ 1 なし □ 3 加算イ □ 6 加算□ □ 8 加算ハ		
	□ F 大規模の事業所(介護医療院) □ G 大規模の事業所(特例)(病院・診療所)	リハビリテーションマネジメント加算に係る 医師による説明	□ 1 なし □ 2 あり		
	ロ H 大規模の事業所(特例)(介護老人保健施設)	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II		/
	ロ J 大規模の事業所(特例)(介護医療院)	生活行為向上リハビリテーション実施加算	□ 1 なし □ 2 あり	<b>-</b>	/
		若年性認知症利用者受入加算	口 1 なし ロ 2 あり		/
		栄養アセスメント・栄養改善体制	□ 1 なし □ 2 あり		/
		口腔機能向上加算	□ 1 なし □ 2 あり		/
		中重度者ケア体制加算	□ 1 なし □ 2 あり		/
		科学的介護推進体制加算	ロ 1 なし		/
		移行支援加算 	□ 1 なし □ 2 あり		/
		サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 5 加算Ⅰ □ 4 加算Ⅱ □ 6 加算Ⅲ		/
		介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □ 7 加算 I □ 8 加算 II □ 9 加算 II □ A 加算 IV		V

		夜間勤務条件基準	1 基準型	□ 1 なし	□ 1 なし
		職員の欠員による減算の状況 ロ	 1 なし □ 2 看護職員 □ 3 介護職員	ロ 2 あり	ロ 2 あり
		ユニットケア体制	1 対応不可     □ 2 対応可		
		身体拘束廃止取組の有無	1 減算型      口 2 基準型		
		高齢者虐待防止措置実施の有無	1 減算型 口 2 基準型		
		業務継続計画策定の有無	1 減算型      口 2 基準型		
		共生型サービスの提供 (短期入所事業所)	1 なし □ 2 あり		
			 1 なし   ロ 2 あり		
		生活機能向上連携加算			
		機能訓練指導体制 □	1 なし   □ 2 あり		
		個別機能訓練体制	1 なし ロ 2 あり		
		看護体制加算Ⅰ又はⅢ     □	1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅲ		
		看護体制加算Ⅱ又はⅣ	1 なし □ 2 加算Ⅱ □ 3 加算Ⅳ		
	□ 1 単独型	医療連携強化加算 口	1 なし ロ 2 あり		
□ 21 短期入所生活介護	ロ 2 併設型·空床型	看取り連携体制加算	1 なし ロ 2 あり		
	ロ 3 単独型ユニット型	夜勤職員配置加算 □	1 なし □ 2 加算Ⅰ・加算Ⅱ □ 3 加算Ⅲ・加算Ⅳ		
	□ 4 併設型・空床型ユニット型	テクノロジーの導入 (夜勤職員配置加算関係)	1 なし □ 2 あり		
		若年性認知症利用者受入加算	1 なし 🔲 2 あり		
		送迎体制	1 対応不可     □ 2 対応可		
		口腔連携強化加算	1 なし ロ 2 あり		
		療養食加算	1 なし ロ 2 あり		
		認知症専門ケア加算	1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
		生産性向上推進体制加算	1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
			1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ		
		サービス担併体制改化加質			
		連以普加昇1の油山状流	 1 なし   ロ 2 あり		
		介護職員等処遇改善加算 □		IV	

			夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 6 減算型	□ 1 なし	
			┃ ┃職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員	2 あり	/
			戦長の人員による減昇の仏儿	口 5 理学療法士 口 6 作業療法士 口 7 言語聴覚士		
			ユニットケア体制	口 1 対応不可 口 2 対応可		
			身体拘束廃止取組の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
			 高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
			 業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
			 室料相当額控除			
			 夜勤職員配置加算	1 なし	[	
口 22 短期入所療養介護 口 1 介護老人保健施設(I)				 		
	┃ ┃	若年性認知症利用者受入加算				
	│ │ □ 2 在宅強化型					
					[	
					[	
						/
			生産性向上推進体制加算		-	
			サービス提供体制強化加算	★		
			 併設本体施設における介護職員等処	<del> </del>		/
			遇改善加算Ⅰの届出状況	□ 1 なし □ 2 あり		
						/
			夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 6 減算型	□ 1 なし	
					 ロ 2 あり	/
			職員の欠員による減算の状況	□ 5 理学療法士 □ 6 作業療法士 □ 7 言語聴覚士		
			 ユニットケア体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可		
			 身体拘束廃止取組の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
			 高齢者虐待防止措置実施の有無			
			 業務継続計画策定の有無			
			 夜勤職員配置加算	<b>├</b>		
				┃ 1 なし		
┃	□ 2 ユニット型介護老人保健施設(Ⅰ)	┃ ┃	若年性認知症利用者受入加算			
		□ 2 在宅強化型				
				★		
					[	
			サービス提供体制強化加算	★	[	/
			 併設本体施設における介護職員等処	<del> </del>		/
			遇改善加算Ⅰの届出状況	□ 1 なし □ 2 あり		/
			介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □ 7 加算 I □ 8 加算 II □ 9 加算 II □ A 加算 IV		/
	•	-	•	•	•	_

		夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 6 減算型	□ 1 なし	
			□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員	ロ 2 あり	
		収長の人員による収集の仏儿	口 5 理学療法士 口 6 作業療法士 口 7 言語聴覚士		
		ユニットケア体制	口 1 対応不可 口 2 対応可		
		身体拘束廃止取組の有無	口 1 減算型 口 2 基準型		
		高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
		業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
			□ 1 非該当 □ 2 該当	·	
			1 なし ロ 2 あり		
			□ 1 言語聴覚療法 □ 2 精神科作業療法 □ 3 その他		
	□ 5 介護老人保健施設(Ⅱ)		1 なし ロ 2 あり		
口 22 短期入所療養介護	22 短期入所療養介護 □ 7 介護老人保健施設(Ⅲ)	若年性認知症利用者受入加算			
			□ 1 対応不可 □ 2 対応可		
			□ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 □ 2 薬剤管理指導		
			1 なし ロ 2 あり		
			□ 1 なし □ 2 あり		
			□ 1 なし □ 2 あり		
			·	/	
				†	
		サービス提供体制強化加算			
			□ 1 なし □ 2 あり		
	┃         ┃				
		夜間勤務条件基準		□ 1 なし	
			□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員	 ロ 2 あり	
		職員の欠員による減算の状況	   □ 5 理学療法士		
		 ユニットケア体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可		
			□ 1 なし □ 2 あり		
		リハヒ・リテーション提供体制	□ 1 言語聴覚療法 □ 2 精神科作業療法 □ 3 その他		
			□ 1 なし □ 2 あり		
┃    ┃ ┃□ 22  短期入所療養介護	□ 6 ユニット型介護老人保健施設(Ⅱ)	者年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり		
	□ 8 ユニット型介護老人保健施設(Ⅲ)		□ 1 対応不可 □ 2 対応可	·	
		│			
			□ 1 なし □ 2 あり		
		療養体制維持特別加算Ⅱ	□ 1 なし □ 2 あり		
			 □ 1 なし □ 2 あり		
					/
			□		/
		工産性円上推進体門加昇   サービス提供体制強化加算			/
					/
		遇改善加算 I の届出状況 	□ 1 なし □ 2 あり 		/
		介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □ 7 加算 I □ 8 加算 II □ 9 加算 II □ A 加算 IV		V

		<b>☆</b> 問型 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	口 1 甘淮刑     □ 6 法营刑		
		夜間勤務条件基準		ロ 1 なし ロ 2 あり	/
		職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員 □ 5 理学療法士 □ 6 作業療法士 □ 7 言語聴覚士		
			□ 1 対応不可 □ 2 対応可		
	] 22 短期入所療養介護 □ 9 介護老人保健施設(Ⅳ)		□ 1 なし □ 2 あり		
   □ 22 短期入所療養介護			1 なし □ 2 あり		
		者年性認知症利用者受入加算			
			□ 1 対応不可 □ 2 対応可	 	
			1 なし ロ 2 あり		
			1 なし □ 2 あり		
		ロ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II		/	
		生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	<b>-</b>	/
		サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算 I □ 5 加算 II □ 7 加算 II		/
		併設本体施設における介護職員等処 遇改善加算 I の届出状況	<ul><li>□ 1 なし</li><li>□ 2 あり</li></ul>		
			□ 1 なし □ 7 加算 I □ 8 加算 II □ 9 加算 II □ A 加算 IV		/
		夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 6 減算型	_ D 1 なし D 2 あり	,
		職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員 □ 5 理学療法士 □ 6 作業療法士 □ 7 言語聴覚士		
			□ 1 対応不可 □ 2 対応可		
			□ 1 なし □ 2 あり		
   □ 22 短期入所療養介護	┃ ロ A ユニット型介護老人保健施設(Ⅳ)		□ 1 なし □ 2 あり		
		者年性認知症利用者受入加算	1 なし ロ 2 あり		
			□ 1 対応不可 □ 2 対応可		
			1 なし ロ 2 あり		
			1 なし □ 2 あり		
			□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II		
		生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II		/
		サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算 I □ 5 加算 II □ 7 加算 II		/
		併設本体施設における介護職員等処 遇改善加算 I の届出状況	<ul><li>□ 1 なし</li><li>□ 2 あり</li></ul>		
		介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □ 7 加算 I □ 8 加算 II □ 9 加算 II □ A 加算 IV		V

			夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 2 加算型 I □ 3 加算型 I □ 7 加算型 II □ 7 加算型 II □ 5 加算型 IV □ 6 減算型	□ 1 なし □ 2 あり	
				□ 5 加昇空Ⅳ □ 6 減昇空   □ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員	U Z Ø9	
				<del> </del>		
			身体拘束廃止取組の有無	<del> </del>		
		<b>—</b> O T <b>—</b> ( <b>— *</b> 146 b).	高齢者虐待防止措置実施の有無	│ □ 1 減算型 □ 2 基準型 ┣		
			業務継続計画策定の有無 	┃ <del></del>		
		強化型以外)	療養環境基準	┃		
		□ 5 Ⅰ型(療養機能		┃ □ 1 基準     □ 2 医療法施行規則第49条適用 ┣		
		強化型A)	若年性認知症利用者受入加算	┃ □ 1 なし □ 2 あり		
□ 23 短期入所療養介護 □ 1 病院療養型	□ 6 Ⅰ型(療養機能		□ 1 対応不可 □ 2 対応可 			
	強化型B)	口腔連携強化加算	1 なし 2 あり			
		□ 3 Ⅱ型(療養機能	療養食加算	_ ロ 1 なし _ ロ 2 あり		
		強化型以外)	認知症専門ケア加算			
		□ 7 Ⅱ型(療養機能	生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
		強化型)	  特定診療費項目	□ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 □ 2 薬剤管理指導		
		□ 4 Ⅲ型		口 3 集団コミュニケーション療法		/
			  リハビリテーション提供体制	□ 2 理学療法 □ 3 作業療法 □ 4 言語聴覚療法		/
				□ 5 精神科作業療法 □ 6 その他		/
		サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ		/	
		併設本体施設における介護職員等処 遇改善加算 I の届出状況	□ 1 なし □ 2 あり			
		↓ 介護職員等処遇改善加算	┣		/	
				□ 1 基準型 □ 2 加算型 I □ 3 加算型 II □ 7 加算型 II	□ 1 なし	1
			夜間勤務条件基準			/
				□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員		
			ユニットケア体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可		
			 身体拘束廃止取組の有無	┣		
			高齢者虐待防止措置実施の有無	┣		
			業務継続計画策定の有無	↓		
			療養環境基準	↓		
			本語・本語・本語・本語・本語・本語・本語・本語・本語・本語・本語・本語・本語・本	↓		
			若年性認知症利用者受入加算	<u> </u>		
		強化型以外	送迎体制	↓		
┃    ┃ ┃ □ 23  短期入所療養介護	   ロ 6 ユニット型病院療養型	□ 2 療養機能	口腔連携強化加算	□ 1 なし □ 2 あり		
1 20 应别八川原设月段	ロー・ロー・アー・ 主柄視点及主	強化型 A	療養食加算			
		□ 3 療養機能	旅食良加昇 	□		
		強化型B		<del> </del>		/
		強化生し	工座区间工推连体前加昇	┃ □ 1 なし  □ 2 加算 I  □ 3 加算 II ┃ □ 1 重症皮膚潰瘍管理指導    □ 2 薬剤管理指導		/
			特定診療費項目			
				□ 3 集団コミュニケーション療法 □ 1 4 言語聴覚療法		/
			リハビリテ-ション提供体制	□ 2 理学療法 □ 3 作業療法 □ 4 言語聴覚療法 □ 6 3 の供		/
				□ 5 精神科作業療法 □ 6 その他		/
			サービス提供体制強化加算	┃ □ 1 なし  □ 6 加算Ⅰ  □ 5 加算Ⅱ  □ 7 加算Ⅲ ┣		/
			併設本体施設における介護職員等処 遇改善加算 I の届出状況	□ 1 なし □ 2 あり		
			介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □ 7 加算 I □ 8 加算 II □ 9 加算 II □ A 加算 IV		V

			夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 2 加算型 I □ 3 加算型 II □ 7 加算型 II □ 7 加算型 II □ 5 加算型 IV □ 6 減算型	□ 1 なし □ 2 あり	
			  職員の欠員による減算の状況	□ □ □ 0 加昇至1V		
			ユニットケア体制			
			高齢者虐待防止措置実施の有無			
			業務継続計画策定の有無			
			療養環境基準			
				↓		
□ 23 短期入所療養介護 □ A 病院経過型		若年性認知症利用者受入加算				
	┃					
	□ C ユニット型病院経過型	┃ 3 Ⅱ型		□ 1 なし □ 2 あり	1	
	 为 			-		
			特定診療費項目	┃ □ 3 集団コミュニケーション療法		
				□ 2 理学療法 I □ 3 作業療法 □ 4 言語聴覚療法		/
			リハヒ゛リテーション提供体制	□ 5 精神科作業療法 □ 6 その他		
			サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ		/
			併設本体施設における介護職員等処 遇改善加算 I の届出状況	□ 1 なし □ 2 あり		/
			 介護職員等処遇改善加算	┣		<b>V</b>
			   身体拘束廃止取組の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	□ 1 なし	1
			高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	-	/
			 業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
			 設備基準	□ 1 基準型 □ 2 減算型		
			 食堂の有無	□ 1 基準型 □ 2 減算型		
			若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり		
		□ 1 Ⅰ型(療養機能	送迎体制	口 1 対応不可 口 2 対応可		
		強化型以外)	口腔連携強化加算	□ 1 なし □ 2 あり		
		□ 3 Ⅰ型(療養機能	療養食加算	□ 1 なし □ 2 あり		
口 23 短期入所療養介護	口 2 診療所型	強化型A)	認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II		
		□ 4 Ⅰ型(療養機能	特定診療費項目	□ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 □ 2 薬剤管理指導		
		強化型B)	10.00.00.00.00.00.00.00.00.00.00.00.00.0	口 3 集団コミュニケーション療法		
		□ 2 Ⅱ型	生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II		
			┃ ┃リハヒ <sup>*</sup> リテ-ション提供体制	□ 2 理学療法Ⅰ □ 3 作業療法 □ 4 言語聴覚療法		/
				□ 5 精神科作業療法 □ 6 その他		/
			サービス提供体制強化加算	□  1    □  6 加算 Ⅰ   □  5 加算 Ⅱ   □  7 加算 Ⅲ		/
			併設本体施設における介護職員等処 遇改善加算 I の届出状況	□ 1 なし □ 2 あり		
			介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □ 7 加算 I □ 8 加算 II □ 9 加算 II □ A 加算 IV		/

			ユニットケア体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可	ロ 1 なし	/
				□ 1 減算型 □ 2 基準型	ロ 2 あり	/
			 高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	·	
			 業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	· <del></del>	
			 設備基準	□ 1 基準型 □ 2 減算型		
				□ 1 基準型 □ 2 減算型		
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし ロ 2 あり		
		□ 1 療養機能		□ 1 対応不可 □ 2 対応可	· <del></del>	
		強化型以外		□ 1 なし □ 2 あり		
□ 23 短期入所療養介護	ロ 7 ユニット型診療所型	□ 2 療養機能		1 なし ロ 2 あり	·	
口 20	強化型A		ロ 1 なし ロ 2 加算 I □ 3 加算 II	·		
		□ 3 療養機能	生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ	· <del></del>	
		強化型B		□ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 □ 2 薬剤管理指導	·	
		特定診療費項目	ロ 3 集団コミュニケーション療法			
		リハビリテ-ション提供体制	□ 2 理学療法 I □ 3 作業療法 □ 4 言語聴覚療法			
			□ 5 精神科作業療法 □ 6 その他			
		 サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算 I □ 5 加算 II □ 7 加算 II			
			ザン・ボー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	□ 1 なし □ 2 あり		
			 介護職員等処遇改善加算	┣		/
					□ 1 なし	
			夜間勤務条件基準	□ 5 加算型Ⅳ □ 6 減算型	□ 2 あり	
			## B & / B &			
			職員の欠員による減算の状況	   □ 4 看護職員 □ 5 介護職員		
			 高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
			 業務継続計画策定の有無			
			 療養環境基準(廊下)			
			 療養環境基準(療養室)			
				□ 1 なし □ 2 あり		
		□ 1 Ⅰ型(Ⅰ)				
□ 2A 短期入所療養介護	□ 1 Ⅰ型介護医療院	□ 2 Ⅰ型(Ⅱ)		□ 1 なし □ 2 あり		
		□ 3 Ⅰ型(Ⅲ)		□ 1 なし □ 2 あり		
			 重度認知症疾患療養体制加算			
			1+ 0.15			
			特別診療費項目	   □ 3 集団コミュニケーション療法		
			リハビリテーション提供体制	   □ 5 精神科作業療法		/
				□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II		
		 併設本体施設における介護職員等処 遇改善加算Iの届出状況	□ 1 なし □ 2 あり			
		 介護職員等処遇改善加算	┣		/	
i	1	l	1.18×19/1.37 CC3/11/87		I .	7

			夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 2 加算型 I □ 3 加算型 I □ 7 加算型 II □ 7 加算型 II	□ 1 なし	
				□ 5 加算型Ⅳ □ 6 減算型	ロ 2 あり	/
			  職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 薬剤師		
				┃ □ 4 看護職員 □ 5 介護職員		
			身体拘束廃止取組の有無	┃ □ 1 減算型 □ 2 基準型		
			高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
			業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
			療養環境基準(廊下)	□ 1 基準型 □ 2 減算型		
			療養環境基準(療養室)	□ 1 基準型 □ 2 減算型		
			室料相当額控除	口 1 非該当 口 2 該当		
			若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり		
		□ 1 Ⅱ型(Ⅰ)	送迎体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可		
口 2A 短期入所療養介護	□ 2 Ⅱ型介護医療院	口 2 I型(I)	口腔連携強化加算	□ 1 なし □ 2 あり		
		口 3 I型(II)	療養食加算	□ 1 なし □ 2 あり		
			認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	]	/
			重度認知症疾患療養体制加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	[	/
			特別診療費項目	□ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 □ 2 薬剤管理指導		/
			15万岁的泉华农口	口 3 集団コミュニケーション療法		
			リハビリテーション提供体制	□ 2 理学療法 I □ 3 作業療法 □ 4 言語聴覚療法		
				□ 5 精神科作業療法 □ 6 その他		
			生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II		
			サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算 I □ 5 加算 II □ 7 加算 II		
			併設本体施設における介護職員等処 遇改善加算 I の届出状況	□ 1 なし □ 2 あり		
			介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □ 7 加算 I □ 8 加算 II □ 9 加算 II □ A 加算 IV		V
			方 <u>即</u> 数 久	□ 1 基準型 □ 2 加算型 Ⅰ □ 3 加算型 Ⅱ □ 7 加算型 Ⅲ	□ 1 なし	
			夜間勤務条件基準	□ 5 加算型Ⅳ □ 6 減算型	ロ 2 あり	/
			 職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 薬剤師		
			職員の人員による  順昇の仏/広	□ 4 看護職員 □ 5 介護職員		
				□ 1 減算型 □ 2 基準型	]	/ /
			 高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		/ /
			業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		/ /
			療養環境基準(廊下)	□ 1 基準型 □ 2 減算型		/ /
			療養環境基準(療養室)	□ 1 基準型 □ 2 減算型		/ /
□ 2A 短期入所療養介護	□ 3 特別介護医療院	□ 1 Ⅰ型	若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				□ 1 対応不可 □ 2 対応可		/
			口腔連携強化加算	□ 1 なし □ 2 あり		/
			 療養食加算		1	
			 認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	1	/
			重度認知症疾患療養体制加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II		/
			生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	1	
			サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算 I □ 5 加算 I □ 7 加算 II	1	/
			併設本体施設における介護職員等処	□ 1 なし □ 2 あり	[	
			遇改善加算 I の届出状況 			/
			介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □ 7 加算 I □ 8 加算 II □ 9 加算 II □ A 加算 IV		V

				<del>-</del>		
			夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 2 加算型  □ 3 加算型  □ 7 加算型  □ 7 加算型  □ 1  □ 1  □ 1  □ 1  □ 1  □ 1  □ 1  □	□ 1 なし	
				┃	D 2 あり	/
			職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 薬剤師 □ 4 看護職員 □ 5 介護職員		
			 身体拘束廃止取組の有無			
			 業務継続計画策定の有無			
			療養環境基準(療養室)			
┃    ┃ ┃□ 2A  短期入所療養介護		┃	若年性認知症利用者受入加算	ロ		
口 27 应朔八州原设川设	日 5 特別升設区原院		<ul><li>石平区総 4 年 7 月 4 支 7 加 昇 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1</li></ul>			
				+		
			口腔連携強化加算 	│ □ 1 なし □ 2 あり   □ 1 なし □ 2 あり		
			療養食加算	│ □ 1 なし □ 2 あり T-□		
			認知症専門ケア加算 	┃ □ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ T		
			重度認知症疾患療養体制加算	┃ □ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II T		
			生產性向上推進体制加算	┃ □ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II		
			サービス提供体制強化加算 	┃ □ 1 なし □ 6 加算 I □ 5 加算 II □ 7 加算 II □ 7 加算 II □ 1 なし □ 6 加算 II □ 1 なし □ 1 加算 II □ 1 加度 II □		
			併設本体施設における介護職員等処 遇改善加算 I の届出状況	□ 1 なし □ 2 あり		
		介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □ 7 加算 I □ 8 加算 II □ 9 加算 II □ A 加算 IV		/	
			<b>尤田共交</b> 及 ル 甘	□ 1 基準型 □ 2 加算型 Ⅰ □ 3 加算型 Ⅱ □ 7 加算型 Ⅲ	□ 1 なし	
			夜間勤務条件基準	□ 5 加算型Ⅳ □ 6 減算型	ロ 2 あり	
			一時号の欠号による送答の出口	□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 薬剤師		
			職員の欠員による減算の状況	□ 4 看護職員 □ 5 介護職員		
			ユニットケア体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可		
			身体拘束廃止取組の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
			高齢者虐待防止措置実施の有無	口 1 減算型 口 2 基準型		
			 業務継続計画策定の有無	口 1 減算型 口 2 基準型		
			療養環境基準(廊下)	┃ □ 1 基準型   □ 2 減算型		
			療養環境基準(療養室)	□ 1 基準型 □ 2 減算型		
			若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり		
□ 2A 短期入所療養介護	□ 4 ユニット型Ⅰ型介護医療院	□ 1 Ⅰ型(Ⅰ)		□ 1 対応不可 □ 2 対応可		
		□ 2 Ⅰ型(Ⅱ)				
			 認知症専門ケア加算			
			 重度認知症疾患療養体制加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II		
			41 = 1-4 +			
			特別診療費項目	□ 3 集団コミュニケーション療法		
				□ 2 理学療法 I □ 3 作業療法 □ 4 言語聴覚療法	[	
			リハヒ゛リテーション提供体制	□ 5 精神科作業療法 □ 6 その他		
			 生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II		/
			サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算 I □ 5 加算 II □ 7 加算 II		
			併設本体施設における介護職員等処 遇改善加算 I の届出状況	□ 1 なし □ 2 あり		
			介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □ 7 加算 I □ 8 加算 II □ 9 加算 II □ A 加算 IV		у

				夜間勤務条件基準 	□ 1 基準型 □ 2 加算型 I □ 3 加算型 I □ 7 加算型 II □ 7 加算型 II □ 5 加算型 IV □ 6 減算型 □ 1 なし □ 2 医師 □ 3 薬剤師 □ 4 看護職員 □ 5 介護職員 □ 1 対応不可 □ 2 対応可 □ 1 減算型 □ 2 基準型	□ 1 なし □ 2 あり 	
□ 2A 短	豆期入所療養介護	□ 5 ユニット型Ⅱ型介護医療院		療養環境基準(廊下) 療養環境基準(療養室) 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 口腔連携強化加算 療養食加算 認知症専門ケア加算	□ 1 基準型 □ 2 減算型 □ 1 基準型 □ 2 減算型 □ 1 なし □ 2 あり □ 1 対応不可 □ 2 対応可 □ 1 なし □ 2 あり	   	
				重度認知症疾患療養体制加算 特別診療費項目 リハビリテーション提供体制 生産性向上推進体制加算 サービス提供体制強化加算 併設本体施設における介護職員等処 遇改善加算 I の届出状況	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II □ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 □ 2 薬剤管理指導 □ 3 集団コミュニケーション療法 □ 2 理学療法 I □ 3 作業療法 □ 4 言語聴覚療法 □ 5 精神科作業療法 □ 6 その他 □ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II □ 1 なし □ 6 加算 I □ 5 加算 II □ 7 加算 II □ 1 なし □ 2 あり	  	
				介護職員等処遇改善加算		   ロ 1 なし	
				夜間勤務条件基準	□ 5 加算型IV □ 6 減算型	□ 1 ac	
				職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 薬剤師 □ 4 看護職員 □ 5 介護職員		
				ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無	┃ □ 1 対応不可 □ 2 対応可 □ 1 減算型 □ 2 基準型		
				対体的系統正取組の有無 	┃ □ 1 減算型 □ 2 基準型 □ 1 減算型 □ 2 基準型 □ 1 減算型 □ 1 減算型 □ 2 基準型		
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	]	
				療養環境基準(廊下)	□ 1 基準型 □ 2 減算型		
	= ++n			療養環境基準(療養室)	┃ □ 1 基準型 □ 2 減算型		
LJ 2A  短 	<b>亞期入所療養介護</b>	□ 6 ユニット型特別介護医療院	│□ 1 Ⅰ型 │□ 2 Ⅱ型	若年性認知症利用者受入加算 	□ 1 なし □ 2 あり   □ 1 対応不可 □ 2 対応可		
					┃ □ 1 対応不可 □ 2 対応可 □ 1 対応不可 □ 2 対応可 □ 1 なし □ 2 あり		
				ロ			
					↓		
				重度認知症疾患療養体制加算			
				生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算 I □ 5 加算 I □ 7 加算 II		
				併設本体施設における介護職員等処 遇改善加算 I の届出状況	□ 1 なし □ 2 あり		
				介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □ 7 加算 I □ 8 加算 I □ 9 加算 I □ A 加算 IV		V

		 職員の欠員による減算の状況 ロ 1 なし ロ 2 看護職員 ロ 3 介護職員	
		順員の欠員による減算の状況	
		業務継続計画策定の有無 □ 1 減算型 □ 2 基準型	
		入居継続支援加算 □ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	
		テクノロジーの導入 (入居継続支援加算関係) 	
	□ 1 有料老人ホーム(介護専用型)	生活機能向上連携加算 □ 1 なし □ 3 加算 Ⅰ □ 2 加算 Ⅱ	
	ロ 2 軽費老人ホーム(介護専用型) ロ 1 一般型	個別機能訓練加算 ロ 1 なし ロ 2 あり	
口 33 特定施設入居者生活介護	ロ 3 養護老人ホーム(介護専用型) ロ 2 外部サ		
	□ 5 有料老人ホーム(混合型) 利用型	夜間看護体制加算 □ 1 なし □ 3 加算 Ⅰ □ 2 加算 Ⅱ	
	□ 6 軽費老人ホーム(混合型)	若年性認知症入居者受入加算 ロ 1 なし ロ 2 あり	
	ロ 7 養護老人ホーム(混合型)	科学的介護推進体制加算 ロ 1 なし ロ 2 あり	
		看取り介護加算 ロ 1 なし ロ 2 あり	
		認知症専門ケア加算 □ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	
		高齢者施設等感染対策向上加算 I ロ 1 なし ロ 2 あり	
		高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ □ 1 なし □ 2 あり	
		生産性向上推進体制加算 □ 1 なし □ 2 加算 Ⅰ □ 3 加算 Ⅱ	
		サービス提供体制強化加算 □ 1 なし □ 6 加算 I □ 2 加算 I □ 7 加算 II	
		介護職員等処遇改善加算 □ 1 なし □ 7 加算 I □ 8 加算 II □ 9 加算 II □ A 加	算Ⅳ
		職員の欠員による減算の状況 ロ 1 なし ロ 2 看護職員 ロ 3 介護職員	
		身体拘束廃止取組の有無 ロ 1 減算型 ロ 2 基準型	ロ 2 あり ロ 2 あり
		高齢者虐待防止措置実施の有無 ロ 1 減算型 ロ 2 基準型	
		=	
	ロ 1 有料老人ホーム(介護専用型)		
口 27 特定施設入居者生活介護	ロ 2 軽費老人ホーム(介護専用型)		
(短期利用型)	□ 5 有料老人ホーム(混合型)		
	口 6 軽費老人ホーム(混合型)		
		=	
		サービス提供体制強化加算 □ 1 なし □ 6 加算 I □ 2 加算 II □ 7 加算 II	
		業務継続計画策定の有無 ロ 1 減算型 ロ 2 基準型	□ 1 なし
		+	
□ 17 福祉用具貸与		中山間地域等における小規模事業所 加算(地域に関する状況) □ 1 非該当 □ 2 該当	
		中山間地域等における小規模事業所 加算(規模に関する状況) ロ 1 非該当 ロ 2 該当	
		ケアプランデータ連携システムの活 用及び事務職員の配置の体制 ロ 1 なし ロ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり
		特別地域加算 ロ 1 なし ロ 2 あり	
□ 43 居宅介護支援		中山間地域等における小規模事業所 加算(地域に関する状況) ロ 1 非該当 ロ 2 該当	
		中山間地域等における小規模事業所 加算(規模に関する状況) ロ 1 非該当 ロ 2 該当	
		+=	
		特定事業所加算 □ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II □ 4 加算 II □ 5 加	
		ターミナルケアマネジメント加算 ロ 1 なし ロ 2 あり	

		夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 6 減算型	□ 1 なし	□ 1 なし
		職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 看護職員 □ 3 介護職員 □ 4 介護支援専門員	ロ 2 あり	ロ 2 あり
		ユニットケア体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可		
			□ 1 減算型 □ 2 基準型		
		安全管理体制	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
		高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
		業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
		栄養ケア・マネジメントの 実施の有無	□ 1 なし □ 2 あり		
		日常生活継続支援加算	□ 1 なし □ 2 あり		
		テクノロジーの導入 (日常生活継続支援加算関係)	□ 1 なし □ 2 あり		
		看護体制加算 [	ロ 1 なし ロ 2 あり		
		看護体制加算Ⅱ	□ 1 なし □ 2 あり		
		表勤職員配置加算 一	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ・加算Ⅱ □ 3 加算Ⅲ・加算Ⅳ		
		テクノロジーの導入 (夜勤職員配置加算関係)	□ 1 なし □ 2 あり		
	□ 1 介護福祉施設	<u>準ユニットケア体制</u>	□ 1 対応不可 □ 2 対応可		
□ 51 介護福祉施設サービス	口 2 経過的小規模介護福祉施設	生活機能向上連携加算	□ 1 なし □ 3 加算 I □ 2 加算 II		
	口 3 ユニット型介護福祉施設	個別機能訓練加算	□ 1 なし □ 3 加算 I □ 4 加算 II □ 5 加算 II		
	口 4 経過的ユニット型小規模介護福祉施設	ADL維持等加算〔申出〕の有無	□ 1 なし □ 2 あり		
		若年性認知症入所者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり		
		常勤専従医師配置	1 なし 2 あり		
		精神科医師定期的療養指導	1 なし 2 あり		
		障害者生活支援体制	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II		
		栄養マネジメント強化体制	□ 1 なし □ 2 あり		
		療養食加算	<u>ロ 1 なし ロ 2 あり</u>		
		配置医師緊急時対応加算	<u>ロ 1 なし ロ 2 あり</u>		
		看取り介護体制	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II		
		在宅・入所相互利用体制	口 1 対応不可 口 2 対応可		
		認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
		認知症チームケア推進加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
		褥瘡マネジメント加算	<u> ロ 1 なし ロ 2 あり</u>		
		排せつ支援加算	<u> </u>		
		自立支援促進加算	<u> 口 1 なし  口 2 あり</u>		
		科学的介護推進体制加算	<u>ロ 1 なし ロ 2 あり</u>		
		安全対策体制	<u>ロ 1 なし ロ 2 あり</u>		
		高齢者施設等感染対策向上加算 I	<u>ロ 1 なし ロ 2 あり</u>		
		高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	<u>ロ 1 なし ロ 2 あり</u>		
		生產性向上推進体制加算	┃ □ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II		
		サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ		
		介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □ 7 加算 I □ 8 加算 II □ 9 加算 II □ A 加算 IV		

			夜間勤務条件基準	□ 1 基準	型	□ 6					ロ 1 なし	
				□ 1 なし		□ 2	医師		看護職員	口 4 介護職員	ロ 2 あり	
			職員の欠員による減算の状況	口 5 理学	療法士	□ 6	作業療法士	□ 7	介護支援専門			
				□ 8 言語	聴覚士							
			ユニットケア体制	□ 1 対応	不可	□ 2						
			身体拘束廃止取組の有無	□ 1 減算	型	□ 2	基準型					
			安全管理体制	□ 1 減算	.型	□ 2	基準型					
			高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算	.型	□ 2	基準型					
			業務継続計画策定の有無	□ 1 減算	.型	□ 2	基準型					
			栄養ケア・マネジメントの 実施の有無	□ 1なし		2 あり						
			室料相当額控除	口 1 非該	:当	□ 2	該当					
				□ 1 なし		2 あり						
			認知症短期集中リハビリテーション実施加算	□ 1 なし		2 あり						
			認知症ケア加算	□ 1 なし		2 あり						
			若年性認知症入所者受入加算	□ 1 なし		2 あり						
□ 52 介護保健施設サービス	□ 1 介護保健施設(I)	□ 1 基本型	在宅復帰・在宅療養支援機能加算	□ 1 なし		2 加算 I	[ 🗆 3 ]	加算Ⅱ				
		□ 2 在宅強化型	ターミナルケア体制	□ 1 なし		2 あり						
			栄養マネジメント強化体制	□ 1 なし		2 あり						
			療養食加算	□ 1 なし		2 あり						
			認知症専門ケア加算	□ 1 なし		2 加算 I						
			認知症チームケア推進加算 	□ 1 なし		2 加算 I					<b>-</b>	
			リハビリ計画書情報加算	□ 1 なし		3 加算 I		加算Ⅱ 				/
			褥瘡マネジメント加算 	□ 1 なし								
			排せつ支援加算 	□ 1 なし								/
			自立支援促進加算	1 なし		2 <i>b</i> y						
			科学的介護推進体制加算	_ 1 なし		2 <i>あり</i>						/
			安全対策体制	□ 1 なし		2 <i>あり</i>						
			高齢者施設等感染対策向上加算工									
			高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	□ 1 なし		2あり						1/
			生産性向上推進体制加算									1/
			サービス提供体制強化加算	□ 1 なし					7 加算Ⅲ			/
1		1	介護職員等処遇改善加算	┃ □ 1 なし		│ / 加算Ⅰ	L 📙 8 7	加算Ⅱ  □	」 9 加算Ⅲ	□ A 加算IV		V

			<b>尤即</b> 典 改 夕 ル 甘 淮				1
			夜間勤務条件基準	│ 基準型		ロ 1 なし	
					3 看護職員 口 4 介護職員	□ 2 あり	
			職員の欠員による減算の状況		7 介護支援専門員		
				3 言語聴覚士 			
			ユニットケア体制	対応不可 □ 2対応可			
			身体拘束廃止取組の有無	減算型 □ 2基準型			
			安全管理体制	減算型 □ 2基準型			
			高齢者虐待防止措置実施の有無	減算型			
			業務継続計画策定の有無	減算型 □ 2 基準型			
			栄養ケア・マネジメントの 実施の有無	なし ロ 2 あり			
				   なし			
			認知症短期集中リハビリテーション実施加算	   なし			
				   なし     □ 2 あり	·		
			若年性認知症入所者受入加算	⊤al 2 あり	·		
□ 52 介護保健施設サービス	□ 2 ユニット型介護保健施設(I)	□ 1 基本型	在宅復帰・在宅療養支援機能加算		·		
		口 2 在宅強化型	ターミナルケア体制	   なし    □ 2 あり	·		
			************************************	⊤al 2 あり	·		
				   なし	·		
				なし	·		
					·		
			 リハビリ計画書情報加算		·		
				⊤al 2 あり	·		
			 排せつ支援加算	⊤ なし □ 2 あり	·		
			自立支援促進加算	   なし    □ 2 あり	·		
			科学的介護推進体制加算	⊤al 2 あり	·		
			安全対策体制	⊤ α l α l α l α l α l α l α l α l α l α			
			高齢者施設等感染対策向上加算 I	   なし			
				⊤ α l α l α l α l α l α l α l α l α l α			
			生産性向上推進体制加算	なし	·		1/
			サービス提供体制強化加算	なし			/
			<u> </u>	なし	□ 9 加算Ⅲ □ A 加算Ⅳ	1	V

		七田类交及从甘淮	口 1 甘淮刑     □ 6 淀管刑	
		夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 6 減算型 □ 2 系統聯号 □ 4 A ※ ※ ※ □ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
		ᄥᄝᄼᄱᄝᇆᄔᄼᅷᄷᄼᄮᄁ	□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員 □ 4 介護職員	□ 2 あり
		職員の欠員による減算の状況	口 5 理学療法士 口 6 作業療法士 口 7 介護支援専門員	
			□ 8 言語聴覚士 	/
		ユニットケア体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	/
		身体拘束廃止取組の有無 	□ 1 減算型 □ 2 基準型 	
		安全管理体制	□ 1 減算型 □ 2 基準型	/
		高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	
		業務継続計画策定の有無 	□ 1 減算型 □ 2 基準型 	/
		栄養ケア・マネジメントの 実施の有無	□ 1 なし □ 2 あり	
		室料相当額控除	□ 1 非該当 □ 2 該当	
		夜勤職員配置加算	1 なし □ 2 あり	
		認知症短期集中リハビリテーション実施加算	□ 1 なし □ 2 あり	]   /
			□ 1 なし □ 2 あり	]
		若年性認知症入所者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり	]
		ターミナルケア体制	1 なし □ 2 あり	
	□ 5 介護保健施設(Ⅱ)	特別療養費加算項目	□ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 □ 2 薬剤管理指導	
□ 52 介護保健施設サービス	□ 7 介護保健施設(Ⅲ)	療養体制維持特別加算Ⅰ	□ 1 なし □ 2 あり	
		療養体制維持特別加算Ⅱ	ロ 1 なし ロ 2 あり	
		栄養マネジメント強化体制	□ 1 なし □ 2 あり	
		療養食加算	□ 1 なし □ 2 あり	
		認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	
		認知症チームケア推進加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	
		リハヒ゛リテーション提供体制	□ 1 リハビリテーション指導管理 □ 2 言語聴覚療法	
			□ 3 精神科作業療法 □ 4 その他	
		リハビリ計画書情報加算	□ 1 なし □ 3 加算 I □ 2 加算 II	
		排せつ支援加算	□ 1 なし □ 2 あり	
		自立支援促進加算	ロ 1 なし ロ 2 あり	
		科学的介護推進体制加算	□ 1 なし □ 2 あり	
		安全対策体制	□ 1 なし □ 2 あり	
		高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	□ 1 なし □ 2 あり	/
		高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	□ 1 なし □ 2 あり	/
		生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	
		サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算 I □ 5 加算 II □ 7 加算 II	//
		介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □ 7 加算 I □ 8 加算 II □ 9 加算 II □ A 加算 IV	<u> </u>

		夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 6 減算型	□ 1 なし
			□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員	ロ 2 あり
		職員の欠員による減算の状況	□ 5 理学療法士 □ 6 作業療法士 □ 7 介護支援専門員	
			□ 8 言語聴覚士	
		ユニットケア体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可	
		身体拘束廃止取組の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	
		安全管理体制	□ 1 減算型 □ 2 基準型	
		高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	
		業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	
		学生をマースさい 人へ	□ 1 なし □ 2 あり	
		夜勤職員配置加算	□ 1 なし □ 2 あり	
		認知症短期集中リハヒ・リテーション実施加算	□ 1 なし □ 2 あり	
			□ 1 なし □ 2 あり	
			<ul><li>1 なし</li><li>2 あり</li></ul>	
		ターミナルケア体制	口 1 なし 口 2 あり	
	□ 6 ユニット型介護保健施設(Ⅱ)	<del> </del>	□ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 □ 2 薬剤管理指導	
┃ □ 52   介護保健施設サービス	□ 8 ユニット型介護保健施設(Ⅲ)		□ 1 なし □ 2 あり	
			□ 1 なし □ 2 あり	
			□ 1 なし □ 2 あり	
			□ 1 なし □ 2 あり	
			□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ 	
			□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ 	
		リハヒリナーション提供体制	□ 1 リハビリテ-ション指導管理 □ 2 言語聴覚療法	
			□ 3 精神科作業療法 □ 4 その他	
			□ 1 なし □ 3 加算 I □ 2 加算 II 	
			□ 1 なし □ 2 あり 	
			□ 1 なし □ 2 あり 	
			<u> </u>	
			<u> </u>	
			<u> </u>	/
			<u> </u>	
			□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 I	/
			□ 1 なし □ 6 加算 I □ 5 加算 II □ 7 加算 II □ 3 か か か	
		介護職員等処遇改善加算	<ul><li>□ 1 なし</li><li>□ 7 加算I</li><li>□ 8 加算II</li><li>□ 9 加算II</li><li>□ A 加算IV</li></ul>	

		夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 6 減算型		1
			┃ □ 1 基準型 □ 6 減算型 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員	_	/
		  職員の欠員による減算の状況	□ 1 なじ □ 2 医師 □ 3 有護職員 □ 4 介護職員 □ 4 分護職員 □ 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1		
		収員の人員による   収昇の仏儿			/
			│ □ 8 言語聴覚士 		/
		ユニットケア体制 			/
		身体拘束廃止取組の有無	│ □ 1 減算型 □ 2 基準型 □ 1 3 ★ # T □ 1 3 ★ #		
		安全管理体制	□ 1 減算型 □ 2 基準型		/
		高齢者虐待防止措置実施の有無 			
		業務継続計画策定の有無	┃		
		栄養ケア・マネジメントの 実施の有無	<ul><li>ロ 1 なし</li><li>ロ 2 あり</li></ul>		
□ 52 介護保健施設サービス	□ 9 介護保健施設 (IV)	室料相当額控除	□ 1 非該当 □ 2 該当		
			1 なし	]	/
			□ 1 なし □ 2 あり	···] /	/
		若年性認知症入所者受入加算	1 なし	·····] /	
		ターミナルケア体制	□ 1 なし □ 2 あり		
			1 なし		
			1 なし		
		高齢者施設等感染対策向上加算 I			
			<del></del>		
		介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □ 7 加算 I □ 8 加算 II □ 9 加算 II □ A 加算 IV	·  //	
				<del> </del>	
		┃夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 6 減算型	□ 1 なし	//
		夜間勤務条件基準 	│ □ 1 基準型 □ 6 減算型 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員	ロ 1 なし ロ 2 あり	/
		夜間勤務条件基準  職員の欠員による減算の状況		·	
			□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員	·	
		職員の欠員による減算の状況 	口 1 なし       口 2 医師       口 3 看護職員       口 4 介護職員         口 5 理学療法士       口 6 作業療法士       口 7 介護支援専門員         口 8 言語聴覚士       口 1 対応不可       口 2 対応可	·	
		職員の欠員による減算の状況 	口 1 なし       口 2 医師       口 3 看護職員       口 4 介護職員         口 5 理学療法士       口 6 作業療法士       口 7 介護支援専門員         口 8 言語聴覚士       口 1 対応不可       口 2 対応可	·	
		職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無	口 1 なし       口 2 医師       口 3 看護職員       口 4 介護職員         口 5 理学療法士       口 6 作業療法士       口 7 介護支援専門員         口 8 言語聴覚士       口 1 対応不可       口 2 対応可	·	
		職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 安全管理体制	口 1 なし       口 2 医師       口 3 看護職員       口 4 介護職員         口 5 理学療法士       口 6 作業療法士       口 7 介護支援専門員         口 8 言語聴覚士       口 1 対応不可       口 2 対応可         口 1 減算型       口 2 基準型         口 1 減算型       口 2 基準型         口 1 減算型       口 2 基準型	·	
		職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 安全管理体制 高齢者虐待防止措置実施の有無 業務継続計画策定の有無	□ 1 なし       □ 2 医師       □ 3 看護職員       □ 4 介護職員         □ 5 理学療法士       □ 6 作業療法士       □ 7 介護支援専門員         □ 8 言語聴覚士       □ 1 対応不可       □ 2 対応可         □ 1 減算型       □ 2 基準型         □ 1 減算型       □ 2 基準型	·	
		職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 安全管理体制 高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員 □ 5 理学療法士 □ 6 作業療法士 □ 7 介護支援専門員 □ 8 言語聴覚士 □ 1 対応不可 □ 2 対応可 □ 1 減算型 □ 2 基準型	·	
□ 52 介護保健施設サービス	<ul><li>ロ A ユニット型介護保健施設(IV)</li></ul>	職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 安全管理体制 高齢者虐待防止措置実施の有無 業務継続計画策定の有無 栄養ケア・マネジメントの	□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員 □ 5 理学療法士 □ 6 作業療法士 □ 7 介護支援専門員 □ 8 言語聴覚士 □ 1 対応不可 □ 2 対応可 □ 1 減算型 □ 2 基準型	·	
□ 52 介護保健施設サービス	口 A ユニット型介護保健施設(IV)	職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 安全管理体制 高齢者虐待防止措置実施の有無 業務継続計画策定の有無 栄養ケア・マネジメントの 実施の有無 夜勤職員配置加算	□ 1 なし       □ 2 医師       □ 3 看護職員       □ 4 介護職員         □ 5 理学療法士       □ 6 作業療法士       □ 7 介護支援専門員         □ 1 対応不可       □ 2 対応可         □ 1 減算型       □ 2 基準型         □ 1 なし       □ 2 あり         □ 1 なし       □ 2 あり	·	
□ 52 介護保健施設サービス	□ A ユニット型介護保健施設(IV)	職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 安全管理体制 高齢者虐待防止措置実施の有無 業務継続計画策定の有無 栄養ケア・マネジメントの 実施の有無 夜勤職員配置加算 認知症ケア加算	□ 1 なし       □ 2 医師       □ 3 看護職員       □ 4 介護職員         □ 5 理学療法士       □ 6 作業療法士       □ 7 介護支援専門員         □ 1 対応不可       □ 2 対応可         □ 1 減算型       □ 2 基準型         □ 1 減算型       □ 2 基準型         □ 1 減算型       □ 2 基準型         □ 1 なし       □ 2 あり	·	
口 52 介護保健施設サービス	□ A ユニット型介護保健施設(IV)	職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 安全管理体制 高齢者虐待防止措置実施の有無 業務継続計画策定の有無 栄養ケア・マネジメントの 実施の有無 夜勤職員配置加算 認知症ケア加算 若年性認知症入所者受入加算	□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員 □ 5 理学療法士 □ 6 作業療法士 □ 7 介護支援専門員 □ 8 言語聴覚士 □ 1 対応不可 □ 2 対応可 □ 1 減算型 □ 2 基準型 □ 1 なし □ 2 あり	·	
□ 52 介護保健施設サービス	□ A ユニット型介護保健施設(IV)	職員の欠員による減算の状況  ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 安全管理体制 高齢者虐待防止措置実施の有無 業務継続計画策定の有無 栄養ケア・マネジメントの 実施の有無 夜勤職員配置加算 認知症ケア加算 若年性認知症入所者受入加算 ターミナルケア体制	□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員 □ 5 理学療法士 □ 6 作業療法士 □ 7 介護支援専門員 □ 8 言語聴覚士 □ 1 対応不可 □ 2 対応可 □ 1 減算型 □ 2 基準型 □ 1 減算型 □ 2 基準型 □ 1 減算型 □ 2 基準型 □ 1 なし □ 2 あり	·	
□ 52 介護保健施設サービス	□ A ユニット型介護保健施設(IV)	職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 安全管理体制 高齢者虐待防止措置実施の有無 業務継続計画策定の有無 栄養ケア・マネジメントの 実施の有無 夜勤職員配置加算 認知症ケア加算 若年性認知症入所者受入加算 ターミナルケア体制 栄養マネジメント強化体制	□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員 □ 5 理学療法士 □ 6 作業療法士 □ 7 介護支援専門員 □ 1 対応不可 □ 2 対応可 □ 1 減算型 □ 2 基準型 □ 1 なし □ 2 あり	·	
口 52 介護保健施設サービス	□ A ユニット型介護保健施設(IV)	職員の欠員による減算の状況  ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 安全管理体制 高齢者虐待防止措置実施の有無 業務継続計画策定の有無 栄養ケア・マネジメントの 実施の有無 夜勤職員配置加算 認知症ケア加算 若年性認知症入所者受入加算 ターミナルケア体制 栄養マネジメント強化体制 療養食加算	□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員 □ 5 理学療法士 □ 6 作業療法士 □ 7 介護支援専門員 □ 1 対応不可 □ 2 対応可 □ 1 減算型 □ 2 基準型 □ 1 なし □ 2 あり	·	
□ 52 介護保健施設サービス	□ A ユニット型介護保健施設(IV)	職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 安全管理体制 高齢者虐待防止措置実施の有無 業務継続計画策定の有無 栄養ケア・マネジメントの 実施の有無 夜勤職員配置加算 認知症ケア加算 若年性認知症入所者受入加算 ターミナルケア体制 栄養マネジメント強化体制 療養食加算 認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員 □ 5 理学療法士 □ 6 作業療法士 □ 7 介護支援専門員 □ 1 対応不可 □ 2 対応可 □ 1 減算型 □ 2 基準型 □ 1 減算型 □ 2 基準型 □ 1 減算型 □ 2 基準型 □ 1 なし □ 2 あり	·	
□ 52 介護保健施設サービス	口 A ユニット型介護保健施設(IV)	職員の欠員による減算の状況  ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 安全管理体制 高齢者虐待防止措置実施の有無 業務継続計画策定の有無 栄養ケア・マネジメントの 実施の有無 夜勤職員配置加算 認知症ケア加算 若年性認知症入所者受入加算 ターミナルケア体制 栄養マネジメント強化体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 認知症チームケア推進加算	□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員 □ 5 理学療法士 □ 6 作業療法士 □ 7 介護支援専門員 □ 1 対応不可 □ 2 対応可 □ 1 減算型 □ 2 基準型 □ 1 なし □ 2 あり	·	
□ 52 介護保健施設サービス	□ A ユニット型介護保健施設(IV)	職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 安全管理体制 高齢者虐待防止措置実施の有無 業務継続計画策定の有無 栄養ケア・マネジメントの 実施の有無 夜勤職員配置加算 認知症ケア加算 若年性認知症入所者受入加算 ターミナルケア体制 栄養マネジメント強化体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 認知症・アカリ算 認知症・アカリ質 認知症・アカリ質 認知症・アカリ質 にはる減算の状況	□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員 □ 5 理学療法士 □ 6 作業療法士 □ 7 介護支援専門員 □ 8 言語聴覚士 □ 1 対応不可 □ 2 対応可 □ 1 減算型 □ 2 基準型 □ 1 なし □ 2 あり □ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II □ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II □ 1 なし □ 2 あり	·	
□ 52 介護保健施設サービス	□ A ユニット型介護保健施設(IV)	職員の欠員による減算の状況  ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 安全管理体制 高齢者虐待防止措置実施の有無 業務継続計画策定の有無 栄養ケア・マネジメントの 実施の有無 夜勤職員配置加算 認知症ケア加算 若年性認知症入所者受入加算 ターミナルケア体制 栄養マネジメント強化体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 認知症チームケア推進加算 高齢者施設等感染対策向上加算 II 高齢者施設等感染対策向上加算 II	□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員 □ 5 理学療法士 □ 6 作業療法士 □ 7 介護支援専門員 □ 1 対応不可 □ 2 対応可 □ 1 減算型 □ 2 基準型 □ 1 なし □ 2 あり □	·	
□ 52 介護保健施設サービス	□ A ユニット型介護保健施設(IV)	職員の欠員による減算の状況  ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 安全管理体制 高齢者虐待防止措置実施の有無 業務継続計画策定の有無 栄養ケア・マネジメントの 実施の有無 夜勤職員配置加算 認知症ケア加算 若年性認知症入所者受入加算 ターミナルケア体制 栄養マネジメント強化体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 認知症・アカリカー・アクログラスを受ける。 認知症・アカリカー・アカー・アカリー・アカリ	□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員 □ 5 理学療法士 □ 6 作業療法士 □ 7 介護支援専門員 □ 1 対応不可 □ 2 対応可 □ 1 減算型 □ 2 基準型 □ 1 なし □ 2 あり □ 1 なし □ 2 かり □	·	
口 52 介護保健施設サービス	□ A ユニット型介護保健施設(IV)	職員の欠員による減算の状況  ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 安全管理体制 高齢者虐待防止措置実施の有無 業務継続計画策定の有無 栄養ケア・マネジメントの 実施の有無 夜勤職員配置加算 認知症ケア加算 若年性認知症入所者受入加算 ターミナルケア体制 栄養マネジメント強化体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 認知症チームケア推進加算 高齢者施設等感染対策向上加算 II 高齢者施設等感染対策向上加算 II	□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員 □ 5 理学療法士 □ 6 作業療法士 □ 7 介護支援専門員 □ 1 対応不可 □ 2 対応可 □ 1 減算型 □ 2 基準型 □ 1 なし □ 2 あり □	·	

	-	T	_		
			┃  夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 2 加算型  □ 3 加算型  □ 7 加算型  □	□ 1 なし □ a
					ロ 2 あり
			  職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 薬剤師 □ 4 看護職員	
				┃ □ 5 介護職員 □ 6 介護支援専門員 	
			身体拘束廃止取組の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	
			安全管理体制	□ 1 減算型 □ 2 基準型	
			高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	
			業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	
			栄養ケア・マネジメントの 実施の有無	□ 1 なし □ 2 あり	
			療養環境基準(廊下)	□ 1 基準型 □ 2 減算型	
			療養環境基準(療養室)	□ 1 基準型 □ 2 減算型	
			若年性認知症入所者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり	
			************************************		
			 療養食加算	□ 1 なし □ 2 あり	
		□ 1 Ⅰ型(Ⅰ)	此可沙库弗拉口	□ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 □ 2 薬剤管理指導	
□ 55 介護医療院サービス	□ 1 Ⅰ型介護医療院	□ 2 Ⅰ型(Ⅱ)	特別診療費項目	□ 3 集団コミュニケーション療法	
		□ 3 [型(Ⅲ)		□ 2 理学療法 I □ 3 作業療法 □ 4 言語聴覚療法	
			リハヒ゛リテーション提供体制	□ 5 精神科作業療法 □ 6 その他	
			リハビリテーション・口腔・栄養 に係る計画の提出	□ 1 なし □ 2 理学療法 注 7 □ 3 作業療法 注 7 □ 4 言語聴覚療法 注 5	
			認知症短期集中リハビリテーション加算	□ 1 なし □ 2 あり	
				□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	
				□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	/
			重度認知症疾患療養体制加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	
			 排せつ支援加算	□ 1 なし □ 2 あり	
			自立支援促進加算	1 なし □ 2 あり	/
			科学的介護推進体制加算	□ 1 なし □ 2 あり	
			安全対策体制		/
			高齢者施設等感染対策向上加算 [	□ 1 なし □ 2 あり	/
			高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	□ 1 なし □ 2 あり	
			生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	
			サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算 I □ 5 加算 II □ 7 加算 II	/
			介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □ 7 加算 I □ 8 加算 II □ 9 加算 II □ A 加算 IV	V

			_	•	
			┃ ┃夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 2 加算型 Ⅰ □ 3 加算型 Ⅱ □ 7 加算型 Ⅲ	□ 1 なし
				□ 5 加算型Ⅳ □ 6 減算型	ロ 2 あり
			  職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 薬剤師 □ 4 看護職員	
			1865 077 St. C. O. W. 34 07 1770	口 5 介護職員 口 6 介護支援専門員	
			身体拘束廃止取組の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	
			安全管理体制	□ 1 減算型 □ 2 基準型	
			高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	
			業務継続計画策定の有無	口 1 減算型 口 2 基準型	
			栄養ケア・マネジメントの 実施の有無	□ 1 なし □ 2 あり	
			療養環境基準(廊下)	□ 1 基準型 □ 2 減算型	
			療養環境基準(療養室)	□ 1 基準型 □ 2 減算型	
			室料相当額控除	□ 1 非該当 □ 2 該当	
			若年性認知症入所者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり	
			栄養マネジメント強化体制	□ 1 なし □ 2 あり	
			療養食加算	□ 1 なし □ 2 あり	
		□ 1 Ⅱ型(Ⅰ)	  特別診療費項目	□ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 □ 2 薬剤管理指導	
□ 55 介護医療院サービス	□ 2 Ⅱ型介護医療院	□ 2 Ⅱ型(Ⅱ)	197000000000000000000000000000000000000	ロ 3 集団コミュニケーション療法	
		□ 3 Ⅱ型(Ⅲ)	  リハビリテ-ション提供体制	□ 2 理学療法 I □ 3 作業療法 □ 4 言語聴覚療法	
			ייידין אין אין אין אין אין אין אין אין אין א	□ 5 精神科作業療法 □ 6 その他	
			リハビリテーション・口腔・栄養 に係る計画の提出	□ 1 なし □ 2 理学療法 注 7 □ 3 作業療法 注 7 □ 4 言語聴覚療法 注 5	
			認知症短期集中リハヒ・リテーション加算	□ 1 なし □ 2 あり	
			認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	
			認知症チームケア推進加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	
			重度認知症疾患療養体制加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	
			排せつ支援加算	<u>ロ 1 なし ロ 2 あり</u>	
			自立支援促進加算	□ 1 なし □ 2 あり	
			科学的介護推進体制加算	□ 1 なし □ 2 あり	
			安全対策体制	□ 1 なし □ 2 あり	
			高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	┃ □ 1 なし     □ 2 あり	
			高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	_ ロ 1 なし   ロ 2 あり	
			生産性向上推進体制加算	┃ □ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II □ 3 加算 II □ 1 なし □ 1	
			サービス提供体制強化加算	┃ □  1 なし   □  6 加算 I   □  5 加算 II   □  7 加算 II 	V
			介護職員等処遇改善加算	<ul><li>□ 1 なし</li><li>□ 7 加算I</li><li>□ 8 加算II</li><li>□ 9 加算II</li><li>□ A 加算IV</li></ul>	V

			T		
			夜間勤務条件基準		
					2 あり /
			職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 薬剤師 □ 4 看護職員 □ 5 ○ 5 ○ 5 ○ 5 ○ 5 ○ 5 ○ 5 ○ 5 ○ 5 ○ 5	
				□ 5 介護職員 □ 6 介護支援専門員 	
			身体拘束廃止取組の有無	│ □ 1 減算型 □ 2 基準型 □ 2 基準型 □ 3 4 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	
			安全管理体制	│ □ 1 減算型 □ 2 基準型 □ 1 減算型 □ 2 基準型 □ 1 減算型 □ 1 減算型 □ 1 減少額 □ 1 減√額 □	
			高齢者虐待防止措置実施の有無	│ □ 1 減算型 □ 2 基準型 □ 2	
			業務継続計画策定の有無	│ □ 1 減算型 □ 2 基準型 	
			栄養ケア・マネジメントの 実施の有無	□ 1 なし □ 2 あり	
			療養環境基準(廊下)	□ 1 基準型 □ 2 減算型	
□ 55 介護医療院サービス	□ 3 特別介護医療院	□ 1 Ⅰ型	療養環境基準(療養室)	□ 1 基準型 □ 2 減算型	
			若年性認知症入所者受入加算		
			 栄養マネジメント強化体制		
			 療養食加算		
			重度認知症疾患療養体制加算	- □ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	/
				□ 1 なし □ 2 あり	/
			高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	□ 1 なし □ 2 あり	/
			生産性向上推進体制加算		/
			サービス提供体制強化加算		/
			介護職員等処遇改善加算	- I ロ 1 なし ロ 7 加算 I ロ 8 加算 II ロ 9 加算 II □ A 加算 IV	/
					1 なし
			夜間勤務条件基準		2 あり /
			 職員の欠員による減算の状況		_ /
				□ 5 介護職員 □ 6 介護支援専門員 □ 1 □ 1 □ 1 □ □ 1 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
			   身体拘束廃止取組の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	
			安全管理体制		
			高齢者虐待防止措置実施の有無		
			業務継続計画策定の有無		
			栄養ケア・マネジメントの		/
			実施の有無	□ 1 なし □ 2 あり	
	□ 3 特別介護医療院		療養環境基準(廊下)		/
□ 55 ↑介護医療院サービス		□ 2 Ⅱ型	療養環境基準(療養室)	┃ □ 1 基準型     □ 2 減算型	/
			室料相当額控除		/
			若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり	/
			栄養マネジメント強化体制	□ 1 なし □ 2 あり	/
			療養食加算	1 なし 2 あり	/
			認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	/
			認知症チームケア推進加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	/
			重度認知症疾患療養体制加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	/
			高齢者施設等感染対策向上加算I	□ 1 なし □ 2 あり	/
			高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	口 1 なし 口 2 あり	/
			生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	/
		l l			1 /
			サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ	/

				□ 1 基準型 □ 2 加算型 I □ 3 加算型 II □ 7 加算型 II □ 1 なし	
		[汉旧] 3		□ 5 加算型Ⅳ □ 6 減算型 □ 2 あり	
			┃ 職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 薬剤師 □ 4 看護職員	
			職員の人員による拠昇の仏儿	口 5 介護職員 口 6 介護支援専門員	
			ユニットケア体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可	
			身体拘束廃止取組の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	
			安全管理体制	□ 1 減算型 □ 2 基準型	
			高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	
			業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	
			************************************	□ 1 なし □ 2 あり	
			 療養環境基準(廊下)		
			 療養環境基準(療養室)	□ 1 基準型 □ 2 減算型	
			若年性認知症入所者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり	
			栄養マネジメント強化体制	□ 1 なし □ 2 あり	- 1
	□ 4 ユニット型Ⅰ型介護医療院	療養食加算 □ 1 なし □ 2 あり -ニット型 I 型介護医療院 □ 1 I 型(I) 特別診療費項目 □ 3 集団コミュニケーション療法	療養食加算	□ 1 なし □ 2 あり	- 1
□ 55 介護医療院サービス			+ 叫	□ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 □ 2 薬剤管理指導	- 1
			ロ 3 集団コミュニケーション療法	- 1	
			リハビリテーション提供体制	□ 2 理学療法 I □ 3 作業療法 □ 4 言語聴覚療法	
			かに ケ) 「フョン淀 (共 体 市)	□ 5 精神科作業療法 □ 6 その他	- 1
			リハビリテーション・口腔・栄養 に係る計画の提出	□ 1 なし □ 2 理学療法 注7 □ 3 作業療法 注7 □ 4 言語聴覚療法 注5	
			認知症短期集中リハビリテーション加算	□ 1 なし □ 2 あり	- 1
			認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	-
			認知症チームケア推進加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	1
			重度認知症疾患療養体制加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	1
			排せつ支援加算	ロ 1 なし ロ 2 あり	
			自立支援促進加算	ロ 1 なし ロ 2 あり	1
			科学的介護推進体制加算	ロ 1 なし ロ 2 あり	1
			安全対策体制		1
			高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	□ 1 なし □ 2 あり	
			高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	□ 1 なし □ 2 あり	
			生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	
			サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算 I □ 5 加算 II □ 7 加算 II □ 1 加算 II □ 1 加算 II □ 1 加算 II □ □ 1 加算 II □ □ II 加算 II □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
			介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □ 7 加算I □ 8 加算II □ 9 加算II □ A 加算IV	

		夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 2 加算型 I □ 3 加算型 II □ 7 加算型 II □	□ 1 なし
				□ 2 あり
			□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 薬剤師 □ 4 看護職員	
			口 5 介護職員 口 6 介護支援専門員	
		ユニットケア体制	口 1 対応不可 口 2 対応可	
		身体拘束廃止取組の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	
		安全管理体制	口 1 減算型 口 2 基準型	
		高齢者虐待防止措置実施の有無	口 1 減算型 口 2 基準型	
		業務継続計画策定の有無	口 1 減算型 口 2 基準型	
		栄養ケア・マネジメントの 実施の有無	□ 1 なし □ 2 あり	
1			□ 1 基準型 □ 2 減算型	
		療養環境基準(療養室)	□ 1 基準型 □ 2 減算型	1 /
		若年性認知症入所者受入加算	1 なし □ 2 あり	1 /
		************************************	□ 1 なし □ 2 あり	
		療養食加算	□ 1 なし □ 2 あり	
口 55 介護医療院サービス	□ 5 ユニット型Ⅱ型介護医療院		□ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 □ 2 薬剤管理指導	
		付別的原复填口 	口 3 集団コミュニケーション療法	
1		リハヒ゛リテーション提供体制	□ 2 理学療法 I □ 3 作業療法 □ 4 言語聴覚療法	
			□ 5 精神科作業療法 □ 6 その他	
		リハビリテーション・口腔・栄養 に係る計画の提出	□ 1 なし □ 2 理学療法 注 7 □ 3 作業療法 注 7 □ 4 言語聴覚療法 注 5	
		認知症短期集中リハビリテーション加算	□ 1 なし □ 2 あり	/
		認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	/
		認知症チームケア推進加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	/
		重度認知症疾患療養体制加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	/
		排せつ支援加算	□ 1 なし □ 2 あり	/
		自立支援促進加算	□ 1 なし □ 2 あり	/
		科学的介護推進体制加算	ロ 1 なし ロ 2 あり	/
		安全対策体制	口 1 なし 口 2 あり	
		高齢者施設等感染対策向上加算I	口 1 なし 口 2 あり	/
		高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	口 1 なし 口 2 あり	/
		生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	
		サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算 I □ 5 加算 II □ 7 加算 II	/
		介護職員等処遇改善加算		V

			夜間勤務条件基準		1 なし
				□ 5 加算型N □ 6 減算型 □ 1 なし □ 2 医師 □ 3 薬剤師 □ 4 看護職員 □	2 by /
			職員の欠員による減算の状況	□ 5 介護職員 □ 6 介護支援専門員	
			ユニットケア体制	口 1 対応不可 口 2 対応可	
			身体拘束廃止取組の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	
			安全管理体制	□ 1 減算型 □ 2 基準型	
			高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	
			業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	
			栄養ケア・マネジメントの 実施の有無	□ 1 なし □ 2 あり	
				□ 1 基準型 □ 2 減算型	
□ 55 介護医療院サービス	□ 6 ユニット型特別介護医療院	□ 1 Ⅰ型		□ 1 基準型 □ 2 減算型	
		□ 2 Ⅱ型	若年性認知症入所者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり	
			栄養マネジメント強化体制	□ 1 なし □ 2 あり	
			療養食加算	□ 1 なし □ 2 あり	
			認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	/
			認知症チームケア推進加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	
			重度認知症疾患療養体制加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	/
			高齢者施設等感染対策向上加算 I	□ 1 なし □ 2 あり	/
			高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	<u>ロ 1 なし ロ 2 あり</u>	/
			生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	/
			サービス提供体制強化加算		/
			介護職員等処遇改善加算	<ul><li>□ 1 なし</li><li>□ 7 加算 I</li><li>□ 8 加算 I</li><li>□ 9 加算 II</li><li>□ A 加算 IV</li></ul>	V

# 介 護 給 付 費 算 定 に 係 る 体 制 等 状 況 一 覧 表(主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況)

			- 1	- 1		1		1		
	1 1	1		1	ı	1	1	1	ı	
車 丵 品 釆 早	1 1				1	1	1	1	ı	
1 事業所番号	1 1				ı		ı	ı	ı	
尹未別笛与	1 1				ı		ı	ı	ı	
	1 1				1	1	1	1	ı	
1										

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	そ の 他 該 当 す る 体 制 等
各サービス共通		地域区分	□ 1 1級地 □ 6 2級地 □ 7 3級地 □ 2 4級地
		10-34-23	□ 3 5級地 □ 4 6級地 □ 9 7級地 □ 5 その他
		定期巡回・随時対応サービスに関す	□ 1 定期巡回の指定を受けていない
			□ 2 定期巡回の指定を受けている
			口 3 定期巡回の整備計画がある
		高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型
		業務継続計画策定の有無	┃
		共生型サービスの提供 (居宅介護事業所)	□ 1 なし □ 2 あり
		共生型サービスの提供 (重度訪問介護事業所)	□ 1 なし □ 2 あり
	□ 1 身体介護	同一建物減算(同一敷地内建物等に 居住する者への提供)	□ 1 非該当 □ 2 該当
□ 11 訪問介護	<ul><li>□ 2 生活援助</li><li>□ 3 通院等乗降介助</li></ul>	同一建物減算(同一敷地内建物等に 居住する者への提供(利用者50人以 上))	口 1 非該当 口 2 該当
		同一建物減算(同一敷地内建物等に 居住する者への提供割合90%以上)	口 1 非該当 口 2 該当
		特別地域加算	口 1 なし 口 2 あり
		中山間地域等における小規模事業所 加算(地域に関する状況)	□ 1 非該当 □ 2 該当
		中山間地域等における小規模事業所 加算(規模に関する状況)	□ 1 非該当 □ 2 該当
'		口腔連携強化加算	□ 1 なし □ 2 あり
		認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II
	□ 1 訪問看護ステーション □ 2 病院又は診療所 □ 3 定期巡回・随時対応型サービス連携	業務継続計画策定の有無	口 1 減算型 口 2 基準型
		特別地域加算	□ 1 なし □ 2 あり
□ 13 訪問看護		中山間地域等における小規模事業所 加算(地域に関する状況)	□ 1 非該当 □ 2 該当
		中山間地域等における小規模事業所 加算(規模に関する状況)	□ 1 非該当 □ 2 該当
	□ 1 病院又は診療所 □ 2 介護老人保健施設 □ 3 介護医療院	高齢者虐待防止措置実施の有無	口 1 減算型 口 2 基準型
		業務継続計画策定の有無	口 1 減算型 口 2 基準型
		特別地域加算	□ 1 なし □ 2 あり
ロ 14 訪問リハビリテーション		中山間地域等における小規模事業所 加算(地域に関する状況)	□ 1 非該当 □ 2 該当
		中山間地域等における小規模事業所 加算(規模に関する状況)	□ 1 非該当 □ 2 該当
		リハビリテーションマネジメント加算	□ 1 なし □ 3 加算イ □ 6 加算□
		リハビリテ-ションマネジメント加算に係る 医師による説明 	□ 1 なし □ 2 あり
		口腔連携強化加算	□ 1 なし □ 2 あり
		移行支援加算	□ 1 なし □ 2 あり

		職員の欠員による減算の状況 ロー1 なし ロー2 看護職員 ロー3 介護職員
		共生型サービスの提供 (生活介護事業所) ロ 1 なし ロ 2 あり
		共生型サービスの提供 (自立訓練事業所) ロ 1 なし ロ 2 あり
		共生型サービスの提供 (児童発達支援事業所) ロ 1 なし ロ 2 あり
	□ 4 通常規模型事業所	+生型サービスの提供 (放課後等デイサービス事業所) ロ 1 なし ロ 2 あり
□ 15 通所介護	口 6 大規模型事業所(I)	生活相談員配置等加算 ロ 1 なし ロ 2 あり
	□ 7 大規模型事業所(Ⅱ)	入浴介助加算 □ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 I
		中重度者ケア体制加算 ロー1 なし ロー2 あり
		生活機能向上連携加算 □ 1 なし □ 3 加算 I □ 2 加算 I
		個別機能訓練加算 ロ 1 なし ロ 2 加算 I イ ロ 3 加算 I ロ
		ADL維持等加算〔申出〕の有無 ロ 1 なし ロ 2 あり
		認知症加算 ロ 1 なし ロ 2 あり
		若年性認知症利用者受入加算 ロ 1 なし ロ 2 あり
		栄養アセスメント・栄養改善体制 ロ 1 なし ロ 2 あり
		口腔機能向上加算 ロ 1 なし ロ 2 あり
		科学的介護推進体制加算 ロ 1 なし ロ 2 あり

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

## 備考 (別紙1)居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援

- 備考 1 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、LIFE(科学的介護情報システム(Long-term care Information system For Evidence)への登録欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号の横の口を■にしてください。
  - 2 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算(減算)の届出については、「平面図」(別紙6)を添付してください。
  - 3 介護老人保健施設における「施設等の区分」及び「在宅復帰・在宅療養支援機能加算」に係る届出については、「介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出」 (令和6年9月サービス提供分までは別紙29、令和6年10月サービス提供分以降は別紙29ー2)又は「介護老人保健施設(療養型)の基本施設サービス費及び療養体制維持特別加算(Ⅱ)に係る届出」(別紙29ー3)を添付してください。
  - 4 病院又は診療所における短期入所療養介護(療養機能強化型以外)における「施設等の区分」に係る届出については、「病院又は診療所における短期入所療養介護(療養機能強化型以外)の基本施設サービス費に係る届出」(別紙29-4)を添付してください。
  - 5 介護医療院における「施設等の区分」に係る届出については、「Ⅰ型介護医療院の基本施設サービス費に係る届出」(別紙30)又は「Ⅱ型介護医療院の基本施設サービス費に係る届出」(別紙30-2)を添付してください。
  - 6 訪問看護における定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携しサービス提供を行う場合については、「訪問看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携に係る届出書」(別紙15)を添付してください。
  - 7 「定期巡回・随時対応サービスに関する状況」を「定期巡回の指定を受けている」もしくは「定期巡回の整備計画がある」と記載する場合は、「定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書(訪問介護事業所)」 (別紙8)を添付して下さい。
  - 8 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類(「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」(別紙7)又はこれに準じた勤務割表等)を添付してください。
  - 9 「割引」を「あり」と記載する場合は「指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」(別紙5)を添付してください。
  - 10 「認知症専門ケア加算」については、「認知症専門ケア加算に係る届出書(訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)」(別紙12) 又は「認知症専門ケア加算に係る届出書((介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院)」(別紙12-2)」を添付してください。 また、「認知症チームケア推進加算」については、「認知症チームケア推進加算に係る届出書」(別紙42)を添付してください。
  - 11 「緊急時訪問看護加算」「緊急時対応加算」「特別管理体制」「ターミナルケア体制」については、「緊急時(介護予防)訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」(別紙16)を添付してください。
  - 12 「看護体制強化加算」については、「看護体制強化加算に係る届出書」(別紙19)を添付してください。
  - 13「その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算(減算)の届出については、それぞれ加算(減算)の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。
    - (例) 「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、「リハビリテーションの加算状況」…リハビリテーション従事者、

「医師の配置」…医師、「精神科医師定期的療養指導」…精神科医師、「夜間勤務条件基準」…夜勤を行う看護師(准看護師)と介護職員の配置状況 等

- 14 「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に記載してください。
- 15 「生活相談員配置等加算」については、「生活相談員配置等加算に係る届出書」(別紙21)を添付してください。
- 16 「入浴介助加算」については、「浴室の平面図等」及び入浴介助加算(I)の要件である研修を実施または、実施することが分かる資料等を添付してください。
- 17 「中重度者ケア体制加算」については、「中重度者ケア体制加算に係る届出書」(別紙22)及び「利用者の割合に関する計算書」(別紙22-2)を添付してください。
- 18 「認知症加算」については、「認知症加算に係る届出書」(別紙23)及び「利用者の割合に関する計算書」(別紙23-2)を添付してください。
- 19 「栄養ケア・マネジメントの実施の有無」及び「栄養マネジメント強化体制」については、「栄養マネジメント体制に関する届出書」(別紙38)を添付してください。
- 20 「送迎体制」については、実際に利用者の送迎が可能な場合に記載してください。
- 21「夜間看護体制加算」については、「夜間看護体制加算に係る届出書」(別紙33)を添付してください。
- 22 「看護体制加算(短期入所生活介護事業所)」については、「看護体制加算に係る届出書」(別紙25)を添付してください。
- 23 「看護体制加算」については、「看護体制加算に係る届出書」(別紙25-2)を、「看取り介護体制」については、「看取り介護体制に係る届出書」(別紙34)を、「看取り介護加算」については、「看取り介護体制に係る届出書」(別紙34-2)を添付してください。また、「看取り連携体制加算」については、「看取り連携体制加算に係る届出書」(別紙13)を添付してください。
- 24 「医療連携強化加算」については、「医療連携強化加算に係る届出書」(別紙26)を添付してください。
- 25 訪問介護における「特定事業所加算」については、「加算(Ⅰ)~(Ⅳ)」は「特定事業所加算(Ⅰ)~(Ⅳ)に係る届出書(別紙10)」を、「加算(Ⅰ)、(Ⅲ)」の重度要介護者等対応要件の①を選択する場合は、「重度要介護者等対応要件の割合に関する計算書(特定事業所加算(Ⅰ)・(Ⅲ)」(別紙9-3)を、「加算(Ⅴ)」は「特定事業所加算(Ⅴ)に係る届出書」(別紙9-2)を添付してください。
- 26 「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」(別紙14)~(別紙14-6)までのいずれかを添付してください。
- 27「特定診療費項目」「リハビリテーション提供体制」については、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付してください。

- 28 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。
- (1)看護職員、介護職員の欠員(看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。)…人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。
- (2) ア 医師(病院において従事する者を除く。)、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護・介護支援専門員(病院において従事するものを除く。)、介護従事者の欠員…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種のみ選択する。 (人員配置区分欄の変更は行わない。)
  - イ 医師の欠員(病院において従事する者に限る。)…指定基準の60%を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選択する。 ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他該当する体制等」欄のみ選択する。(人員配置区分欄の変更は行わない。)

#### <厚生労働大臣が定める地域>

厚生労働大臣が定める地域は、人口5万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

- 1 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 2 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地
- 3 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村
- 4 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域

なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、(1)に掲げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置基準の低い人員配置区分を選択する。 ((1)が優先する。)

- ウ 介護支援専門員(病院において従事する者に限る。)の欠員…「その他該当する体制等」欄の介護支援専門員を選択する。
- 29 居宅介護支援のうち、「特定事業所加算」の加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲ、「特定事業所医療介護連携加算」及び「ターミナルケアマネジメント加算」については、「特定事業所加算(Ⅰ)~(Ⅲ)・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケア マネジメント加算に係る届出書(居宅介護支援事業所)」(別紙36)を、「特定事業所加算(A)」については、「特定事業所加算(A)に係る届出書(居宅介護支援事業所)」(別紙36-2)を添付してください。
- 30 「日常生活継続支援加算」については、「日常生活継続支援加算に関する届出書」(別紙37)を添付してください。
- 31 「入居継続支援加算」については、「入居継続支援加算に係る届出書」(別紙32)を添付してください。
- 32 「配置医師緊急時対応加算」については、「配置医師緊急時対応加算に係る届出書」(別紙39)を添付してください。
- 33 「テクノロジーの導入」については、「テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書」(別紙37-2)、「テクノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出書」(別紙32-2)、「テクノロジーの導入による夜勤職員 配置加算に係る届出書」(別紙27)のいずれかを添付してください。
- 34 「移行支援加算」については、「訪問リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出」(別紙20)又は「通所リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出」(別紙24)を添付してください。
- 35 「褥瘡マネジメント加算」については、「褥瘡マネジメントに関する届出書」(別紙41)を添付してください。
- 36 「重度認知症疾患療養体制加算」に係る届出については、「重度認知症疾患療養体制加算に係る届出」(別紙31)を添付してください。
- 37「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ」 「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ」については、「高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書」(別紙35)を添付してください。
- 38「専門管理加算」については、「専門管理加算に係る届出書」(様式17)を添付してください。
- 39「遠隔死亡診断補助加算」については、「遠隔死亡診断補助加算に係る届出書」(別紙18)を添付してください。
- 40「生産性向上推進体制加算」については、「生産性向上推進体制加算に係る届出書」(別紙28)を添付してください。
- 41「同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供90%以上)」については、判定結果がわかる書類(「訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書」(別紙10)又はこれに準じた計算書等)を添付してください。
- 42「ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制」については、要件を満たし、かつ居宅介護支援費(Ⅱ)を算定する場合は「2 あり」を選択してください。
- 43「口腔連携強化加算」については、「口腔連携強化加算に関する届出書」(別紙11)を添付してください。
- 注 1 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、短期入所生活介護の空床型を実施する場合は、短期入所生活介護の空床型における届出事項で介護老人福祉施設の届出と重複するものの届出は不要です。
  - 2 介護老人保健施設に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護老人保健施設の届出と重複するものの届出は不要です。
  - 3 介護医療院に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護医療院の届出と重複するものの届出は不要です。
  - 4 短期入所療養介護にあっては、同一の施設区分で事業の実施が複数の病棟にわたる場合は、病棟ごとに届け出てください。

#### 備考 (別紙1)介護サービス・施設サービス・居宅介護支援 サテライト事業所

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

# 介 護 給 付 費 算 定 に 係 る 体 制 等 状 況 一 覧 表 (介護予防サービス)

	i	i	i	i	i	i	i	7	i
	Ī	i	i	i	į	į	į	i	į
事業所番号		1	1	1	ı	l	ı		ı
于 木 / ) 田 ケ			!	!	!	!	!		!
		!		!	!	!			!
									!

	提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	そ の	他 該	当す	る 体 制	等	LIFEへの登録	割引
	各サービス共通			地域区分	□ 1 1級地 □ 3 5級地					
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型	□ 2 基準型			□ 1 なし	□ 1 なし
				 業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型	□ 2 基準型			 ロ 2 あり	<ul><li>ロ 2 あり</li></ul>
					□ 1 なし	□ 2 あり			7	
□ 62				中山間地域等における小規模事業所 加算(地域に関する状況)	□ 1 非該当	□ 2 該当				
				中山間地域等における小規模事業所 加算(規模に関する状況)	□ 1 非該当	i □ 2 該当				
				 認知症専門ケア加算	□ 1 なし	□ 2 加算 I □	3 加算Ⅱ		7	
				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし	□ 4 加算 I □	3 加算Ⅱ □ 5 加	 算Ⅲ	7	
				介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし	□ 7加算Ⅰ □	8 加算Ⅱ □ 9 加	算Ⅲ □ A 加算Ⅳ		
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型	□ 2 基準型	!		□ 1 なし	
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型	□ 2 基準型	!		ロ 2 あり	
				特別地域加算	□ 1 なし	ロ 2 あり				
				中山間地域等における小規模事業所 加算(地域に関する状況)	│ │					
□ 63	/ / /介護予防訪問看護	│ │ □ 1 訪問看護ステーション		中山間地域等における小規模事業所 加算(規模に関する状況)	□ 1 非該当					
		□ 2 病院又は診療所		緊急時介護予防訪問看護加算	□ 1 なし	□ 3 加算 I □	2 加算Ⅱ		7	
				特別管理体制	口 1 対応不同	可 口 2 対応可			7	
				専門管理加算	□ 1 なし	<ul><li>2 あり</li></ul>				
				看護体制強化加算	□ 1なし	□ 2 あり				
				口腔連携強化加算	□ 1 なし	<ul><li>2 あり</li></ul>			7	
				サービス提供体制強化加算	□ 1なし	□ 3 加算 I □	4 加算Ⅱ			/
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型	□ 2 基準型	!		□ 1 なし	
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型	□ 2 基準型	<u> </u>		_ □ 2 あり	
				特別地域加算	□ 1 なし	ロ 2 あり				
□ 64	介護予防訪問	<ul><li>□ 1 病院又は診療所</li><li>□ 2 介護老人保健施設</li></ul>		中山間地域等における小規模事業所 加算(地域に関する状況)	□ 1 非該当	□ 2 該当				
	リハビリテーション	□ 3 介護医療院		中山間地域等における小規模事業所 加算(規模に関する状況)		□ 2 該当				
				 口腔連携強化加算	□ 1 なし	□ 2 あり			7	
				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし	□ 3 加算 I □	4 加算Ⅱ		7	
				特別地域加算	□ 1 なし	2 あり			□ 1 なし	
				中山間地域等における小規模事業所 加算(地域に関する状況)	□ 1 非該当	i □ 2 該当			 ロ 2 あり	
	介護予防 居宅療養管理指導			中山間地域等における小規模事業所 加算(規模に関する状況)	□ 1 非該当	□ 2 該当				
				医療用麻薬持続注射療法加算	□ 1 なし	□ 2 あり			7	
				在宅中心静脈栄養法加算		ロ 2 あり			-	

	,	1		1	1
		  職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員	□ 1 なし	
			口 5 理学療法士 口 6 作業療法士 口 7 言語聴覚士	_ D 2 あり	
		高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
		業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
		生活行為向上リハヒ・リテーション実施加算	□ 1 なし □ 2 あり		
□ 66 介護予防通所	□ 1 病院又は診療所	若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり		
リハビリテーション	口 2 介護老人保健施設	栄養アセスメント・栄養改善体制	ロ 1 なし ロ 2 あり		
	□ 3 介護医療院	口腔機能向上加算	□ 1 なし □ 2 あり		
		一体的サービス提供加算	□ 1 なし □ 2 あり		
		科学的介護推進体制加算	□ 1 なし □ 2 あり		
		サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 5 加算Ⅰ □ 4 加算Ⅱ □ 6 加算Ⅲ		
		介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □ 7 加算 I □ 8 加算 II □ 9 加算 II □ A 加算 IV		
		夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 6 減算型	□ 1 なし	□ 1 なし
		職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 看護職員 □ 3 介護職員	 ロ 2 あり	ロ 2 あり
		ユニットケア体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可		
		 身体拘束廃止取組の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	7	
		 高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	-	
		 業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
		共生型サービスの提供 (短期入所事業所)	□ 1 なし □ 2 あり		
			1 なし ロ 2 あり		
		生活機能向上連携加算			
		機能訓練指導体制	1 なし		
	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	個別機能訓練体制	1 なし		
口 24 介護予防短期入所生活介護	口 2 併設型·空床型	若年性認知症利用者受入加算	1 なし		
	□ 3 単独型ユニット型		□ 1 対応不可 □ 2 対応可		
	□ 4 併設型・空床型ユニット型		1 なし		
		 認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II		
		生產性向上推進体制加算			
		サービス提供体制強化加算 (単独型)			
		サービス提供体制強化加算 (併設型、空床型)	□ 1 なし □ 6 加算 I □ 5 加算 II □ 7 加算 II		
		併設本体施設における介護職員等処 遇改善加算 I の届出状況	□ 1 なし □ 2 あり		
		介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □ 7 加算 I □ 8 加算 II □ 9 加算 II □ A 加算 IV	7	

		夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 6 減算型	1 1 なし	
			↓ □ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員	D 2 by	
		職員の欠員による減算の状況	□ 5 理学療法士 □ 6 作業療法士 □ 7 言語聴覚士		/
		  ユニットケア体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可		
		高齢者虐待防止措置実施の有無			
		業務継続計画策定の有無			
		室料相当額控除			
			□ 1 なし □ 2 あり		
□ 25 介護予防短期入所療養介護 □ 1 介護老人保健施設(I)	口 1 基本型		□ 1 対応不可 □ 2 対応可		
	口 2 在宅強化型	口腔連携強化加算	1 なし □ 2 あり		
			1 なし □ 2 あり		
			□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		/
		生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
		サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ		/
		併設本体施設における介護職員等処 遇改善加算 I の届出状況	□ 1 なし □ 2 あり		
		介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □ 7 加算 I □ 8 加算 II □ 9 加算 II □ A 加算 IV		/
		夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 6 減算型	□ 1 なし	
		  職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員	口 2 あり	/
		棚長の八兵による原弁の仏儿	口 5 理学療法士 口 6 作業療法士 口 7 言語聴覚士		
		ユニットケア体制	口 1 対応不可 口 2 対応可		
		身体拘束廃止取組の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
		高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
		業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
		夜勤職員配置加算	□ 1 なし □ 2 あり		
		若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり		
□ 25 介護予防短期入所療養介護 □ 2 ユニット型介護老人保健施設(	I) 口 1 基本型	在宅復帰・在宅療養支援機能加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II		
	口 2 在宅強化型	送迎体制	口 1 対応不可 口 2 対応可		
		口腔連携強化加算	□ 1 なし □ 2 あり		
		療養食加算	□ 1 なし □ 2 あり		
		認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		/
		生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II		/
		サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算 I □ 5 加算 II □ 7 加算 II	]	/
		併設本体施設における介護職員等処 遇改善加算 I の届出状況	□ 1 なし □ 2 あり		
				1	1/

		夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 6 減算型	□ 1 なし	
		職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員	2 あり	/
		戦員の父員による脳昇の仏流	□ 5 理学療法士 □ 6 作業療法士 □ 7 言語聴覚士		
		ユニットケア体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可		
		高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
		 業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	· <del></del>	
			□ 1 非該当 □ 2 該当		
		 夜勤職員配置加算	□ 1 なし □ 2 あり		
		若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり		
□ 25 介護予防短期入所療養介護 □ 5	5 介護老人保健施設(Ⅱ)		□ 1 対応不可 □ 2 対応可		
	7 介護老人保健施設(Ⅲ)	特別療養費加算項目	□ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 □ 2 薬剤管理指導		
		療養体制維持特別加算 I	□ 1 なし □ 2 あり		
		療養体制維持特別加算Ⅱ	1 なし ロ 2 あり		
		口腔連携強化加算	□ 1 なし □ 2 あり		
		療養食加算	□ 1 なし □ 2 あり		
			□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II		/
		リハビリテーション提供体制	□ 1 言語聴覚療法 □ 2 精神科作業療法 □ 3 その他		/
		生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II		/
		サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ		/
		併設本体施設における介護職員等処 遇改善加算 I の届出状況	□ 1 なし □ 2 あり		
		 介護職員等処遇改善加算	┣		V
		夜間勤務条件基準		□ 1 なし	
		THE O LET 1 7 1-10 OIL VI	□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 看護職員 □ 4 介護職員	 ロ 2 あり	
		職員の欠員による減算の状況	│		
		ユニットケア体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可		
		身体拘束廃止取組の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
		高齢者虐待防止措置実施の有無			
		業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
			□ 1 なし □ 2 あり	·	
		若年性認知症利用者受入加算	1 なし ロ 2 あり		
□ 25 介護予防短期入所療養介護 □ 6	6 ユニット型介護老人保健施設(Ⅱ)	送迎体制	口 1 対応不可 口 2 対応可		
	8 ユニット型介護老人保健施設(Ⅲ)	特別療養費加算項目	□ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 □ 2 薬剤管理指導		
		療養体制維持特別加算Ⅰ	ロ 1 なし ロ 2 あり		
		療養体制維持特別加算Ⅱ	ロ 1 なし ロ 2 あり		
		口腔連携強化加算	ロ 1 なし ロ 2 あり		
		療養食加算	□ 1 なし □ 2 あり	-	
		認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II		/
		リハビリテーション提供体制	□ 1 言語聴覚療法 □ 2 精神科作業療法 □ 3 その他		/
		生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		/
		サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ		/
		併設本体施設における介護職員等処 遇改善加算 I の届出状況	□ 1 なし □ 2 あり		
		 介護職員等机遇改姜加質	┣		<b> </b> /

			夜間勤務条件基準	□ 1 基準型	□ 6 減算型			
				 □ 1 なし		 4 介護職員	<ul><li>□ 2 あり</li></ul>	/
			職員の欠員による減算の状況	│				
			 ユニットケア体制	<b></b> □ 1 対応不可	□ 2 対応可			
				□ 1 減算型	□ 2 基準型			
			 高齢者虐待防止措置実施の有無	<b></b> □ 1 減算型	□ 2 基準型			
			 業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型	 □ 2 基準型			
				口 1 非該当	□ 2該当			
			 夜勤職員配置加算	□ 1 なし □	 ] 2 あり			
□ 25	介護予防短期入所療養介護	□ 9 介護老人保健施設(IV)	若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □	 ] 2 あり			/
			送迎体制	□ 1 対応不可	□ 2 対応可			
			口腔連携強化加算	□ 1 なし □	] 2 あり			
			療養食加算	□ 1 なし □	] 2 ສ <sub>ິ</sub> ງ			
			認知症専門ケア加算		] 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ			
			生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □	] 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ			/
			サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □	] 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ			/
			併設本体施設における介護職員等処 遇改善加算 I の届出状況	□ 1 なし □	] 2 あり			
			介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □		A 加算Ⅳ		V
			夜間勤務条件基準	□ 1 基準型	□ 6 減算型		□ 1 なし	/
			   職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし	□ 2 医師 □ 3 看護職員 □	4 介護職員	□ 2 あり	/
			4成只 * 7 / 5 / 7   6 / 7 / 7 / 7 / 7 / 7 / 7 / 7 / 7 / 7 /	口 5 理学療法士	口 6 作業療法士 口 7 言語聴覚士			
			ユニットケア体制	口 1 対応不可	口 2 対応可			
			身体拘束廃止取組の有無	□ 1 減算型	2 基準型			
			高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型	□ 2 基準型			
			業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型	□ 2 基準型			
			夜勤職員配置加算	□ 1 なし □	] 2 あり			
			若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □	] 2 あり			
□ 25	介護予防短期入所療養介護	ロ A ユニット型介護老人保健施設(IV)	送迎体制	口 1 対応不可	口 2 対応可			
			口腔連携強化加算	□ 1 なし □	] 2 あり			
			療養食加算	<b>_</b>	] 2 あり			
			認知症専門ケア加算	□ 1 なし □	] 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ			/
			生産性向上推進体制加算	+	] 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ			/
			サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □	] 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ			/
			併設本体施設における介護職員等処 遇改善加算 I の届出状況	□ 1 なし □	] 2 あり			
				□ 1 なし □		A 加算Ⅳ		V

				夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 2 加算型 I □ 3 加算型 I □ 7 加算型 I □ 1 なし	
					┃ □ 5 加算型Ⅳ □ 6 減算型	/
				職員の欠員による減算の状況	┃ □ 1 なし   □ 2 医師   □ 3 看護職員 □ 4 介護職員 ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃	/
				身体拘束廃止取組の有無 	┃	/
				高齢者虐待防止措置実施の有無	┃ □ 1 減算型   □ 2 基準型	/
			□ 2 Ⅰ型(療養機能	業務継続計画策定の有無	┃ □ 1 減算型   □ 2 基準型	/
			強化型以外)	療養環境基準	□ 1 基準型 □ 2 減算型	/
			□ 5 Ⅰ型(療養機能	医師の配置基準	□ 1 基準 □ 2 医療法施行規則第49条適用 □ 1 基準 □ 2 医療法施行規則第49条適用 □ 1 ■ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	/
			強化型A)	若年性認知症利用者受入加算	<u>ロ 1 なし ロ 2 あり</u>	
□ 26	介護予防短期入所療養介護	□ 1 病院療養型	□ 6 Ⅰ型(療養機能		□ 1 対応不可 □ 2 対応可 □ 1 対応不可 □ 1 対	/
			強化型B)	口腔連携強化加算	<u>ロ 1 なし ロ 2 あり</u>	/
			□ 3 Ⅱ型(療養機能	療養食加算	<u>ロ 1 なし ロ 2 あり</u>	/
			強化型以外)	認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	/
			□ 7 Ⅱ型(療養機能	  特定診療費項目	□ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 □ 2 薬剤管理指導	/
			強化型)	·····································	口 3 集団コミュニケーション療法	/
			□ 4 Ⅲ型	生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	/
				  リハビリテーション提供体制	□ 2 理学療法 I □ 3 作業療法 □ 4 言語聴覚療法	
					□ 5 精神科作業療法 □ 6 その他	/
				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算 I □ 5 加算 II □ 7 加算 II □ / 1 加算 II □   1 加加 II □	
				併設本体施設における介護職員等処 遇改善加算 I の届出状況	□ 1 なし □ 2 あり	
				↓ 介護職員等処遇改善加算	├	
					□ 1 基準型 □ 2 加算型  □ 3 加算型  □ 7 加算型  □ 1 なし	
				夜間勤務条件基準	□ 5 加算型Ⅳ □ 6 減算型	1
				 職員の欠員による減算の状況	├	/
				 ユニットケア体制		/
				 身体拘束廃止取組の有無		
				高齢者虐待防止措置実施の有無	├	/
				 業務継続計画策定の有無	├	
				 療養環境基準	┣	/
			   □ 1 療養機能	 医師の配置基準		/
			強化型以外	去年性認知症利用者受入加算	1 なし	/
□ 26	介護予防短期入所療養介護	□ 6 ユニット型病院療養型	   □ 2 療養機能			/
			強化型 A		□ 1 なし □ 2 あり	/
			   □ 3 療養機能	 療養食加算		/
			強化型B			/
				41 1 54 4 7 7 7	├	/
				特定診療費項目	□ 3 集団コミュニケーション療法	/
					□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	/
					┃	/
				リハビリテーション提供体制	□ 5 精神科作業療法 □ 6 その他 □   □   □   □   □   □   □   □   □   □	/
				 サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算 I □ 5 加算 II □ 7 加算 II	
				# 併設本体施設における介護職員等処 遇改善加算Ⅰの届出状況	□ 1 なし □ 2 あり	
				介護職員等処遇改善加算	├	

				夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 基準型       □ 2 加算型 I       □ 3 加算型 I       □ 7 加算型 II         □ 5 加算型 IV       □ 6 減算型         □ 1 なし       □ 2 医師       □ 3 看護職員       □ 4 介護職員         □ 1 対応不可       □ 2 対応可         □ 1 減算型       □ 2 基準型         □ 1 減算型       □ 2 基準型	□ 1 なし □ 2 あり 	
□ 26	介護予防短期入所療養介護		口 2 I型	業務継続計画策定の有無 療養環境基準 医師の配置基準 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制	口 1 減算型       口 2 基準型         口 1 基準型       口 2 減算型         口 1 基準       口 2 医療法施行規則第49条適用         口 1 なし       口 2 あり         口 1 対応不可       口 2 対応可	  	
		ロ C ユニット型病院経過型	│ □ 3 Ⅱ型 │	口腔連携強化加算 			
				特定診療費項目	□ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 □ 2 薬剤管理指導 □ 3 集団コミュニケーション療法		
				生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II		
				リハビリテーション提供体制 	□ 2 理学療法 I □ 3 作業療法 □ 4 言語聴覚療法 □ 5 精神科作業療法 □ 6 その他		
				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算 I □ 5 加算 II □ 7 加算 II		
				併設本体施設における介護職員等処 遇改善加算 I の届出状況	□ 1 なし □ 2 あり		
				介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □ 7 加算 I □ 8 加算 II □ 9 加算 II □ A 加算 IV		/
				身体拘束廃止取組の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	ロ 1 なし	
				高齢者虐待防止措置実施の有無	口 1 減算型   口 2 基準型	□ 2 あり	/
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				 設備基準	□ 1 基準型 □ 2 減算型		
				e			
				若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり		
			□ 1 Ⅰ型(療養機能		□ 1 対応不可 □ 2 対応可		
			強化型以外)	口腔連携強化加算	1 なし		
			□ 3 Ⅰ型(療養機能	療養食加算	□ 1 なし □ 2 あり		
□ 26	介護予防短期入所療養介護	□ 2 診療所型	強化型A)	認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
			□ 4 Ⅰ型(療養機能	 特定診療費項目	□ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 □ 2 薬剤管理指導		
			強化型B)	付足的原具设口	口 3 集団コミュニケーション療法		
			□ 2 Ⅱ型	生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				リハヒ゛リテーション提供体制	□ 2 理学療法 I □ 3 作業療法 □ 4 言語聴覚療法 □ 5 精神科作業療法 □ 6 その他		
				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ		/
				併設本体施設における介護職員等処 遇改善加算 I の届出状況	□ 1 なし □ 2 あり		
				介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □ 7 加算 I □ 8 加算 II □ 9 加算 II □ A 加算 IV		/

				571455 FE 40 5 - 5 - 5			
				身体拘束廃止取組の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	1 なし	/
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	_ 2 あり	/
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				ユニットケア体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可	]	
				設備基準	□ 1 基準型 □ 2 減算型	]	
				 食堂の有無	□ 1 基準型 □ 2 減算型	]	/
				若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり	]	
			□ 1 療養機能		□ 1 対応不可 □ 2 対応可	]	
			強化型以外	口腔連携強化加算		]	/
□ 26	介護予防短期入所療養介護	ロ 7 ユニット型診療所型	□ 2 療養機能	療養食加算	□ 1 なし □ 2 あり	]	/
			強化型A		□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ	1	/
			□ 3 療養機能	此点头库弗布口	□ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 □ 2 薬剤管理指導	]	/
			強化型B	特定診療費項目	□ 3 集団コミュニケーション療法		/
				生産性向上推進体制加算	<ul><li>□ 1 なし</li><li>□ 2 加算Ⅰ</li><li>□ 3 加算Ⅱ</li></ul>	]	/
					□ 2 理学療法 I □ 3 作業療法 □ 4 言語聴覚療法	]	/
				リハヒ゛リテーション提供体制	□ 5 精神科作業療法 □ 6 その他		/
				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ	]	/
				 併設本体施設における介護職員等処 遇改善加算 I の届出状況	□ 1 なし □ 2 あり		
				介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □ 7 加算 I □ 8 加算 II □ 9 加算 II □ A 加算 IV	1	/

 					1	
			  夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 2 加算型 I □ 3 加算型 I □ 7 加算型 II	□ 1 なし	/
				□ 5 加算型Ⅳ □ 6 減算型	□ 2 あり	
			職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 薬剤師 □ 4 看護職員 □ 5 介護職員		/
					1	
			高齢者虐待防止措置実施の有無		1	
			業務継続計画策定の有無		1	
			療養環境基準(廊下)			
					-	
			療養環境基準(療養室)	□ 1 基準型 □ 2 減算型 □ 1 な	-	
			若年性認知症利用者受入加算 	□ 1 なし □ 2 あり	-	
			送迎体制 	□ 1 対応不可 □ 2 対応可	-	
介護予防短期入所療養介護	U   I型介護医療院 		口腔連携強化加算	□ 1 なし □ 2 あり		
		□ 3 Ⅰ型(Ⅲ)	療養食加算	□ 1 なし □ 2 あり		
			認知症専門ケア加算 	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II		
			特別診療費項目	□ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 □ 2 薬剤管理指導		
				□ 3 集団コミュニケーション療法 		
			リハビリテーション提供体制	□ 2 理学療法 I □ 3 作業療法 □ 4 言語聴覚療法 □ 1 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		
				□ 5 精神科作業療法 □ 6 その他		
			生産性向上推進体制加算 	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
			サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ		/
			併設本体施設における介護職員等処 遇改善加算 I の届出状況	□ 1 なし □ 2 あり		/
			介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □ 7 加算 I □ 8 加算 II □ 9 加算 II □ A 加算 IV		/
				□ 1 基準型 □ 2 加算型 I □ 3 加算型 I □ 7 加算型 II	□ 1 なし	
			夜間勤務条件基準	□ 5 加算型Ⅳ □ 6 減算型	□ 2 あり	
				□ 1 なし □ 2 医師 □ 3 薬剤師	1	
			職員の欠員による減算の状況	□ 4 看護職員 □ 5 介護職員		
			 身体拘束廃止取組の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型	1	
					1	
			業務継続計画策定の有無			
			療養環境基準(廊下)		1	
			療養環境基準(療養室)		1	/
			室料相当額控除		1	
		□ 1 Ⅱ型(Ⅰ)	若年性認知症利用者受入加算	 □ 1 なし □ 2 あり	1	
│ │介護予防短期入所療養介護	□ 2 Ⅱ 刑介護医療院		送迎体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可	1	
7.1以1以1以1以1以1以1以1以1以1以1以1以1以1以1以1以1以1以1以		□ 3 Ⅱ型(Ⅲ)	口腔連携強化加算	□ 1 なし □ 2 あり	1	/
			 療養食加算	□ 1 なし □ 2 あり	1	
				1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 I	1	
			認知症専門ケア加算 		1	
			特別診療費項目	□ 7 重症及肩及物質性指導 □ 2 采用管理指導 □ 3 集団コミュニケーション療法		
					1	
			リハビリテーション提供体制			/
				□ 5 精神科作業療法 □ 6 その他 □ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	1	/
			生産性向上推進体制加算	□   なし □ 2 加昇Ⅰ □ 3 加昇Ⅱ   □ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ	1	/
			サービス提供体制強化加算		1	/
			併設本体施設における介護職員等処 遇改善加算Iの届出状況 	□ 1 なし □ 2 あり		/
			介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □ 7 加算 I □ 8 加算 II □ 9 加算 II □ A 加算 IV		<i> </i>

대한 전체								
報知の次による観音の状態					方問勤	□ 1 基準型 □ 2 加算型 I □ 3 加算型 II □ 7 加算型 II	□ 1 なし	
1					仪间到仂术什签字		□ 2 あり	
1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1					職員の欠員による減算の状況			
□ 22					戦兵の人員による派昇の仏が	□ 4 看護職員 □ 5 介護職員		
□ 23 2 2종 전환 20 2 전					身体拘束廃止取組の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
本情が原列及びできません   1 日					高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
新元等を設備が入下を表介後					業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
23					療養環境基準(廊下)	□ 1 基準型 □ 2 減算型		
日   2月   介容予除が別人所養金介護					療養環境基準(療養室)	□ 1 基準型 □ 2 減算型		
□ 日本書館の注意	2B 介護予防	防短期入所療養介護	□ 3 特別介護医療院	□ 1 Ⅰ型		ロ 1 なし ロ 2 あり		
「日本 日本 日					送迎体制	口 1 対応不可 口 2 対応可		
記述世帯門やア加京					口腔連携強化加算	口 1 なし 口 2 あり		
生産性の上陸強体制動加工					療養食加算	口 1 なし 口 2 あり		
プービス受性体制を出加で         □ 1 なし □ 2 あり         □ 5 加げ □ 7 加げ □ 1 加げ □ 7 加げ					認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II		
情報を発展を発展を発展を発展を発展を発展を発展を発展を発展を発展を発展を発展を発展を					生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	_	
通改巻加算 1 の超出状況					サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算 I □ 5 加算 II □ 7 加算 II		
古田助務条件基準						□ 1 なし □ 2 あり		
日本					介護職員等処遇改善加算	<ul><li>□ 1 なし</li><li>□ 7 加算 I</li><li>□ 8 加算 II</li><li>□ 9 加算 II</li><li>□ A 加算 IV</li></ul>	-	/
日本					方 BB 共 30 夕 /4. 甘 34	□ 1 基準型 □ 2 加算型 I □ 3 加算型 I □ 7 加算型 II	□ 1 なし	
職員の久員による滅草の状況						□ 5 加算型Ⅳ □ 6 減算型	□ 2 あり	
日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本					一番号の欠号による減算の状況			
京飾者虐待防止措置実施の有無					戦兵の人員による派昇の仏が	□ 4 看護職員 □ 5 介護職員		
業務総続計画策定の有無					身体拘束廃止取組の有無	口 1 減算型 口 2 基準型		
R					高齢者虐待防止措置実施の有無	口 1 減算型 口 2 基準型		
京巻   京巻   京巻   京巻   京巻   京巻   京巻   京巻					業務継続計画策定の有無	口 1 減算型 口 2 基準型		
28   介護予防短期入所療養介護					療養環境基準(廊下)	□ 1 基準型 □ 2 減算型		
若年性認知症利用者受入加算       □ 1 なし □ 2 あり         送迎体制       □ 1 対応不可 □ 2 対応可         口腔連携強化加算       □ 1 なし □ 2 あり         療養食加算       □ 1 なし □ 2 あり         認知症専門ケア加算       □ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II         生産性向上推進体制加算       □ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II         サービス提供体制強化加算       □ 1 なし □ 6 加算 I □ 5 加算 II □ 7 加算 III         併設本体施設における介護職員等処       □ 1 なし □ 2 あり					療養環境基準(療養室)	□ 1 基準型 □ 2 減算型		
送迎体制	2B 介護予防	防短期入所療養介護	□ 3 特別介護医療院	□ 2 Ⅱ型	室料相当額控除	口 1 非該当 口 2 該当		
□ Piv連携強化加算 □ 1 なし □ 2 あり 療養食加算 □ 1 なし □ 2 あり 認知症専門ケア加算 □ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 I 生産性向上推進体制加算 □ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 I サービス提供体制強化加算 □ 1 なし □ 6 加算 I □ 5 加算 I □ 7 加算 II 併設本体施設における介護職員等処  □ 1 なし □ 2 あり □ 1 なし □ 2 あり					若年性認知症利用者受入加算	口 1 なし 口 2 あり	_	
療養食加算       □ 1 なし □ 2 あり         認知症専門ケア加算       □ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II         生産性向上推進体制加算       □ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II         サービス提供体制強化加算       □ 1 なし □ 6 加算 I □ 5 加算 II □ 7 加算 II         併設本体施設における介護職員等処 遇改善加算 I の届出状況       □ 1 なし □ 2 あり					送迎体制	口 1 対応不可 口 2 対応可		
認知症専門ケア加算					口腔連携強化加算	口 1 なし 口 2 あり		
生産性向上推進体制加算     □ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II       サービス提供体制強化加算     □ 1 なし □ 6 加算 I □ 5 加算 II □ 7 加算 II       併設本体施設における介護職員等処 遇改善加算 I の届出状況     □ 1 なし □ 2 あり					療養食加算	□ 1 なし □ 2 あり		
サービス提供体制強化加算     □ 1 なし     □ 5 加算Ⅱ     □ 7 加算Ⅲ       併設本体施設における介護職員等処 遇改善加算Ⅰの届出状況     □ 1 なし     □ 2 あり					認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II		
併設本体施設における介護職員等処 遇改善加算 I の届出状況 ロ 1 なし ロ 2 あり						<del> </del>	_	
過改善加算 I の届出状況					サービス提供体制強化加算	┃ □ 1 なし  □ 6 加算Ⅱ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ 	_	/
介護職員等処遇改善加算 □ 1 なし □ 7 加算 I □ 8 加算 II □ 9 加算 II □ A 加算 IV					遇改善加算Ⅰの届出状況			
								V

を問勤務条件基準 ロ 1 基準型 ロ 2 加算型 ロ 7 加算型 ロ 1 なし ロ 5 加算型 ロ 3 加算型 ロ 2 あり ロ 3 薬剤師 ロ 3 水剤師 ロ 3 薬剤師 ロ 4 看護職員 ロ 5 介護職員 ロ 5 介護職員 ロ 5 介護職員 ロ 1 対応不可 ロ 2 対応可 身体拘束廃止取組の有無 ロ 1 減算型 ロ 2 基準型 コ 2 基準型 エ ※務継続計画策定の有無 ロ 1 減算型 ロ 2 基準型 コ 2 基準型 コ 2 基準型 ロ 3 加算型 ロ 2 基準型 ロ 3 加算型 ロ 2 基準型 ロ 3 東京 ロ 1 減算型 ロ 2 基準型 ロ 3 加算型 ロ 2 基準型 ロ 3 加算型 ロ 2 基準型 ロ 3 加算型 ロ 3 東京 ロ 1 減算型 ロ 3 東京 ロ 1 東京 ロ 1 東京 ロ 1 減算型 ロ 3 東京 ロ 1	
職員の欠員による減算の状況 ロ 1 なし ロ 2 医師 ロ 3 薬剤師ロットケア体制 ロ 1 対応不可 ロ 2 対応可 タ体拘束廃止取組の有無 ロ 1 減算型 ロ 2 基準型高齢者虐待防止措置実施の有無 ロ 1 減算型 ロ 2 基準型	
職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制  ロ 1 対応不可 ロ 2 対応可 身体拘束廃止取組の有無 ロ 1 減算型 ロ 2 基準型 高齢者虐待防止措置実施の有無 ロ 1 減算型 ロ 2 基準型	
ユニットケア体制       □ 1 対応不可       □ 2 対応可         身体拘束廃止取組の有無       □ 1 減算型       □ 2 基準型         高齢者虐待防止措置実施の有無       □ 1 減算型       □ 2 基準型	
身体拘束廃止取組の有無       □ 1 減算型       □ 2 基準型         高齢者虐待防止措置実施の有無       □ 1 減算型       □ 2 基準型	
************************************	
ロ 2B 介護予防短期入所療養介護 ロ 4 ユニット型 I 型介護医療院 ロ 1 I 型(I)   送迎体制 ロ 1 対応不可 ロ 2 対応可	
□ 2 I型(Ⅱ) □ □腔連携強化加算 □ 1 なし □ 2 あり	
認知症専門ケア加算 □ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	
	/
特別診療費項目 ロー・単温及情况場合を指す ローン 架内管を指す ローン ストラー・ ロー	
ロ 2 理学療法 I ロ 3 作業療法 ロ 4 言語聴覚療法   リハヒ・リテーション提供体制   ロ 2 理学療法 I ロ 3 作業療法 ロ 4 言語聴覚療法	
「MC 97 - 232提供体制 ロ 5 精神科作業療法 ロ 6 その他	
生産性向上推進体制加算 □ 1 なし □ 2 加算 I □ 3 加算 II	/
サービス提供体制強化加算 ロ 1 なし ロ 6 加算 I ロ 7 加算 II ロ 7 加算 II	/
併設本体施設における介護職員等処 遇改善加算 I の届出状況 ロ 1 なし ロ 2 あり	/
	/
では一直をはある。	
図	
職員の欠員による減算の状況 ロ 1 なし ロ 2 医師 ロ 3 薬剤師	
ユニットケア体制 ロ 1 対応不可 ロ 2 対応可	
身体拘束廃止取組の有無 ロ1減算型 ロ2基準型	
高齢者虐待防止措置実施の有無 ロ 1 減算型 ロ 2 基準型	
業務継続計画策定の有無 ロ 1 減算型 ロ 2 基準型	/
療養環境基準(廊下)	/
療養環境基準(療養室)	/
□ 2B ↑ 6 では、	/
送迎体制	
ロ腔連携強化加算	
療養食加算 ロ 1 なし ロ 2 あり	/
認知症専門ケア加算	/
	/
	/
リハビリテ-ション提供体制 ロ 2 理学療法 I ロ 3 作業療法 ロ 4 言語聴覚療法 ロ 6 その他	/
生産性向上推進体制加算 ロ 1 なし ロ 2 加算 I ロ 3 加算 II	/
サービス提供体制強化加算 ロ 1 なし ロ 6 加算 I ロ 7 加算 II ロ 7 加算 II	/
併設本体施設における介護職員等処 遇改善加算 I の届出状況 □ 1 なし □ 2 あり	
	<b>/</b>

				口 1 甘淮刑			□ 7 加算型Ⅲ	□ 1 なし	1
			夜間勤務条件基準	┃ □ 1 基準型	□ 2 加算型 I	□ 3 加算型Ⅱ	口 / 加昇空皿		/
				□ 5 加算型Ⅳ	□ 6 減算型			_ □ 2 あり	
			  職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし	□ 2 医師	□ 3 薬剤師			
			収集の人具による減算の仏が	□ 4 看護職員	□ 5 介護職員				/
			ユニットケア体制	□ 1 対応不可	□ 2 対応可				/
			身体拘束廃止取組の有無	□ 1 減算型	□ 2 基準型				/
			高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型	□ 2 基準型			]	/
			************************************	□ 1 減算型	□ 2 基準型			_	/
			療養環境基準(廊下)	□ 1 基準型	□ 2 減算型			7	/
□ 2B 介護予防短期入所療養介護	口 6 ユニット型特別介護医療院	□ 1 Ⅰ型	療養環境基準(療養室)	□ 1 基準型	□ 2 減算型				/
		□ 2 Ⅱ型	若年性認知症利用者受入加算	□ 1なし □	2 あり				/
			送迎体制	口 1 対応不可	□ 2 対応可				/
			口腔連携強化加算	□ 1なし □	2 あり				
			療養食加算	□ 1なし □	2 あり				/
			認知症専門ケア加算	□ 1なし □	2 加算 I 口 3 九	加算Ⅱ			/
			生産性向上推進体制加算	□ 1なし □	2 加算Ⅰ □ 3 ½	加算Ⅱ			/
			サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □	6 加算 Ⅰ □ 5 ½	加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ			/
			併設本体施設における介護職員等処 遇改善加算 I の届出状況	□ 1 なし □	2 あり			-	
			介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし □	7 加算 Ⅰ □ 8 ½	n算Ⅱ □ 9 加算Ⅲ	□ A 加算IV	7	/

				職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし	□ 2 看該	隻職員   □	3 介護職員		□ 1 なし	□ 1 なし
					□ 1 減算型	□ 2 基準	<u>集型</u>			□ 2 あり	ロ 2 あり
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型	□ 2 基準	 <u></u>				
				************************************	□ 1 減算型	□ 2 基準	 <u></u>				
				生活機能向上連携加算	□ 1 なし	□ 3 加算 I	□ 2 加算Ⅱ				
		□ 1 有料老人ホーム	口 1 一般型	個別機能訓練加算	□ 1 なし	ロ 2 あり					
□ 35	介護予防特定施設入居者	口 2 軽費老人ホーム	□ 2 外部サービス	若年性認知症入居者受入加算	□ 1 なし	□ 2 あり					
	生活介護	口 3 養護老人ホーム	利用型	科学的介護推進体制加算	□ 1 なし	□ 2 あり					
				認知症専門ケア加算	□ 1 なし	□ 2 加算 I	□ 3 加算Ⅱ				
				高齢者施設等感染対策向上加算I	□ 1 なし	ロ 2 あり					
				高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	□ 1 なし	ロ 2 あり					
				生産性向上推進体制加算	□ 1 なし	□ 2 加算 I	□ 3 加算Ⅱ				
				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし		□ 2 加算Ⅱ	□ 7 加算Ⅲ			
				介護職員等処遇改善加算	□ 1 なし	□ 7 加算 I	□ 8 加算Ⅱ	□ 9 加算Ⅲ □ A	加算Ⅳ		
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型	□ 2 基準	<b></b>			□ 1 なし	
				特別地域加算	□ 1 なし	ロ 2 あり				□ 2 あり	
□ 67	介護予防福祉用具貸与			中山間地域等における小規模事業所 加算(地域に関する状況)	│ │	自 □ 2 該	<b>支</b> 当				
				中山間地域等における小規模事業所 加算(規模に関する状況)	口 1 非該当	1 □ 2 該	· ·				
П 46	介護予防支援	□ 1 地域包括支援センター								<ul><li>□ 1 なし</li><li>□ 2 あり</li></ul>	
				特別地域加算	□ 1 なし	ロ 2 あり				□ 1 なし	
□ 46	介護予防支援	□ 2 居宅介護支援事業者		中山間地域等における小規模事業所 加算(地域に関する状況)	┃ ┃	白 口 2 該	<b>支</b> 当			□ 2 あり	
				中山間地域等における小規模事業所 加算(規模に関する状況)	□ 1 非該当	i i	<sup></sup>				

# 介 護 給 付 費 算 定 に 係 る 体 制 等 状 況 一 覧 表 (主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況)

事業所番号

		施設等の区分	人員配置区分	 そ の 他 該 当 す る 体 制 等
	各サービス共通		地域区分	□ 1 1級地       □ 6 2級地       □ 7 3級地       □ 2 4級地         □ 3 5級地       □ 4 6級地       □ 9 7級地       □ 5 その他
			業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型
			特別地域加算	
□ 63	介護予防訪問看護	□ 1 訪問看護ステーション □ 2 病院又は診療所	中山間地域等における小規模事業所 加算(地域に関する状況)	□ 1 非該当 □ 2 該当
			中山間地域等における小規模事業所 加算(規模に関する状況)	
			業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型
			特別地域加算	□ 1 なし □ 2 あり
	コ 64 介護予防訪問 リハビリテーション	<ul><li>□ 1 病院又は診療所</li><li>□ 2 介護老人保健施設</li></ul>	中山間地域等における小規模事業所 加算(地域に関する状況)	「所」 ロ 1 非該当 ロ 2 該当
		□ 3 介護医療院	中山間地域等における小規模事業所 加算(規模に関する状況)	<del></del>

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

#### 備考 (別紙1-2)介護予防サービス

- 備考 1 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、LIFE(科学的介護情報システム(Long-term care Information system For Evidence)への登録欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号の横の口を■にしてください。
  - 2 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算(減算)の届出については、「平面図」(別紙6)を添付してください。
  - 3 介護老人保健施設における「施設等の区分」及び「在宅復帰・在宅療養支援機能加算」に係る届出については、「介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出」 (令和6年9月サービス提供分までは別紙29、令和6年10月サービス提供分以降は別紙29ー2)又は「介護老人保健施設(療養型)の基本施設サービス費及び療養体制維持特別加算(Ⅱ)に係る届出」(別紙29ー3)を添付してください。
  - 4 病院又は診療所における短期入所療養介護(療養機能強化型以外)における「施設等の区分」に係る届出については、「病院又は診療所における短期入所療養介護(療養機能強化型以外)の基本施設サービス費に係る届出」(別紙29-4)を添付してください。
  - 5 介護医療院における「施設等の区分」に係る届出については、「Ⅰ型介護医療院の基本施設サービス費に係る届出」(別紙30)又は「Ⅱ型介護医療院の基本施設サービス費に係る届出」(別紙30-2)を添付してください。
  - 6 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類(「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」(別紙7)又はこれに準じた勤務割表等)を添付してください。
  - 7 「割引」を「あり」と記載する場合は「指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」(別紙5)を添付してください。
  - 8 「認知症専門ケア加算」については、「認知症専門ケア加算に係る届出書(訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)」(別紙12)又は 「認知症専門ケア加算に係る届出書((介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者

#### 生活介護、

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院)」(別紙12-2)」を添付してください。

- 9 「緊急時介護予防訪問看護加算」「特別管理体制」については、「緊急時(介護予防)訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」(別紙16)を添付してください。
- 10 「看護体制強化加算」については、「看護体制強化加算に係る届出書」(別紙19)を添付してください。
- 11 「その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算(減算)の届出については、それぞれ加算(減算)の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。
  - (例)- 「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、「リハビリテーションの加算状況」…リハビリテーション従事者、

「医師の配置」…医師、「夜間勤務条件基準」…夜勤を行う看護師(准看護師)と介護職員の配置状況 等

- 12 「送迎体制」については、実際に利用者の送迎が可能な場合に記載してください。
- 13 「生活相談員配置等加算」については、「生活相談員配置等加算に係る届出書」(別紙21)を添付してください。
- 14「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」(別紙14)~(別紙14-6)までのいずれかを添付してください。
- 15 「特定診療費項目」「リハビリテーション提供体制」については、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付してください。
- 16 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。
- (1) 看護職員、介護職員の欠員(看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。)…人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。
- (2) ア 医師(病院において従事する者を除く。)、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護・介護従事者の欠員…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種のみ選択する。 (人員配置区分欄の変更は行わない。)
  - イ 医師の欠員(病院において従事する者に限る。)…指定基準の60%を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選択する。 ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他該当する体制等」欄のみ選択する。(人員配置区分欄の変更は行わない。)

#### <厚生労働大臣が定める地域>

厚生労働大臣が定める地域は、人口5万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

- 1 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 2 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地
- 3 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村
- 4 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域

なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、(1)に掲げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置基準の低い人員配置区分を 選択する。((1)が優先する。)

- 17「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ」 「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ」については、「高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書」(別紙35)を添付してください。
- 18「生産性向上推進体制加算」については、「生産性向上推進体制加算に係る届出書」(別紙28)を添付してください。
- 19「口腔連携強化加算」については、「口腔連携強化加算に関する届出書」(別紙11)を添付してください。

- 注 1 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、介護予防短期入所生活介護の空床型を実施する場合は、介護予防短期入所生活介護の空床型における届出事項で介護老人福祉施設の届出と重複するものの届出は不要です。
  - 2 介護老人保健施設に係る届出をした場合には、介護予防短期入所療養介護における届出事項で介護老人保健施設の届出と重複するものの届出は不要です。
  - 3 介護医療院に係る届出をした場合には、介護予防短期入所療養介護における届出事項で介護医療院の届出と重複するものの届出は不要です。
  - 4 介護予防短期入所療養介護にあっては、同一の施設区分で事業の実施が複数の病棟にわたる場合は、病棟ごとに届け出てください。
  - 5 一体的に運営がされている介護サービスに係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

# 備考 (別紙1-2)介護予防サービス サテライト事業所

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

令和 年 月 日

知事 殿

# 事業所・施設名

指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について

# 1 割引率等

	l i	ī	i	Ĩ	i	í	ī	ī	i
								1	
+ * = = = =		Į.	. !	Į.	. !			Į.	!
		. !		Į.				Į.	
サ木川 田 つ									
		- 8							

サービスの種類	割引率	適用条件
訪問介護	(例) 10 %	(例)毎日 午後2時から午後4時まで
	%	
	%	
訪問入浴介護	%	
	%	
	%	
通所介護	%	
	%	
	%	
短期入所生活介護	%	
	%	
	%	
特定施設入居者生活介護	%	
	%	
	%	
介護老人福祉施設	%	
	%	
A -# -7 81 -1 88 3 3/2 A -#	%	
介護予防訪問入浴介護	%	
	%	
<u> </u>	%	
介護予防短期入所生活介護	%	
	%	
人类又叶牡ウ长气,又只为	%	
介護予防特定施設入居者	%	
生活介護	%	
	%	

備考 「適用条件」欄には、	当該割引率が適用される時間帯、	曜日、	日時について具体的に
記載してください。			

$\circ$	適用開始年月日	<b>/</b> −		_
/	调用留炉生日日	<b>生</b>	$\Box$	Ε
_			/ ]	

平面図

事業所・施設の名称	「該当する体制等	

	調理室 m <sup>²</sup>	談話室 m <sup>²</sup>	相談室 m <sup>²</sup>	診察室 調剤室	m <sup>²</sup> .	月	展示コーナー	
機能訓練室(食堂兼用)	m²	浴室	m²	便	更所 ㎡		玄関ホール 事務室 ㎡	

備考1 届出に係る施設部分の用途や面積が分かるものを提出すること。 2 当該事業の専用部分と他との共用部分を色分けする等使用関係を分かり易く表示してください。

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	(	年	月分)	サービス種類(	)
				事業所・施設名(	)

[入所(利用)定員(見込)数等 名] 「人員配置区分― 型」又は「該当する体制等―

	#1.76						第1遇	<u> </u>						第2词	<u>司</u>					Í	第3週	1					1	第4週	1			4.75	週平均	学勤換
職種	勤務 形態	氏	名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	4週の 合計	の勤務	常勤換 算後の 人数
	712 763			*																												П	時間	人数
(言	記載例一	1)		1	1	3	2	4	1	4																								
(言	記載例一	2)		ab	ab	ab	cd	cd	е	е																								
(再焊)	1日の夜																																	
(再掲) 夜勤職員	常勤換 (16	算後 <i>σ.</i> Sh換算	) 人数 [)																															

<配置状況>

看護職員:介護職員 看護師:准看護師 (日中) 看護師:准看護師 (夜間) (

備考1 \*欄には、当該月の曜日を記入してください。

- 2 「人員配置区分」又は「該当する体制等」欄には、別紙「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる人員配置区分の類型又は該当する 体制加算の内容をそのまま記載してください。
- 3 届出を行う従業者について、4週間分の勤務すべき時間数を記入してください。勤務時間ごとあるいはサービス提供時間単位ごとに区分して 番号を付し、その番号を記入してください。

(記載例1─勤務時間 ①8:30~17:00、②16:30~1:00、③0:30~9:00、④休日)

(記載例2─サービス提供時間 a 9:00~12:00、b 13:00~16:00、c 10:30~13:30、d 14:30~17:30、e 休日)

※複数単位実施の場合、その全てを記入のこと。

4 届出する従業者の職種ごとに下記の勤務形態の区分の順にまとめて記載し、「週平均の勤務時間」については、職種ごとのAの小計と、 B~Dまでを加えた数の小計の行を挿入してください。

# 勤務形態の区分 A:常勤で専従 B:常勤で兼務 C:常勤以外で専従 D:常勤以外で兼務

- 5 常勤換算が必要なものについては、A~Dの「週平均の勤務時間」をすべて足し、常勤の従業者が週に勤務すべき時間数で割って、 「常勤換算後の人数」を算出してください。
- 6 短期入所生活介護及び介護老人福祉施設について、テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準(従来型)を適用する場合においては、 「(再掲)夜勤職員」欄を記載してください。「1日の夜勤の合計時間」は、夜勤時間帯に属する勤務時間(休憩時間を含む)の合計数を記入してください。 また、別紙7-3の「テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準(従来型)に係る届出書」を添付してください。
- 7 算出にあたっては、小数点以下第2位を切り捨ててください。
- 当該事業所・施設に係る組織体制図を添付してください。
- 9 各事業所・施設において使用している勤務割表等(変更の届出の場合は変更後の予定勤務割表等)により、届出の対象となる従業者の職種、 勤務形態、氏名、当該業務の勤務時間及び看護職員と介護職員の配置状況(関係する場合)が確認できる場合はその書類をもって添付書類として 差し支えありません。

(別紙7-2) 令和 年 右資格者等の割合の参差計質量

	<u>有具作任守以副百以参与引弃</u>	<b>E</b>
	事業所名	
	事業所番号	
1. 割合を計算する職員	介護福祉士	
2. 有資格者等の割合の算定期間	前年度(3月を除く)	実績月数

□ 前年度(3月を除く) 常勤換算人数 ②常勤換算方法の ③常勤換算方法の対象 <u>対象外</u>である である常勤の職員の ①常勤職員の 常勤の職員数 勤務延時間数 ④非常勤の職員の 一月あたりの 介護福祉士 介護職員 勤務延時間数 (常勤・専従等) (常勤•兼務等) 勤務時間 時間 時間 令和 年 介護福祉士 時間 時間 時間 4月 介護職員 時間 時間 介護福祉士 時間 時間 時間 5月 介護職員 時間 介護福祉士 時間 6月 介護職員 時間 時間 介護福祉士 時間 時間 時間 7月 介護職員 時間 介護福祉士 時間 時間 時間 8月 介護職員 時間 介護福祉士 時間 時間 時間 9月 介護職員 時間 時間 時間 介護福祉士 時間 時間 時間 10月 介護職員 時間 介護福祉士 時間 11月 介護職員 時間 時間 時間 介護福祉士 時間 12月 時間 時間 介護職員 時間 時間 令和 年 介護福祉士 時間 時間 時間 1月 介護職員 時間 介護福祉士 時間 時間

合計	
一月あたりの平均値	
介護福祉士	
の割合	

時間

月

	届出日の	届出日の属する月の前3月 -								常勤換算人数	
	①常勤職員の 一月あたりの 勤務時間			②常勤換算方法 対象外である 常勤の職員数 (常勤・専従等	5 汝	③常勤換算方法のである常勤の職員 がある常勤の職員 勤務延時間数 (常勤・兼務等	員の 女	④非常勤の職員 勤務延時間数		介護福祉士	介護職員
令和 年		時間	介護福祉士		人		時間		時間		
4月			介護職員		人		時間		時間		
		時間	介護福祉士		人		時間		時間		
5月			介護職員		人		時間		時間		
		時間	介護福祉士		人		時間		時間		
6月			介護職員		人		時間		時間		

時間

合計	
一月あたりの平均値	
介護福祉士	
の割合	

2月

介護職員

・本計算書は、有資格者等の割合が要件となっている加算の届出を行う際に、事業所・施設において使用している勤務割表等を自治体に提出する 場合の参考資料としてご活用ください。なお、有資格者等の割合の計算根拠資料が他にある場合は、本計算書の添付は不要です。

また、自治体が定める「(別紙7)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を作成して提出する場合も、本計算書の添付は不要です。

・本計算書は、黄色網掛けのセルについて記入または選択をしてください。

・「1. 割合を計算する職員」は、本計算書で計算する有資格者等の種類を選択してください。 ・「2. 有資格者等の割合の算定期間」は、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始した、または再開した事業所)については、

届出日の属する月の前3月について計算します。それ以外は前年度(3月を除く)の平均を用いて計算しますので、該当の期間を選択し、

実績月数を記入してください。 ・「3. 常勤換算方法による計算」

3. 常勤換算方法による計算

常勤換算方法とは、非常勤の従業者について「事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で

除することにより、常勤の従業者の員数に換算する方法」であるため、常勤の従業者については常勤換算方法によらず、実人数で計算します。 常勤で兼務の従業者については、実態に応じて以下の①・②に実人数または勤務延時間数を記入してください。

①当該事業所または施設において常勤の職員が勤務すべき一月あたりの時間数を記入してください。 ②当該事業所または施設における、常勤換算方法の対象外である常勤の職員の人数を記入してください。

(常勤・専従の職員、当該事業所または施設で他の職種を兼務している常勤の職員等)

③常勤の職員のうち、併設事業所等の他の職種を兼務しており、1人と計算するのが適当ではない職員の勤務延時間数を記入してください。

④非常勤の職員の勤務延時間数を記入してください。 ※「常勤・非常勤」の区分について

常勤とは、当該事業所または施設における勤務時間が、当該事業所または施設において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に

達していることをいいます。雇用の形態は考慮しません。例えば、常勤者は週に40時間勤務することとされた事業所であれば、 非正規雇用であっても、週40時間勤務する従業者は常勤扱いとなります。

※従業者が育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算にあたり、

常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1(常勤)として取り扱うことが可能です。 この場合、「②常勤換算方法の対象外である常勤の職員数」の欄に1(人)として記入してください。

※新規事業所等で、届出日の属する月の前3月により計算する場合は、該当する月に人数・勤務延時間数等を記入してください。

・その他、各加算における規定は各サービスの告示等をご確認ください。

	分子	分母
	介護福祉士	介護職員
	勤続年数10年以上の介護福祉士	介護サービスを直接提供する職員
割合を計算する職員	勤続年数7年以上の職員	-
司口で司昇りる戦員	_	_
	_	_
	_	_

(別紙7-3)	
---------	--

令和 年 月 日

#### テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準(従来型)に係る届出書

事業所名			
異動等区分 🗆 1	新規 □ 2 変更 □ 3 終了		
施設種別 口 2	介護老人福祉施設 口 2 地域密着型介護老人福祉施設 短期入所生活介護		
	应 <del>别</del> 人所生活并丧		
		有 ・ 無	
① 入所(利用)者全)	員に見守り機器を使用		
② 夜勤職員全員がイ	ンカム等のICTを使用	_ · _	
③ 導入機器			
名称			
製造事業者			
用途			
	アの質の確保、職員の負担の軽減を図るため、以下のすべてのフリロジー導入後、少なくとも3か月以上実施	有・無	
	並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する るための委員会の設置	_ · _	
	├分な休憩時間の確保等の勤務·雇用条件への配慮 		
iii 緊急時の体制整	整備(近隣在住職員を中心とした緊急参集要員の確保等)		
iv 機器の不具合の	D定期チェックの実施(メーカーとの連携を含む)		
v 職員に対するう	テクノロジー活用に関する教育の実施		
vi 夜間の訪室が必	必要な利用者に対する訪室の個別実施		
⑤ ④ i の委員会で安: ことを確認	全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られている	_ · _	

備考1 要件を満たすことが分かる議事概要を提出すること。このほか要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、 指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考2 ④iの委員会には夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画すること。

# 定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書(訪問介護事業所)

事業所名	
異動等区分 □ 1 新規 □ 2 変更 □ 3 終了	
•	
(1) 利用者又はその家族等から電話等による連絡があった場合に、24時間対応	有 ・ 無
できる体制にあること。	
連絡方法	
<b>建裕万法</b>	
(2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定を併せて受けている。	有 ・ 無
(3) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定を受けようとする計画を策定	有・無
している。	
実施予定年月日 年 月 日	
7,7	

<sup>※</sup> 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も 提出してください。

事業所名

# 特定事業所加算(Ⅰ)~(Ⅳ)に係る届出書(訪問介護事業所)

異動等区分	□ 1	新規	□ 2 変	5更	□ 3	終了			
	□ 1	特定事業	美所加算(I)		□ 2	特定事業所加算(Ⅱ)			
届出項目	□ 3	特定事業	禁所加算(Ⅲ)		□ 4	特定事業所加算(Ⅳ)			
							I		
1. 体制要件(特別 ※特定事業所加算( 件」②を選択する場	I) 又は	: (Ⅱ) を!	取得する場合で		. 重度 <del>.</del>	要介護者等対応要	有		無
(1) 個別の訪問 従い、研修を実		-				策定し、当該計画に			
(2) 訪問介護員	等の技	術指導を	目的とした会	議を定期的に	開催し	ている。			
(3) サービス提 る。	供責任	者と訪問	介護員等との	間の情報伝達	屋及び報	B告体制を整備してい			
	等に対	する健康	診断の定期的	な実施体制を	を整備し	ている。			
			を利用者に明	_					
(6) 病院等(※)   要に応じて指定						を確保し、かつ、必 こと。			
(7) 看取り期に して、当該対応						f又はその家族等に対			
(8) 看取りに関	する対 者による	応方針に	ついて、医師	、看護職員、	介護聙	t員、介護支援専門員 実績等を踏まえ、適			
(9)看取りに関す	する職員	研修を行	っている。						
※ 「病院等」(	ま「病院	完、診療所	<b>所若しくは指定</b>	定訪問看護ス	テーシ	ョン」を指す。			
2. 人材要件(特別 ※特定事業所加算( は(2)①、(Ⅲ)又は (1) 訪問介護員	I )を取 : (Ⅳ) る	は得する場 を取得する	合は(1)及び(2)( 場合は、(2)②	①、(Ⅱ)をI			有		無
1				<ul><li>③について</li></ul>	はいず	れかを記載すること			
			おける一月当	当たりの実績	の平均				
				常勤換算 職員数					
① 訪問介護	員等の総	総数 (常勤	协換算)	人					
② ①のうちな(常勤換算)		上士の総数	女	人		に占める②の 合が30%以上			
①のうちた 修了者、2 修了者及び (常勤換算)	介護職員 び1級課	基礎研修	多課程	人		に占める③の 合が50%以上			
(2) サービス提	供責任	者要件に	ついて						
			職員	数	常勤	助換算職員数			
サービス提供責	任者	常勤		人					
		非常勤	<u> </u>	人		人			
務経験を有する	実務者である。 きある。 責任者を	研修修了る (なお、 を配置する	者若しくは介詞 指定居宅サー ることとされ <sup>-</sup>	護職員基礎研 - ビス等第5タ	修課程 条2項(	又は5年以上の実 修了者若しくは こより1人を超え ては、常勤の			
②指定居宅サービー る常勤のサービー 置することとさい 規定する基準を と。	ス提供漬 れている	責任者が2 るサービス	2 人以下の事業 ス提供責任者を	業所であって を常勤により	、同項 配置し	、かつ、同行に			
C。									
常勤換算 ① 訪問介護員等の総数(常勤換算) 人 ② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数 人 → ①に占める②の 割合が30%以上									
3. 重度要介護者 ※①または②のいず				(1) · (1)		17 H W 00 /0 XX			無
① 利用者の総	数のうれ	- ち、要介記		隻5である者	、認知	■にする) 症日常生活自立度ラ る割合が20%以上			
			実績が1人以」						

備考1 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる) 書類も提出してください。

備考2 平成25年4月以降は、「介護職員基礎研修課程修了者」とあるのは「旧介護職員基礎研修課程修了者」と、「1級課程修了者」とあるのは「旧1級課程修了者」と読み替える。 備考3 「たんの吸引等が必要な者」は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、 たんの吸引等の業務を行うための登録を受けている事業所に限り該当するものである。

#### 特定事業所加算(V)に係る届出書(訪問介護事業所)

事業所名		
異動等区分	□ 1 新規 □ 2 変更 □ 3 終了	
○体制要件		有・無
	引介護員等・サービス提供責任者に係る研修計画を策定し、当該計 を実施している又は実施することが予定されている。	- · -
(2) 訪問介護員	9等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催している。	
(3) サービス提 ている。	提供責任者と訪問介護員等との間の情報伝達及び報告体制を整備し	_ · _
(4) 訪問介護員	9等に対する健康診断の定期的な実施体制を整備している。	
(5) 緊急時等に	おける対応方法を利用者に明示している。	
	第の実施地域内であって中山間地域等に居住する利用者(※)に対サービスを提供している。	_ · _
[ □ 前年度	□ 前三月 ] における([ ]はいずれかの□を■にする)	
(中山間地域等	に居住する利用者へのサービス提供状況)	
/ 1 \ 1.5 5 1.6 4.7	前三月の中山間地域等に居住する者への 供人数(実人数)	
② ①におけるi	前年度または前三月の平均人数 人 一	- · -
介護事業所のサ	な身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じて、訪問 一ビス提供責任者等が起点となり、随時、介護支援専門員、医療 同し、訪問介護計画の見直しを行っている。	_ · _

- ※事業所の通常の事業の実施地域の範囲内であって、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成二十一年厚生労働省告示第八十三号)第二号に規定する地域に居住している利用者かつ当該利用者の居宅の所在地と最寄りの訪問介護事業所との間の距離が7キロメートルを超える場合に限る。
- 備考 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる) 書類も提出してください。

#### 重度要介護者等対応要件の割合に関する計算書(特定事業所加算(Ⅰ)・(Ⅲ))

事業所名	
<b>事業所悉号</b>	

1. 要介護4または要介護5である者、認知症高齢者の日常生活自立度(Ⅲ、Ⅳ、M)である者、たんの吸引等を必要とする者等の割合の算出基準 □ 利用実人員数 □ 訪問回数

# 2. 算定期間

□ ア. 前年度(3月を除く)の実績の平均

□ イ. 届出日の属する月の前3月

ア. 前年度(3月を除く)の実績の平均

7 . 1313	プ・ 削斗及(3月を除く)の美種の十均								
		①利用者/訪問回数の総数 (要支援者は含めない)	②要介護4または要介護5の 利用者数/訪問回数	③認知症高齢者の日常生活自 立度Ⅲ、ⅣまたはMに該当す る 利用者数/訪問回数	④喀痰吸引等を必要とする 利用者数/訪問回数				
4	月	人/回	人/回	人/回	人/回 人/回				
5	月	人/回	人/回	人/回	人/回				
6	月	人/回	人/回		人/回				
7	月	人/回	人/回	人/回					
8	月	人/回	人/回	人/回	人/回				
9	月	人/回	人/回	人/回	人/回				
10	月	人/回	人/回	人/回	人/回				
11	月	人/回	人/回	人/回	人/回				
12	月	人/回	人/回	人/回	人/回				
1	月	人/回	人/回	人/回	人/回				
2	月	人/回	人/回	人/回	人/回				
台	計	人/回	人/回	人/回	人/回				

⑤重度要介護者等 数/訪問回数 (②+③+④)	人/回
⑥割合 (⑤÷①)	%

イ. 届出日の属する月の前3月

_	<u>1. 田田口 ♡ / /</u>				
		①利用者/訪問回数の総数 (要支援者は含めない)	②要介護4または要介護5の 利用者数/訪問回数	③認知症高齢者の日常生活自 立度Ⅲ、ⅣまたはMに該当す る 利用者数/訪問回数	④喀痰吸引等を必要とする 利用者数/訪問回数
	月	人/回	人/回	人/回	人/回
	月	人/回	人/回	人/回	人/回
	月	人/回	人/回	人/回	人/回
	合計	人/回	人/回	人/回	人/回

⑤重度要介護者等 数/訪問回数 (②+③+④)	人/叵
⑥割合 (⑤÷①)	%

#### 備考

- ・本資料は特定事業所加算(Ⅰ)・(Ⅲ)に係る届出書を補完する資料としてご使用ください。
- ・「1.要介護4または要介護5である者、認知症高齢者の日常生活自立度(Ⅲ、Ⅳ、M)である者、たんの吸引等を必要とする者等の割合の算出基準」で 「利用実人員数」または「訪問回数」のいずれかを選択してください。
- ・「2. 算定期間」でアまたはイの算定期間を選択してください。
- 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所)については、前年度の実績(ア)による届出はできません。
- ・具体的な計算方法については、「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成24年3月16日)」問15をご参照ください。

(別紙10)

#### <u>訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書</u>

事業所名	
事業所番号	

1	判定期間	(X)

人 TE	/ <del>-</del> <del>-</del> -	<u> </u>	
	<u></u> ← ⊨		<del>/</del>
令和	年度	□前期	□ 後期

(※)なお、令和6年度については、前期の判定期間を4月1日から9月30日、減算適用期間を11月1日から3月31日までとし、後期の判定期間を10月1日から2月末日、減算適用期間を令和7年度の4月1日から9月30日までとするため、以下の「2. 判定結果」ア、イについては、適宜判定期間を修正の上、ご使用ください。

#### 2. 判定結果

□ 非該当 □ 該当

#### ア. 前期

11.17	. 2.1				
		①判定期間に指定訪問介 提供した利用者の総 (要支援者は含めない	数	②①の内同一建物減算 <i>0</i> を受けている利用者数 1)	
3	月		人		人
4	月		人		人
5	月		人		人
6	月		人		人
7	月		人		人
8	月		人		人
合	ì計		人		人

③割合	0/_
$(2\div(1))$	/0

# ④90%以上である場合の理由(※2より該当する番号を記入)

#### イ. 後期

		①判定期間に指定訪問介護を 提供した利用者の総数 (要支援者は含めない)	②①の内同一建物減算の適用 を受けている利用者数(※ 1)
9	月	人	人
10	月	人	人
11	月	人	人
12	月	人	人
1	月	人	人
2	月	人	人
4	計	人	人

③割合	
$(2\div 1)$	

#### ④90%以上である場合の理由(※2より該当する番号を記入)

- (※1)同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く)に居住する者及び同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者へ提供する場合を除く
- (※2)「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)」(以下、「留意事項通知」という。)第2の2(16)⑥二等に規定する以下のa~cのいずれか、若しくは、d「いずれにも該当しない」から当てはまるものを選択すること。なお、a~cに該当する場合は、それぞれ要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場
- なお、a~Cに該当する場合は、それそれ要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの水めかめつた¤ 合には、速やかに提出すること。
- a:特別地域訪問介護加算を受けている事業所である場合
- b: 判定期間の一月当たりの延べ訪問回数が二百回以下であるなど事業所が小規模である場合
- c:その他正当な理由と都道府県知事が認めた場合

#### 備考

- ・本資料は同一建物減算に係る算定手続きを補完する資料としてご使用ください。
- ·「1. 判定期間」については、該当する期間を選択してください。
- ・「2. 判定結果」については、アまたはイの算定結果を元に選択してください。
- ・具体的な計算方法については、留意事項通知第2の2(16)⑥口をご参照ください。
- ・指定相当訪問型サービス事業所が本様式を利用する場合には、「①判定期間に指定訪問介護を提供した利用者の総数(要支援者は含めない)」を「①判定期間に指定相当訪問型サービスを提供した利用者の総数」に読み替えてください。なお、この場合の利用者には、一体的に提供している指定訪問介護の利用者は含みません。

### 口腔連携強化加算に関する届出書

1 事業所名			
2 異動区分	□ 1 新規 □ 2 変更 □ 3 終了		
3 施設種別	□ 1 訪問介護事業所		
	□ 2 (介護予防) 訪問看護事業所(訪問看護ステーション)		
	□ 3 (介護予防) 訪問リハビリテーション事業所	3 (介護予防)訪問リハビリテーション事業所	
	□ 4 (介護予防) 短期入所生活介護事業所	\$ (介護予防)短期入所生活介護事業所	
	□ 5 (介護予防) 短期入所療養介護事業所	5 (介護予防)短期入所療養介護事業所	
	□ 6 定期巡回·随時対応型訪問介護看護事業所		
	□ 7 訪問型サービス事業所		
4 歯科医療機関との 連携の状況	1. 連携歯科医療機関		
生汤•/1/////	歯科医療機関名		
	所在地		
	歯科医師名		
	歯科訪問診療料の算定の実績 年 月 日		
	連絡先電話番号		
	2. 連携歯科医療機関		
	歯科医療機関名		
	所在地		
	歯科医師名		
	歯科訪問診療料の算定の実績 年 月 日		
	連絡先電話番号		
	3. 連携歯科医療機関		
	歯科医療機関名		
	所在地		
	歯科医師名		
	歯科訪問診療料の算定の実績 年 月 日		
	連絡先電話番号		

注1 「連携歯科医療機関」とは、利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科医療機関の歯科医師又は歯 科医師の指示を受けた歯科衛生士に対して、口腔の健康状態の評価の方法や在宅歯科医療の提供等について相談できる体制

を確保している歯科医療機関である。 注2 「連携歯科医療機関」は1つ以上の記載が必要である。なお、記入欄が不足している場合には、「歯科医療機関との 連携の状況」のみを追加記載した様式を別途添付しても差し支えない。

注3 「歯科訪問診療料の算定の実績」とは、歯科診療報酬点数表の区分番号 C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績 であり、直近の算定日を記載すること。

<sup>※</sup> 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出してください。

事業所名

#### 認知症専門ケア加算に係る届出書

(訪問介護、(介護予防) 訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

異動等区分	□ 1 新規 □ 2 変更 □ 3 終了				
施設種別	□ 1 訪問介護 □ 2 (介護予防)訪問入浴介護				
加 改 性 別	□ 3 定期巡回·随時対応型訪問介護看護 □ 4 夜間対応型訪問介護				
届出項目	□ 1 認知症専門ケア加算(Ⅱ) □ 2 認知症専門ケア加算(Ⅱ)				
		有 · 無			
1. 認知症専	門ケア加算(Ⅰ)に係る届出内容				
(1) 利田孝(	D総数のうち、日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者				
(の割合)	が50%以上である				
	用者の総数 注 人				
	常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の数				
	・① ^ 100				
延人員	数で算定。				
(2) 認知症。		п . п			
	/ IEEE ROOF   IN A WINE と P				
認知症	アアを実施している				
認知症	ト護に係る専門的な研修を修了している者の数 人 人				
【参考】	うち <b>エル ロ                                  </b>				
日常生活	自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の数 研修修了者の必要数 20人未満 1以上				
	20以上30未満 2以上				
	30以上40未満 3以上				
	40以上50未満 4以上				
	50以上60未満 5以上				
	60以上70未満 6以上				
	~   ~				
	こ対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を こ開催している	_ · _			
	門ケア加算(Ⅱ)に係る届出内容				
	専門ケア加算(Ⅰ)の(2)・(3)の基準のいずれにも該当している 記事門ケア加算(Ⅰ)に係る届出内容(2)~(3)も記入すること。				
→ 応入113	正等門グァ加昇(I)に徐る庙田内谷(Z)~(3/も記八9ること。 				
(2) 利用者(	D総数のうち、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者				
の割合な	が20%以上である				
	用者の総数 注 人				
	常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数 注       人   ÷①×100				
	÷①×100 %				
	は日の属する方の前3万旬のプラ、いずれがの方の利用美人負数文は利用 数で算定。				
(0) (					
	↑護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、 全体の認知症ケアの指導等を実施している				
事未所 <b>3</b>	上 件い 心 州				
	(4)事業所において介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を □ ・ □				
	当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している	F 1L 1.1-1-1.			
備考1 要件: すること。	を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、退	さやかに提出			
/# # O [==/	ᇚᄼᄾᆇᇆᅜᇫᆂᇚᅛᄼᅑᄦᆹᆝᄔᅟᇒᇭᄼᄾᄥᇚᅷᅛᆘ	- <i>IT 7</i> \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\			

備考2 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、認知症介護実践リーダー研修及び認知症看護に係る適切な 研修を、「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、認知症介護指導者養成研修及び認知症看護に係る 適切な研修を指す。

※認知症看護に係る適切な研修 ①日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修

②日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び

「精神看護」の専門看護師教育課程

③日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」

(認定証が発行されている者に限る)

備考3 認知症専門ケア加算(Ⅱ)の算定にあっては、認知症介護実践リーダー研修と認知症介護指導者養成 研修の両方を修了した者、又は認知症看護に係る適切な研修を修了した者を1名配置する場合、「認知症介 護に係る専門的な研修」及び「認知症介護の指導に係る専門的な研修」の修了者をそれぞれ1名配置したこ とになる。

事業所名

#### 認知症専門ケア加算に係る届出書

(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護 (介護予防)特定施設入居者生活介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

異動等区分	□ 1 新規 □ 2 変更 □ 3 終了	
	□ 1 (介護予防) 短期入所生活介護 □ 2 (介護予防) 短期入所療養介護	<del></del>
	□ 3 (介護予防)特定施設入居者生活介護 □ 4 (介護予防)認知症対応型共同	司生活介護
施設種別	□ 5 地域密着型特定施設入居者生活介護 □ 6 地域密着型介護老人福祉施設入	所者生活介護
	│ □ 7 介護老人福祉施設 □ 8 介護老人保健施設 □ 1 □ 1 □ 1 □ 1 □ 1 □ 1 □ 1 □ 1 □ 1 □	
	□ 9 介護医療院	
届出項目	□ 1 認知症専門ケア加算(Ⅰ) □ 2 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	
		有 · 無
	門ケア加算(Ⅰ)に係る届出内容 又は入所者の総数のうち、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者	
	が50%以上である	
	用者又は入所者の総数 注 人	
	常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数 注 人 ÷①×100 %	
注 届	出日の属する月の前3月の各月末時点の利用者又は入所者の数(訪問サービスでは 3月間の利用実人員数又は利用延べ人数)の平均で算定。	
	介護に係る専門的な研修を修了している者を、日常生活自立度のランクⅢ、 Mに該当する者の数に応じて必要数以上配置し、チームとして専門的な	
認知症	ケアを実施している	
認知症	介護に係る専門的な研修を修了している者の数       人	
【参	考】	
日常生	生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数 研修修了者の必要数	
	20人未満 1以上	
	20以上30未満 2以上	
	30以上40未満 3以上 40以上50未満 4以上	
<u>-</u>	50以上60未満 5以上	
	60以上70未満 6以上	
	~ ~	
	こ対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を こ開催している	_ · _
	門ケア加算(Ⅱ)に係る届出内容	
	専門ケア加算(I)の基準のいずれにも該当している 症専門ケア加算(I)に係る届出内容(1)~(3)も記入すること。	
	介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、	
事業所見	又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施している	
作成し、	又は施設において介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を 当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している	
備考1 要件	を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、遠	₹やかに提出

- すること。 備考2 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、認知症介護実践リーダー研修及び認知症看護に係る適切な 研修を、「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、認知症介護指導者養成研修及び認知症看護に係る 適切な研修を指す。
  - ※認知症看護に係る適切な研修 ①日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修
    - ②日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び 「精神看護」の専門看護師教育課程

③日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」 (認定証が発行されている者に限る)

備考3 認知症専門ケア加算(Ⅱ)の算定にあっては、認知症介護実践リーダー研修と認知症介護指導者養成 研修の両方を修了した者、又は認知症看護に係る適切な研修を修了した者を1名配置する場合、「認知症介 護に係る専門的な研修」及び「認知症介護の指導に係る専門的な研修」の修了者をそれぞれ1名配置したこ とになる。

# 看取り連携体制加算に係る届出書 (訪問入浴介護事業所、短期入所生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所)

事業所名	<u> </u>			
異動等区分	<del>'</del>	□ 1 新規 □ 2 変更 □ 3 終了		
業所等の図	区分	□ 1 訪問入浴介護事業所 □ 2 短期入所生活介護事業所 □ 3 小規模多機能型居宅介護事業所		
取り連携体	制力	口算に係る届出内容	有 ·	無
訪問入浴 介護	1	訪問看護ステーション等との連携により、利用者の状態等に応じた対応ができる連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて当該訪問看護ステーション等により訪問看護等が提供されるよう訪問入浴介護を行う日時を当該訪問看護ステーション等と調整している。		
	2	看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利 用者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説 明し、同意を得ている。		
	3	看取りに関する職員研修を行っている。		
	4	「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに 関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行ってい る。		
		手鉄体制物質(T)立は(MN)(サーノはロナ質点)で		
	1	看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)イ若しくは口を算定して いる。		
	2	看護体制加算(I)又は(Ⅲ)イ若しくは口を算定している。かつ、短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は病院、診療所、訪問看護ステーション若しくは本体施設の看護職員との連携により24時間連絡できる体制を確保している。	_ ·	
短期入所 生活介護	3	看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、登録者又はその家族等に当該方針の内容を説明し、同意を得ている。		
1/1 /1 IX	4	ケアカンファレンスや対応の実践を振り返る等により、 看取り期における対応方針の内容その他看取り期におけ るサービス体制について、適宜見直しを行っている。		
	5	短期入所生活介護事業所において看取りを行う際には、 個室又は静養室を利用するなど、プライバシーの確保及 び家族へ配慮をすることについて十分留意している。		
	6	「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに 関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行ってい る。		
	(1)	看護職員配置加算(Ⅰ)を算定している。		
		看護師により24時間連絡できる体制を確保している。		
小規模多 機能型居 宅介護		看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、登録者又はその家族等に当該方針の内容を説明し、同意を		
	)	得ている。		
	4	ケアカンファレンスや対応の実践を振り返る等により、 看取り期における対応方針の内容その他看取り期におけるサービス体制について、適宜見直しを行っている。		
	5	宿泊室等において看取りを行う場合に、プライバシーの 確保及び家族へ配慮をすることについて十分留意してい る。		
	6	「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに 関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行ってい る。		

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、 速やかに提出すること。

#### サービス提供体制強化加算に関する届出書 ((介護予防)訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

1 事業所名			
2 異動区分	□ 1 新規 □ 2 変更 □ 3 終了		
3 施設種別	□ 1 (介護予防)訪問入浴介護 □ 2 定期巡回·随時対応型 □ 3 夜間対応型訪問介護	型訪問介護看護	
4 届出項目	□ 1 サービス提供体制強化加算(I) □ 2 サービス提供体制引□ 3 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	蛍化加算(Ⅱ)	
5 研修等に 関する状況	<ul><li>① 研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む)を実施又は実施を予定していること。</li><li>② 利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。</li><li>③ 健康診断等を定期的に実施すること。</li></ul>	有·無 □·□	
6 介護職員等の (1)サービス提	状況 是供体制強化加算(I)		
介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が60%以上 ① 介護職員の総数(常勤換算) 人 ② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算) 人 又は	有・無	
	①に占める③の割合が25%以上 ③ ①のうち勤続年数10年以上の介護福祉 人	- · -	
(2)サービス提	是供体制強化加算(Ⅱ) 		
介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が40%以上 ① 介護職員の総数(常勤換算) 人 ② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算) 人 又は ①に占める③の割合が60%以上 ③ ①のうち介護福祉士、実務者研修修了者 人	有 ・ 無	
(3) 特の総数(常勤換算)			
介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が30%以上 ① 介護職員の総数(常勤換算) 人 ② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算) 人 又は ①に占める③の割合が50%以上 ② ①のうち介護福祉士、実務者研修修了者	有・無	
********	③   等の総数(常勤換算) 人	□ · □ 有 · 無	
常勤職員の 状況 (定期巡回のみ)	① 従業者の総数(常勤換算)     人       ② ①のうち常勤の者の総数(常勤換算)     人		
勤続年数の状況	①に占める②の割合が30%以上       ① 従業者の総数(常勤換算)       人         ② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数 (常勤換算)       人	有・無□・□	
	┃		

- 備考1 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- 備考2 「実務者研修修了者等」には「旧介護職員基礎研修課程修了者」を含む。
- 備考3 従業者とは、訪問入浴介護における訪問入浴介護従業者、定期巡回・随時対応型訪問介護看護における定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者、夜間対応型訪問介護における夜間対応型訪問介護従業者をいう。

# サービス提供体制強化加算に関する届出書 ((介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、療養通所介護)

1 事	業 所 名			
2 異	動区分	□ 1 新規 □ 2 変更 □ 3 終了		
3 施	設種 別	□ 1 (介護予防) 訪問看護 □ 2 (介護予防) 訪問リル□ 3 療養通所介護	ヽビリテーション	
4 届	出項目	(訪問看護、訪問リハビリテーション) □ 1 サービス提供体制強化加算(I)□ 2 サービス提供体制強化 (療養通所介護)□ 3 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)□ 4 サービス提供体制強化		
関	修等に する状況 <sup>問看護のみ)</sup>	<ul><li>① 研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む)を実施又は実施を予定していること。</li><li>② 利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。</li><li>③ 健康診断等を定期的に実施すること。</li></ul>	有·無 □·□	
6 勤続年数の状況 (1)サービス提供体制強化加算(I)				
	訪問看護	①に占める②の割合が30%以上 ① 看護師等の総数(常勤換算) 人 ② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数 」	有 ・ 無	
勤			_ · ·	
勤続年数の状況	訪問リハ	①に占める②の者が1名以上 ① サービスを直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の総数 人 ② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数 人	有・無	
	療養通所介護	①に占める②の割合が30%以上 ① サービスを直接提供する職員の総数(常	有・無	
		②(常勤換算)		
(2)	サービス提 I	提供体制強化加算(Ⅱ) 「		
勤続年数の状況	訪問看護	①に占める②の割合が30%以上 ① 看護師等の総数(常勤換算) 人 ② ①のうち勤続年数3年以上の者の総数 」	有 · 無	
		②(常勤換算)		
	訪問リハ	①に占める②の者が1名以上 ① サービスを直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の総数 人 ② ①のうち勤続年数3年以上の者の総数 人	有・無	
	療養通所 介護	①に占める②の割合が30%以上  ① サービスを直接提供する職員の総数(常	有・無	
		②(常勤換算)		

サービス提供体制強化加算に関する届出書 通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、 地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護

1 事業所名			
2 異動区分	□ 1 新規 □ 2 変更 □ 3 終了		
3 施設種別	□ 1 通所介護 □ 2 (介護予防)通所リハビリラ	テーション	
	□ 3 地域密着型通所介護 □ 3 (介護予防)認知症対応型道	<b>鱼</b> 所介護	
4 届出項目	□ 1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) □ 2 サービス提供体制引	蛍化加算(Ⅱ)	
	□ 3 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		
5 介護職員等の状況 (1)サービス提供体制強化加算(I)			
	①に占める②の割合が70%以上	有・無	
	① 介護職員の総数(常勤換算) 人 ② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算) 人 人		
介護福祉士等の 状況	【② ①のプラガ設価値工の総数(吊動換算)   人   又は		
V 1,75	①に占める③の割合が25%以上		
	③ ①のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の 人総数(常勤換算) 人		
(2)サービス扱			
人業短知士等の	①に占める②の割合が50%以上	有 · 無	
介護福祉士等の   状況	① 介護職員の総数(常勤換算) 人		
	② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)   人		
(3)サービス扱	是供体制強化加算(Ⅲ) ※介護福祉士等の状況、勤続年数の状況のうち、いずれか1つを満た	すこと。	
     介護福祉士等の	①に占める②の割合が40%以上	有 · 無	
大	① 介護職員の総数(常勤換算) 人 ② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算) 人 人	п. п	
勤続年数の状況	①に占める②の割合が30%以上 ① サービスを直接提供する者の総数 , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	有・無	
	(常勤換算)		
	② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数(常	- · -	
備老 要件を満たる	まことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかし	- <del>1</del> 山 <del>ナ</del> z - L	

### サービス提供体制強化加算に関する届出書

(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、介護老人福祉施設、 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

1 事業所名				
2 異動区分	□ 1 新規 □ 2 変更 □ 3 終了			
3 施設種別	□ 1 (介護予防) 短期入所生活介護 (□ ア 単独型 □ イ 併設型 □ 2 (介護予防) 短期入所療養介護 □ 3 介護老人福祉施設 □ 4 地域密着型介護老人福祉施設 □ 5 介護老人保健施設 □ 7 介護医療院	ウ 空床利用型)		
4 届出項目	□ 1 サービス提供体制強化加算(I) □ 2 サービス提供体制強化□ 3 サービス提供体制強化加算(II)	加算(Ⅱ)		
5 介護職員等の状況 (1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)				
介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が80%以上 ① 介護職員の総数(常勤換算) 人 ② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算) 人 又は ①に占める③の割合が35%以上 ③ ①のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の 人 総数(常勤換算) 人	有·無 □·□		
サービスの質の 向上に資する 取組の状況	※(地域密着型)介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院は記載			
(2)サービス摂	是供体制強化加算(Ⅱ)			
介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が60%以上       ① 介護職員の総数(常勤換算)       人         ② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)       人	有・無		
(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ※介護福祉士等の状況、常勤職員の状況、勤続年数の状況のうち、いずれか1つを満たすこと。				
   介護福祉士等の   状況	①に占める②の割合が50%以上① 介護職員の総数(常勤換算)人② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)人	有・無□・□		
常勤職員の 状況	①に占める②の割合が75%以上 ① 看護・介護職員の総数(常勤換算) 人 ② ①のうち常勤の者の総数(常勤換算) 人	有・無		
勤続年数の状況	①に占める②の割合が30%以上       ① サービスを直接提供する者の総数(常勤換算)       人         ② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数 (常勤換算)       人	有・無		

備考1 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考2 介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設と(介護予防)短期入所生活介護において、別の加算を取得する場合は、別に本届出書を提出すること。空床利用型の(介護予防)短期入所生活介護について届け出る場合は、本体施設である介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設における状況を記載すること。

# サービス提供体制強化加算に関する届出書

(介護予防)特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、

L	(介護予防 <i>)</i> 認知症对心型共同生活介護	J
1 事業所名		
2 異動区分	□ 1 新規 □ 2 変更 □ 3 終了	
3 施設種別	□ 1 (介護予防)特定施設入居者生活介護 □ 2 地域密着型特定施設入居者生活介護 □ 3 (介護予防)認知症対応型共同生活介護	
4 届出項目	□ 1 サービス提供体制強化加算(I) □ 2 サービス提供体制 □ 3 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	強化加算(Ⅱ)
5 介護職員等の (1)サービス振	状況 是供体制強化加算(I)	
介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が70%以上 ① 介護職員の総数(常勤換算) 人 ② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算) 人 又は	有・無
	①に占める③の割合が25%以上 ③ ①のうち勤続年数10年以上の介護福祉 人 土の総数(常勤換算) 人	- · -
サービスの質の 向上に資する 取組の状況	※(介護予防)特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護は記載	
(2)サービス提	是供体制強化加算(Ⅱ)	
介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が60%以上 ① 介護職員の総数(常勤換算) 人 ② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算) 人	有・無□・□
-	『供体制強化加算(Ⅲ) 状況、常勤職員の状況、勤続年数の状況のうち、いずれか1つを満たすこと。	
介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が50%以上 ① 介護職員の総数(常勤換算) 人 ② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算) 人	有・無
常勤職員の 状況	①に占める②の割合が75%以上 ① 看護·介護職員の総数(常勤換算) 人 ② ①のうち常勤の者の総数(常勤換算) 人	有・無
勤続年数の状況	①に占める②の割合が30%以上 ① サービスを直接提供する者の総数 人 (常勤換算) 人 の ① のうち勤続年数7年以上の者の総数	有・無
	②「(常勤換算) 人	

# 訪問看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携に係る届出書

1	事業所名		
2	異動区分	□ 1 新規 □ 2 変頁	□ 3 終了
3	施設等の区分	□ 1 訪問看護事業所(訪問 □ 2 訪問看護事業所(病院)	
<u>.</u> ‡	推する完期巡回	・随時対応型訪問介護看護事業)	
廷	1万9 るた粉処国	视时对心生动向并	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	1万9 るた州巡回	事業所名	事業所番号
	1万岁 るた物処国		
	1万岁 旬 亿 朔 巡 回		
	1万岁 るた物処国		
	1万岁 るた物処国		
	1万岁 るた州川田		

# (別紙16)

緊急時(介護予防)訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書

事業所名								
異動等区分	□ 1	新規	□ 2	変更		3	終了	
施設等の区分	□ 2 □ 3 □ 4	(介護予防) 定期巡回· 看護小規模	訪問看護事 随時対応型 多機能型居	等 計問が 宅介語		療所		
届出項目	□ 2 □ 3	緊急時(介 緊急時対応 特別管理加 ターミナル	加算 算に係る体		隻加算			
	(子)(古)	大問 <b>看</b> 護加賀	● マは竪角服	- 林本	加質に係るほ		5次	
_		る職員(		人		1111	7.0	
保健的	币		人	常勤		人	非常勤	人
看護的	币		人	常勤		人	非常勤	人
	`。「有」 記載する	にチェック ること。 %	を入れた場	景合、	下記の欄に保	:健郎	対応する体制と 所、看護師以外の Iのみ	有 • 無
理学療法			人	常勤		人	非常勤	人
作業療法							非常勤	人
言語聴覚				常勤			非常勤	人
事務職	 :員			常勤			非常勤	人
その作	也			常勤		人	非常勤	人
② 連絡方法 ③ 連絡先電話番号								
1	(	)		4	(		)	
2	(	)		5	(		)	
3	(	)		6	(		)	
								<b>_</b>

	看護師等以外の職員が利用者又は家族等からの電話連絡を受ける場合に必要な 本制 ※(介護予防)訪問看護事業所のみ	有・	無	
1	看護師等以外の職員が利用者又はその家族等からの電話等による連絡及び 相談に対応する際のマニュアルが整備されていること。	_ ·		マニュアル添付
2	緊急の訪問看護の必要性の判断を保健師又は看護師が速やかに行える連絡 体制及び緊急の訪問看護が可能な体制が整備されていること。	_ ·		
3	当該訪問看護ステーションの管理者は、連絡相談を担当する看護師等以外の 職員の勤務体制及び勤務状況を明らかにすること。			
4	看護師等以外の職員は、電話等により連絡及び相談を受けた際に、保健師 又は看護師へ報告すること。報告を受けた保健師又は看護師は、当該報告 内容等を訪問看護記録書に記録すること。	_ ·		
(5)	①から④について、利用者及び家族等に説明し、同意を得ること。	_ ·		
				1
	- <急時(介護予防)訪問看護加算(Ⅰ)に係る届出内容(①又は②は必須項目) ※ (介護予防)訪問看護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のみ	有・	無	
1	夜間対応した翌日の勤務間隔の確保			
2	夜間対応に係る勤務の連続回数が2連続(2回)まで	_ ·		
3	夜間対応後の暦日の休日確保			
4	夜間勤務のニーズを踏まえた勤務体制の工夫			
5	ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減	□ ·		
6	電話等による連絡及び相談を担当する者に対する支援体制の確保			

備考 緊急時の(介護予防)訪問看護、特別管理、ターミナルケアのそれぞれについて、体制を 敷いている場合について提出してください。2の看護師等以外の職員が電話連絡の対応を行う 場合には、2の①の「マニュアル」も添付してください。

## (別紙16)

緊急時(介護予防)訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書

事業所名						
異動等区分	□ 1 新規 □ 2 変更 □ 3 終了					
	□ 1 (介護予防) 訪問看護事業所(訪問看護ステーション)					
施設等の区分	□ 2 (介護予防) 訪問看護事業所 (病院又は診療所)					
	□ 3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所					
4 特別管理加算	に係る体制の届出内容	有 · 無				
① 24時間常日	時連絡できる体制を整備している。					
② 当該加算日	当該加算に対応可能な職員体制・勤務体制を整備している。					
③ 病状の変化	③ 病状の変化、医療器具に係る取扱い等において医療機関等との密接な					
連携体制を動	整備している。					
5 ターミナルケ	ア体制に係る届出内容	有 · 無				
① 24時間常日	時連絡できる体制を整備している。					
② ターミナル	レケアの提供過程における利用者の心身状況の変化及びこれに					
対する看護の	の内容等必要な事項が適切に記録される体制を整備している。					

### 専門管理加算に係る届出書

事業所名	
異動等区分	□ 1 新規 □ 2 変更 □ 3 終了
	□ 1 (介護予防)訪問看護事業所(訪問看護ステーション)
施設等の区分	□ 2 (介護予防)訪問看護事業所(病院又は診療所)
	□ 3 看護小規模多機能型居宅介護事業所
	□ 1 緩和ケア
届出事項	□ 2 褥瘡ケア
田田事項	□ 3 人工肛門ケア及び人工膀胱ケア
	□ 4 特定行為
専門管理加算に係	系る届出内容
1 緩和ケアに	:関する専門研修
	氏名
2 褥瘡ケアに	:関する専門研修
	氏名 氏名
3 人工肛門ケ	
	氏名 氏名
4 特定行為研	
	氏名

備考 1、2、3又は4の専門の研修を修了したことが確認できる文書(当該研修の名称、 実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)を添付すること。

# 遠隔死亡診断補助加算に係る届出書

事業所名						
異動等区分	□ 1 新規 □ 2	変更 □ 3 終了				
	□ 1 (介護予防)訪問看護	事業所(訪問看護ステーション)				
施設等の区分	□ 2 (介護予防)訪問看護	事業所(病院又は診療所)				
	□ 3 看護小規模多機能型	居宅介護事業所				
届出項目	遠隔死亡診断補助加算					
遠隔死亡診断補助	助加算に係る届出内容					
情報通信機器 情報通信機器	を用いた在宅での看取りに係 <i>。</i>	る研修を受けた看護師				
氏名						

備考 研修を修了したことが確認できる文書(当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の 氏名等を記載した一覧でも可)を添付すること。

# 看護体制強化加算に係る届出書((介護予防)訪問看護事業所)

## ○ 訪問看護事業所

事業所名		
異動等区分	□ 1 新規 □ 2 変更 □ 3 終了	
届出項目	□ 1 看護体制強化加算(Ⅱ) □ 2 看護体制強化加算(Ⅱ)	
1 緊急時訪問 看護加算の 算定状況	<ul> <li>① 前6か月間の実利用者の総数</li> <li>② ①のうち緊急時訪問看護加算を算定した 実利用者数</li> <li>人 ②の割合が 50%以上</li> </ul>	有·無
2 特別管理 加算の算定 状況	<ul> <li>① 前6か月間の実利用者の総数</li> <li>② ①のうち特別管理加算(I)又は(II)を算定した実利用者数</li> <li>人 ②の割合が20%以上</li> </ul>	有・無
3 ターミナル ケア加算の 算定状況	<ul><li>① 前12か月間のターミナルケア加算の算定人数</li><li>→ 1人以上</li><li>→ 5人以上</li></ul>	<b>有 · 無</b>
4 看護職員の 割合	① 指定訪問看護を提供する従業員数 人 (常勤換算法) 人 ② ①のうち看護職員の人数 (常勤換算法) 人 ②の割合が 60%以上	有・無
○ 介護予防訪問 事業所名	看護事業所	
異動等区分	□ 1 新規 □ 2 変更 □ 3 終了	
届出項目	□ 1 看護体制強化加算	
1 緊急時介護 予防訪問 看護加算の 算定状況	<ul> <li>① 前6か月間の実利用者の総数</li> <li>② ①のうち緊急時介護予防訪問看護加算を 算定した実利用者数</li> <li>人 ②の割合が 50%以上</li> </ul>	有・無
2 特別管理 加算の 算定状況	<ul> <li>① 前6か月間の実利用者の総数</li> <li>② ①のうち特別管理加算(I)又は(I)を算定した実利用者数</li> <li>人 ②の割合が20%以上</li> </ul>	有・無
3 看護職員の 割合	<ul> <li>① 指定訪問看護を提供する従業員数 (常勤換算法)</li> <li>② ①のうち看護職員の人数 (常勤換算法)</li> <li>人 ②の割合が60%以上</li> </ul>	有・無

### 訪問リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出書

1 事業所名			
2 異動区分	□ 1 新規 □ 2 変更 □ 3 終了		
3 届出項目	□ 1 移行支援加算		
① 終了者数 の状況	① 評価対象期間の訪問リハビリテーション 人 終了者数		
	② ①のうち、指定通所介護等を実施した者 人 の数 (注1)	有	• 無
	③ ①に占める②の割合 % → 5%超		
②事業所の	① 評価対象期間の利用者延月数 月		
利用状況	② 評価対象期間の新規利用者数 人		
	③ 評価対象期間の新規終了者数(注2) 人	有	・ 無
	④ 12× (②+③) ÷2÷①		. 🗆

注1: 「指定通所介護等を実施」とは、指定通所介護、指定(介護予防)通所リハビリテーション、指定地域密 着型通所介護、指定(介護予防)認知症対応型通所介護、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護、指 定看護小規模多機能型居宅介護、第1号通所事業の利用、その他社会参加に資する取組、及び自宅におい て役割を持って生活している場合を含み、サービス提供の終了の事由が医療機関への入院、介護保険施設 への入所、指定訪問リハビリテーション、指定認知症対応型共同生活介護等への移行である場合を含めない。

注2. 評価対象期間に当該事業所の提供する指定訪問リハビリテーションの利用を終了した者の数(入院、入 所、死亡を含む。)

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

# 生活相談員配置等加算に係る届出書

事業所名	<u> </u>		
異動等区分	宁	□ 1 新規 □ 2 変更 □ 3 終了	
事業所等の図	区分	□ 2 地域密着型通所介護事業所	
		□ 3 (介護予防)短期入所生活介護事業所	
生活相談員	配置	等加算に係る届出内容	有・無
	1	共生型通所介護費を算定している。	
通所介護	2	生活相談員を、共生型通所介護の提供日ごとに、当該共 生型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置してい る。	_ · _
	3	当該生活相談員が、地域に貢献する活動を行っている。	
	1	共生型地域密着型通所介護費を算定している。	
地域密着型 通所介護	2	生活相談員を、共生型地域密着型通所介護の提供日ごと に、当該共生型地域密着型通所介護を行う時間帯を通じ て1名以上配置している。	_ · _
	3	当該生活相談員が、地域に貢献する活動を行っている。	
 (介護予防)	1	共生型短期入所生活介護費を算定している。	_ · _
短期入所	2	生活相談員を、常勤換算方法で1名以上配置している。	
生活介護	3	当該生活相談員が、地域に貢献する活動を行っている。	

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、 速やかに提出すること。

# 中重度者ケア体制加算に係る届出書

事業所名	Z		
異動等区分	<del>}</del>	□ 1 新規 □ 2 変更 □ 3 終了	
事業所等の図	≤分	□ 1 通所介護事業所 □ 2 地域密着型通所介護事業所 □ 3 通所リハビリテーション事業所	
中重度者ケ	ア体	制加算に係る届出内容	有:無
	1	指定居宅サービス等基準第93条第1項第2号又は第3号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保している。	o · o
通所介護	2	指定通所介護事業所における前年度又は算定日が属する 月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が 要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合 が100分の30以上である。	_ · _
	3	指定通所介護を行う時間帯を通じて専ら当該指定通所介 護の提供に当たる看護職員を1名以上配置している。	_ · _
	4	共生型通所介護費を算定していない。	
	1	指定地域密着型サービス基準第20条第1項第2号又は第3号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保している。	o · o
地域密着型 通所介護	2	指定地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4及び要介護5である者の占める割合が100分の30以上である。	o · o
	3	指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて専ら当該 指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員を1名 以上配置している。	_ · _
	4	共生型地域密着型通所介護費を算定していない。	
	1	指定居宅サービス等基準第111条第1項第2号イ又は同条 第2項第1号に規定する要件を満たす員数に加え、看護 職員又は介護職員を常勤換算方法で1以上確保してい る。	- · -
通所 リハビリ テーション	2	指定通所リハビリテーション事業所における前年度又は 算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要 介護状態区分が要介護3、要介護又は要介護5である者 の占める割合が100分の30以上である。	_ · _
	3	指定通所リハビリテーションを行う時間帯を通じて専ら 当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護職 員を1名以上配置している。	_ · _

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、 速やかに提出すること。

### 利用者の割合に関する計算書(中重度者ケア体制加算)

事業所名	
事業所番号	

1.	要介護3、	要介證	隻4またに	は要介護5	である者	<b>の</b>	割合の	算出	基準

□ 利用実人員数

口 利用延人員数

#### 2. 算定期間

- □ ア. 前年度(3月を除く)の実績の平均
- 口 イ. 届出日の属する月の前3月

ア. 前年度(3月を除く)の実績の平均

7 : 133 1 122 ( 2 / 3 / 3		
	利用者の総数 (要支援者は 含めない)	要介護3、要介護4 または要介護5の 利用者数
4 月	人	人
5 月	人	人
6 月	人	人
7 月	人	人
8 月	人	人
9 月	人	人
10 月	人	人
11 月	人	人
12 月	人	人
1 月	人	人
2 月	人	人
合計	人	人
1月あたりの 平均	٨	٨

実績月数

割合

イ、届出日の属する月の前3月

<u>1. 佃田口切局</u> 3	( D) 1 42 E1 C) 1	
	利用者の総数 (要支援者は 含めない)	要介護3、要介護4 または要介護5の 利用者数
月	人	人
月	人	人
月	人	人
合計	人	人
1月あたりの 平均	Д	Α

割合

#### 備考

- ・本資料は中重度者ケア体制加算に係る届出書を補完する資料としてご使用ください。
- ・「1. 要介護3、要介護4または要介護5である者の割合の算出基準」で、 「利用実人員数」または「利用延人員数」のいずれかを選択してください。
- ・「2. 算定期間」でアまたはイの算定期間を選択してください。 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所) については、前年度の実績(ア)による届出はできません。
- ・具体的な計算方法については、「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (平成27年4月1日)」問31をご参照ください。

事業所名

# 認知症加算に係る届出書

(通所介護、地域密着型通所介護)

異動等区分	<del>}</del>	□ 1 新規 □ 2 変更 □ 3 終了	
事業所等の図	74	□ 1 通所介護事業所	
事未が守のと	\	□ 2 地域密着型通所介護事業所	
			Τ
認知症加算	に係	る届出内容	有・無
	1	指定居宅サービス等基準第93条第1項第2号又は第3号に規定する看 護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方 法で2以上確保している。	
	2	指定通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者)の占める割合が100分の15以上である。	
通所介護		① 利用者総数 人 ② 対象者 人 ③ ②÷①×100 %	
	3	指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修又は認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を1名以上配置している。	
	4	当該事業所の従業者に対する、認知症ケアに関する事例の検討や技術的 指導に係る会議を定期的に開催している。	
	1	指定地域密着型サービス基準第20条第1項第2号又は第3号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保している。	
	2	指定地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者)の占める割合が100分の15以上である。	- · -
地域密着型通所介護		① 利用者総数       人         ② 対象者       人         ③ ②÷①×100       %	
	3	指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修又は認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を1名以上配置している。	- · -
	4	当該事業所の従業者に対する、認知症ケアに関する事例の検討や技術的 指導に係る会議を定期的に開催している。	

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、 速やかに提出すること。

### 利用者の割合に関する計算書(認知症加算)

事業所名	
事業所番号	

	1.	日常生活自立	立度のランク	7が皿以上	の者の割	合の算出基準	隼
--	----	--------	--------	-------	------	--------	---

□ 利用実人員数

口 利用延人員数

#### 2. 算定期間

- □ ア. 前年度(3月を除く)の実績の平均
- 口 イ. 届出日の属する月の前3月

ア. 前年度(3月を除く)の実績の平均

7 : 13 3 1	<u> </u>		
		利用者の総数 (要支援者は 含めない)	日常生活自立度のランクⅢ、 IV又はMに該当する 利用者数
4	月	人	人
5	月	人	人
6	月	人	人
7	月	人	人
8	月	人	人
9	月	人	人
10	月	人	人
11	月	人	人
12	月	人	人
1	月	人	人
2	月	人	人
合	計	人	人
1月あ 平:		7	Α.

実績月数

割合

イ 届出日の属する月の前3月

<u>1. 佃田口の周3</u>	1 0 1 0 1 0 1 0 1 1	
	利用者の総数 (要支援者は 含めない)	日常生活自立度のランクⅢ、 IV又はMに該当する 利用者数
月	人	人
月	人	人
月	人	人
合計	人	人
1月あたりの 平均		٨

割合

#### 備考

- ・本資料は認知症加算((地域密着型)通所介護)に係る届出書を補完する資料としてご使用ください。
- •「1. 日常生活自立度のランクがⅢ以上の者の割合の算出基準」で、 「利用実人員数」または「利用延人員数」のいずれかを選択してください。
- •「2. 算定期間」でアまたはイの算定期間を選択してください。 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所) については、前年度の実績(ア)による届出はできません。
- ・具体的な計算方法については、「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (平成27年4月1日)」問31をご参照ください。

### 通所リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出書

1 事業所名			
2 異動区分	□ 1 新規 □ 2 変更 □ 3 終了		
3 届出項目	□ 1 移行支援加算		
① 終了者数 の状況	<ul> <li>① 評価対象期間の通所リハビリテーション 人終了者数</li> <li>② ①のうち、指定通所介護等を実施した者の数(注1)</li> <li>③ ①に占める②の割合</li> <li>% → 3%超</li> </ul>	有	· 無
② 事業所の 利用状況	<ul> <li>① 評価対象期間の利用者延月数 月</li> <li>② 評価対象期間の新規利用者数 人</li> <li>③ 評価対象期間の新規終了者数(注2) 人</li> <li>④ 12×(②+③)÷2÷① % → 27%以上</li> </ul>	有	· 無

注1: 「指定通所介護等を実施」とは、指定通所介護、指定地域密着型通所介護、指定(介護予防)認知症 対応型通所介護、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護、第 1号通所事業の利用、及び自宅において役割を持って生活している場合を含み、サービス提供の終了 の事由が医療機関への入院、介護保険施設への入所、指定(介護予防)訪問リハビリテーション、指 定(介護予防)通所リハビリテーション、指定認知症対応型共同生活介護等への移行である場合を含 めない。

注2: 評価対象期間に当該事業所の提供する指定通所リハビリテーションの利用を終了した者の数(入院、入所、死亡を含む。)

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も 提出してください。

## 看護体制加算に係る届出書 (短期入所生活介護事業所)

事業所名		
異動等区分	□ 1 新規 □ 2 変更 □ 3 終了	
届出項目	□ 1 看護体制加算(I)       □ 2 看護体制加算         □ 3 看護体制加算(II)       □ 4 看護体制加算         □ 5 看護体制加算(IV)       □ 6 看護体制加算	(Ⅲ) □
看護体制加算に係 定員及び利用者 定員		人
看護職員の状況 看護師 看護職員(看護		
	療所・訪問看護ステーション名事業所番号	
	車絡できる体制を整備している。 	有・無□・□
<del>-</del>	□ 前三月 ] における([ ]はいずれかの□を■にする) のうち、要介護3、要介護4又は要介護5の利用者の	有・無□・□

備考 看護体制について、体制を整備している場合について提出してください。

# 看護体制加算に係る届出書

事業所名									
異動等区分	□ 1 ¥	新規   □	2 変更	į	□ 3	終了			
施設種別	□ 1 <i>1</i>	介護老人福祉	施設		□ 2 地址	或密着型	介護老	人福祉	施設
届出項目		看護体制加算 看護体制加算							
看護体制加算に関 定員及び入所者		片内容							
定員			人		 入所者数	΄τ			人
看護職員の状況	₹			•					
保健師	常	'勤	人	常	的數換算		人		
看護師	常	'勤	人	常	営勤換算		人		
准看護師	常	'勤	人	常	的數換算		人		
連携する病院・	診療所・	・訪問看護スラ	テーショ	ン			<del>.</del>		
病院・診療	所・訪問	看護ステーシ	ノョン名			事業原	听番号		
				$\dashv$					
24時間常時達	車絡できる	る体制を整備	している	0				有□	· 無 · □

# 医療連携強化加算に係る届出書 (短期入所生活介護事業所)

事業所名		
異動等区分	□ 1 新規 □ 2 変更 □ 3 終了	
医療連携強化加	算に係る届出内容	有・無
① 看護体制	川加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定している。	
( ) )	)急変の予測や早期発見等のため、看護職員による定期的 そ行っている。	_ · _
	医師と連絡が取れない等の場合に備えて、あらかじめ協力 関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを いる。	
④ 方針につ	医師との連携方法や搬送方法も含め、急変時の医療提供の いて、利用者から同意を得ている。また当該同意を文書 している。	
る。 イロハニホ へトチ ⑤	経算定する利用者は、以下のいずれかに該当する者であ 密痰吸引を実施している状態 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 中心静脈注射を実施している状態 に工腎臓を実施している状態 に篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を をしている状態 に工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態 を異胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 野瘡に対する治療を実施している状態 「動情である治療を実施している状態」	
⑥ 在宅中重	直度受入加算を算定していない。	

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、 速やかに提出すること。 事業所名

### テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書

異動等区分 □ 1 新規 □ 2 変更 □ 3 終了	
<ul><li>施 設 種 別</li><li>□ 1 介護老人福祉施設</li><li>□ 2 地域密着型介護老人福祉</li><li>□ 3 短期入所生活介護</li></ul>	施設
以下について、該当する届出項目における必要事項を記載すること。	
配置要件① 最低基準に加えて配置する人員が「0.9人配置」	
<u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>	
人	
② 見守り機器を導入して見守りを行っている対象者数	
人	
③ ①に占める②の割合	   有 · 無
% → 10%以上	
④ 導入機器 	
名 称	
用途	
(C) 道 3 推思	有・無
⑤ 導入機器の継続的な使用(9週間以上)	
⑥ 導入機器を安全かつ有効に活用するための委員会における、ヒヤリハット・ 介護事故が減少していることの確認、必要な分析・検討等	_ · _
配置要件② 最低基準に加えて配置する人員が「0.6人配置」	
	有・無
① 入所(利用)者全員に見守り機器を使用	有 · 無 □ · □
① 入所(利用)者全員に見守り機器を使用	
① 入所(利用)者全員に見守り機器を使用 ② 夜勤職員全員がインカム等のICTを使用	
① 入所(利用)者全員に見守り機器を使用 ② 夜勤職員全員がインカム等のICTを使用 ③ 導入機器	
① 入所(利用)者全員に見守り機器を使用 ② 夜勤職員全員がインカム等のICTを使用 ③ 導入機器 名 称	
<ul> <li>① 入所(利用)者全員に見守り機器を使用</li> <li>② 夜勤職員全員がインカム等のICTを使用</li> <li>③ 導入機器</li> <li>名 称</li> <li>製造事業者</li> </ul>	
<ul> <li>① 入所(利用)者全員に見守り機器を使用</li> <li>② 夜勤職員全員がインカム等のICTを使用</li> <li>③ 導入機器</li> <li>名 称</li> <li>製造事業者</li> <li>用 途</li> <li>④ 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担の軽減を図るため、以下のすべての</li> </ul>	
① 入所 (利用) 者全員に見守り機器を使用     ② 夜勤職員全員がインカム等のICTを使用     ③ 導入機器     名 称     製造事業者     用 途      ④ 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担の軽減を図るため、以下のすべての項目について、テクノロジー導入後、少なくとも3か月以上実施	·
① 入所 (利用) 者全員に見守り機器を使用     ② 夜勤職員全員がインカム等のICTを使用     ③ 導入機器     名 称     製造事業者     用 途      ④ 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担の軽減を図るため、以下のすべての項目について、テクノロジー導入後、少なくとも3か月以上実施     i 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会の設置	.   .   .   .   .   .   .   .   .   .
① 入所 (利用) 者全員に見守り機器を使用     ② 夜勤職員全員がインカム等のICTを使用     ③ 導入機器     名 称     製造事業者     用 途      ④ 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担の軽減を図るため、以下のすべての項目について、テクノロジー導入後、少なくとも3か月以上実施     i 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会の設置     ii 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮	
① 入所(利用)者全員に見守り機器を使用 ② 夜勤職員全員がインカム等のICTを使用 ③ 導入機器 名 称 製造事業者 用 途  ④ 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担の軽減を図るため、以下のすべての項目について、テクノロジー導入後、少なくとも3か月以上実施 i 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会の設置 ii 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮 iii 機器の不具合の定期チェックの実施(メーカーとの連携を含む)	
① 入所(利用)者全員に見守り機器を使用 ② 夜勤職員全員がインカム等のICTを使用 ③ 導入機器 名 称 製造事業者 用 途  ④ 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担の軽減を図るため、以下のすべての項目について、テクノロジー導入後、少なくとも3か月以上実施 i 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会の設置 ii 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮 iii 機器の不具合の定期チェックの実施(メーカーとの連携を含む) iv 職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施	ー ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考2 配置要件②の④ i の委員会には、夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画すること。 備考3 テクノロジーを導入した場合の介護老人福祉施設の夜間の人員配置基準(従来型)を適用する場合は、当該加算の 配置要件②の「0.6人配置」を「0.8人配置」に読み替えるものとする。

## 生産性向上推進体制加算に係る届出書

事業所番号	
事業所名	
異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了
	1 短期入所生活介護 2 短期入所療養介護 3 特定施設入居者生活介護
	4 小規模多機能型居宅介護 5 認知症対応型共同生活介護 6 地域密着型特定施設入居者生活介護
<b>扩</b>	7 地域密着型介護老人福祉施設 8 看護小規模多機能型居宅介護 9 介護老人福祉施設
施設種別	10 介護老人保健施設 11 介護医療院 12 介護予防短期入所生活介護
	13 介護予防短期入所療養介護 14 介護予防特定施設入居者生活介護 15 介護予防小規模多機能型居宅介護
	16 介護予防認知症対応型共同生活介護
届出区分	1 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 2 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)

## 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)に係る届出

- ① 加算(Ⅱ)のデータ等により業務改善の取組による成果を確認
- ② 以下の i ~iiiの項目の機器をすべて使用

有・無

有・無

i入所(利用)者全員に見守り機器を使用

<del>/</del> /m

ii 職員全員がインカム等のICTを使用

有・無

iii 介護記録ソフト、スマートフォン等の介護記録の作成の効率化に 資するICTを使用 有・無

(導入機器)

名称	
製造事業者	
用途	

③ 職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を実施

有・無

- ④ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(以下「委員会」という。)において、以下のすべての項目について必要な検討を行い、当該項目の実施を確認
  - i ②の機器を利用する場合における利用者の安全やケアの質の確保

有・無

ii 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮

有・無

iii 機器の不具合の定期チェックの実施(メーカーとの連携を含む)

有・無

有・無

iv 業務の効率化、ケアの質の確保、職員の負担軽減を図るための職員に対する教育の実施

# 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)に係る届出

① 以下の i ~iiiの項目の機器のうち1つ以上を使用

i入所(利用)者1名以上に見守り機器を使用

有・無

入所(利用)者数 見守り機器を導入して見守りを行っている対象者数 ノ

ii 職員全員がインカム等のICTを使用

有・無

iii 介護記録ソフト、スマートフォン等の介護記録の作成の効率化に 資するICTを使用 有・無

(導入機器)

名 称	
製造事業者	
用途	

- ② 委員会において、以下のすべての項目について必要な検討を行い、当該項目の実施を確認
  - i ①の機器を利用する場合における利用者の安全やケアの質の確保

有・無

ii 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮

有・無

iii 機器の不具合の定期チェックの実施(メーカーとの連携を含む)

有・無

iv 業務の効率化、ケアの質の確保、職員の負担軽減を図るための職員に対する教育の実施

有・無

備考1 加算(I)の要件①については、当該要件に係る各種指標に関する調査結果のデータを提出すること。

備考2 要件を満たすことが分かる委員会の議事概要を提出すること。このほか要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、 指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考3 本加算を算定する場合は、事業年度毎に取組の実績をオンラインで厚生労働省に報告すること。

備考4 届出にあたっては、別途通知(「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例 1-91

# 介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出書

1 事業所名		
2 異動区分	□ 1 新規 □ 2 変更 □ 3 終了	
3 人員配置区分	□ 1 介護老人保健施設(在宅強化型) □ 2 介護老人保健施設(基本型)	
4 5 11 - = 5	□ 1 在宅復帰·在宅療養支援機能加算(Ⅰ)(介護老人保健施設(基本型)のみ)	
4 届出場日	□ 2 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)(介護老人保健施設(強化型)のみ)	
-		
5 在宅復帰・在 宅療養支援に関す		已復帰・在宅 を支援等指標
	A 在宅復帰率	
	① 前6月間における居宅への退所者の延 数 (注 1, 2, 3, 4)	□ 20
	② 前6月間における退所者の延数 人 → ④ ①÷(②-③)×100 % → 30%超50%以下 □ (注3,4)	□ 10
	③ 前6月間における死亡した者の総数 人 (注3) → 30%以下 □	□ 0
	B ベッド回転率	
	① 直近3月間の延入所者数(注6) 人	□ 20
	② (注6,7)	
		0
3 人別報報及の □ 1 介配金の保証数 (他が協企型) □ 7 介配金の保証数 (基本型) のか	7 10	
	① 入所前後訪問指導を行った者の延数 人 →	10
	前3日間における新担入所者の証数	
	② (注11)     人	0
	2.00/1914	□ 10
	① 退所前後訪問指導を行った者の延数     人	
	前3日間における民宅への新規退所者	
	② の延数(注15)     人	0
		5
		_   
	アーションを含まない)	
	F リハ専門職員の配置割合	
	┃ ① ┃介護保健施設サービスの提供に従事す┃   時間┃   ┃   ┃                       → 業療法士、言語聴覚士を配┃ □	□ 5
	理学療法士等が前3月間に勤務すべき	
	(注18,20)	3
	⑤   延入所者数(注21)	□ 2
		0
	┃ ①    護保健施設サービスの提供に従事する┃    時間┃   ┃	□ 5
	②   間   時間     ◎   ① - ② - ② - ② - ② - ② - ② - ② - 3 - 表満   □ □	□ 3
		0
	L       L	
	① 前3月間における要介護4若しくは要 日	□ 5
	② 当該施設における直近3月間の入所者 日 ③ ①÷②×100 % → 35%以上50%未満 □	
	У 0 0 70 ж <sub>л</sub> ш	0
	(+2324)	□ 5
	② 当該施設における直近3月間の延入所 人	
	Tax	0
	直近3月間の入所者ごとの経管栄養を	_
	$  ( \stackrel{\cdot}{\mapsto} )   2   2   5  $	5
		□ 3 □ 0
		<u>.</u> ].
	ト記評価項目(A~J)について 項目に応じた「在字復帰・在字療養支援等指標」の会計値を記り 会計	

o 介護老人保健施設	の基本サービス費に係る届出内容			
		有		無
① 基本型	① 在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が20以上			
	② 退所時指導等の実施(注26)			
	③ リハビリテーションマネジメントの実施(注27)			
	④ 医師の詳細な指示の実施(注28)			
		有		無
② 在宅強化型	① 在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が60以上			
	② 退所時指導等の実施(注26)			
	③ リハビリテーションマネジメントの実施(注27)			
	④ 医師の詳細な指示の実施(注28)			
	⑤ 地域に貢献する活動の実施			
	⑥ 充実したリハビリテーションの実施(注29)			
7 在宅復帰・在宅療	養支援機能加算に係る届出内容	_		
				ÁTTT
 ① 在宅復帰·	① 「6介護老人保健施設の基本サービス費に係る届出内容」における「①基本型」の項目が全て「有」	│ 有 │ │ □	•	無□
在宅療養支援機 能加算(I)	② 在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が40以上			
	③ 地域に貢献する活動の実施			
		       有		 無
			•	
② 在宅復帰· 在宅療養支援機	① 「6介護老人保健施設の基本サービス費に係る届出内容」における「②在宅強化型」の項目が全て「有」		•	
能加算(Ⅱ)	② 在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が70以上			

- 注1: 当該施設における入所期間が一月間を超えていた者の延数。
- 注2:居宅とは、病院、診療所及び介護保険施設を除くものである。
- 注3:当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、当該入院期間は入所期間とみなすこととする。
- 注4:退所後直ちに短期入所生活介護又は短期入所療養介護若しくは小規模多機能型居宅介護の宿泊サービス等を利用する者は居宅への退所者に含まない。
- 注5:分母(②一③の値)が0の場合、④は0%とする。
- 注6:入所者とは、毎日24時現在当該施設に入所中の者をいい、この他に、当該施設に入所してその日のうちに退所又は死亡した者を含むものである。
- 注7:新規入所者数とは、当該3月間に新たに当該施設に入所した者の数をいう。当該3月以前から当該施設に入所していた者は、新規入所者数には算入しない。 また、当該施設を退所後、当該施設に再入所した者は、新規入所者として取り扱うが、当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、 直ちに再度当該施設に入所した者については、新規入所者数には算入しない。
- 注8:当該3月間に当該施設から退所した者の数をいう。当該施設において死亡した者及び医療機関へ退所した者は、新規退所者に含むものである。ただし、当該施設を退所後、
- 直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、新規退所者数には算入しない。 注9:居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者の数。
- また、居宅とは、病院、診療所及び介護保険施設を除くものである。
- 注10:退所後に当該者の自宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の
- 策定及び診療方針の決定を行った者を含む。 注11:当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、入所者数には算入しない。
- 注12:分母(②の値)が0の場合、④は0%とする。
- 当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者。 注13:退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、
- また、居宅とは、病院、診療所及び介護保険施設を除くものである。
- 注14:退所後に当該者の自宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の 策定及び診療方針の決定を行った者を含む。
- 注15:当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、当該入院期間は入所期間とみなすこととする。 注16:分母(②の値)が0の場合、④は0%とする。
- 注17:当該施設と同一敷地内又は隣接若しくは近接する敷地の病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているもの
- において、算定日が属する月の前3月間に提供実績のある訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護の種類数を含む。
- 注18:理学療法士等とは、当該介護老人保健施設の入所者に対して主としてリハビリテーションを提供する業務に従事している理学療法士等をいう。
- 注19:常勤換算方法で入所者に対して主としてリハビリテーションを提供する業務に従事している理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士のいずれの職種も入所者の数で除した数に 100で乗じた数が0.2以上であること。
- 注20:1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。
- 注21:毎日24時現在当該施設に入所中の者をいい、当該施設に入所してその日のうちに退所又は死亡した者を含むものである。 注22:支援相談員とは、保健医療及び社会福祉に関する相当な学識経験を有し、主として次に掲げるような入所者に対する各種支援及び相談の業務を行う職員をいう。
- ① 入所者及び家族の処遇上の相談、② レクリエーション等の計画、指導、③ 市町村との連携、④ ボランティアの指導
- 注23: 喀痰吸引及び経管栄養のいずれにも該当する者については、各々該当する欄の人数に含めること。
- 注24:過去1年間に喀痰吸引が実施されていた者(入所期間が1年以上である入所者にあっては、当該入所期間中(入所時を含む。)に喀痰吸引が実施されていた者)であって、 口腔衛生管理加算を算定されている者又は平成27年度から令和2年度の口腔衛生管理体制加算の算定要件を満たしている者(平成26年度以前においては、口腔機能維持管理加算又は 口腔機能維持管理体制加算を算定されていた者及び平成27年度から令和2年度においては口腔衛生管理加算又は口腔衛生管理体制加算を算定されていた者)を含む。
- 注25:過去1年間に経管栄養が実施されていた者(入所期間が1年以上である入所者にあっては、当該入所期間中(入所時を含む。)に経管栄養が実施されていた者)であって、 経口維持加算を算定しているもの又は管理栄養士が栄養ケア・マネジメントを実施するもの(令和2年度以前においては、経口維持加算又は栄養マネジメント加算を算定されていた 者)を含む。
- 注26:退所者(当該施設内で死亡した者及び当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者を除く。)の退所後 30日以内(当該退所者の退所時の要介護状態区分が要介護四又は要介護五の場合にあっては、14日以内)に、当該施設の従業者が当該退所者の居宅を訪問し、又は指定居宅 介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該退所者の居宅における生活が継続する見込みであることを確認し、記録していること。
- 注27:入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行い、適宜その評価を行っていること。 注28:医師は、リハビリテーションの実施にあたり、理学療法士等に対し、リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず
- 当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける負荷量等のうちいずれか一つ以上の指示を行うこと。 注29:入所者に対し、少なくとも週三回程度のリハビリテーションを実施していること。
- ※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。
- ※ この届出は令和6年9月サービス提供分まで使用可能です。令和6年10月サービス提供分以降は別紙29-2を使用してください。

# 介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出書

1 事業所名											
2 異動区分			1 新規 🗆 🗆	2 変更			□ 3 終了				
3 人員配置区分			1 介護老人保健施設(在宅強化型)	)			□ 2 介護老人保健施	E設(基本型	!)		
				算(I)(	介護者	艺人保	健施設(基本型)のみ)				
4 届出項目		П	2 在字復帰·在字春養支援機能加;	笪(Ⅱ)(	介護者	医人保	健施設(強化型)のみ)				
				) (=) (	<i>/</i> 1 IX 0	37 (1)	(32102) 3777				
5 在宅復帰・在											
宅療養支援に関す		<i></i>	/ <u>-</u>							療養支援	爰等指標 ———
	$\int_{0}^{A} \Gamma$								. F 0 0/ ±77		20
	╽┝	U	数(注1,2,3,4)				①÷ (②-③) × 1 0 0				
	╽┟	<b>(</b> 2)	(注3,4)	人	$\rightarrow$	(4)	(注5)				10
	L	3	(注3)	人					→ 30%以下		0
	В		T		1		T T				
	╽┝						30 4 ÷ (1) × (2) + (3) ÷ 2 ×				
	╽┟	(2)	(注6,7)		$\rightarrow$	4	100				
	L			人					→ 5%未満	□ 	
4 届 出 項目	前後訪問指導割合 		1		Ι		0.50/		10		
			入所前後訪問指導を行った者の延数	2 小学本人保護教育(中文化学)							
前3月間における新規入所者のうち、 入所前後訪問指導を行った者の延数 人 ② 前3月間における新規入所者の延数 人 ② 前3月間における新規入所者の延数 人 D 退所前後訪問指導割合  ① 前3月間における新規退所者のうち、	→ 15%以上35%未満		5								
	2		人					→ 15%未満		0	
	D	退所	前後訪問指導割合 「		l		Г				
			退所前後訪問指導を行った者の延数	人					→ 35%以上		10
			(注13,14,15)	お妻女郎   人	5						
				人					→ 15%未満		0
	E	居宅	サービスの実施状況								
				リテーション	、通所	fリハt	 ごリテーション及び短期入  <sub>→</sub>				3
		0	所療養介護の種類数(注 1 / ) 								1
									→ 1サービス以下		0
	F				1		T T				
		1	介護保健施設サービスの提供に従事す┃	時間					→ 業療法士、言語聴覚士を配		5
		<u> </u>	理学療法士等が前3月間に勤務すべき								3
					$\rightarrow$	(5)	(1)÷(2)÷(3)×(4)× 1 0 0				
		3)	延入所者数(注21)						1.15		
									→ 3 木凋		
	$\prod_{i=1}^{n}$		前3月間において支援相談員が当該介						3以上かつ社会福祉士1以		
			勤務延時間数(注22)	時間					→ 上		5
			間	時間	$\rightarrow$	(5)	①÷②÷③×④×100		→ 3以上		3
	日本 日   日   2 本地野所・中地野東を動物性関係 (D) (内側を入谷野族の (PA(D)) のみ)     日本 日   日本 日 日 日   日本 日 日   日本 日 日 日 日		1								
		4	前3月間の延日数	日					2未満		0
	H	要介記	隻4又は5の割合								
(上 ) 入別関係出版情報を行った者の経験 人 (上 ) (15 (15 (15 (15 (15 (15 (15 (15 (15 (15		5									
				日		(3)	()-(2)×100			_	
		喀瘀呕	1 引の実施割合		<u> </u>		<u> </u>		0 0 /07[t/jej		
	ľſ		直近3月間の入所者ごとの喀痰吸引を						4.00/11.1	l _	
		(1)		人	$\rightarrow$	3	①÷②×100		→ Ⅰ∪%以上		5
				人						_	
		経管学	<u> </u>		<u> </u>		<u>.                                    </u>				
			直近3月間の入所者ごとの経管栄養を	I					→ 10%以上		_
		U			$\rightarrow$	3	①÷②×100	%			
4 届出項目			人								
			<u> </u>		l		<u> </u>		· · · ·		
			上記評価項目(A~J)につ	いて、項目	に応し	じた「	在宅復帰・在宅療養支援等指標	票」の合計値	を記入合計		

6 _	介護老人保健施	設の基本サービス費	量に係る	る届出内容		 
					有	無
1	) 基本型		1	在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が20以上		
			2	退所時指導等の実施(注26)		
			3	リハビリテーションマネジメントの実施(注27)		
			4	医師の詳細な指示の実施(注28)		
					有	無
2	在宅強化型		1	在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が60以上		
			2	退所時指導等の実施(注26)		
			3	リハビリテーションマネジメントの実施(注27)		
			4	医師の詳細な指示の実施(注28)		
			(5)	地域に貢献する活動の実施		
			6	充実したリハビリテーションの実施(注29)		
7 :	在宅復帰・在宅	- 療養支援機能加算に	[係る]	<b>雷</b> 出内容	•	
					有	無
	)在宅復帰・		1	「6介護老人保健施設の基本サービス費に係る届出内容」における「①基本型」の項目が全て「有」		
	宅療養支援機 加算(I)		2	在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が40以上		
			3	地域に貢献する活動の実施		
					有	無
	) 在宅復帰・ 宅療養支援機		1	「6介護老人保健施設の基本サービス費に係る届出内容」における「②在宅強化型」の項目が全て「有」		
	加算(Ⅱ)		2	在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が70以上		
		<u> </u>				

- 注1: 当該施設における入所期間が一月間を超えていた者の延数。
- 注2:居宅とは、病院、診療所及び介護保険施設を除くものである。
- 注3:当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、当該入院期間は入所期間とみなすこととする。
- 注4:退所後直ちに短期入所生活介護又は短期入所療養介護若しくは小規模多機能型居宅介護の宿泊サービス等を利用する者は居宅への退所者に含まない。
- 注5:分母(②一③の値)が0の場合、④は0%とする。
- 注6:入所者とは、毎日24時現在当該施設に入所中の者をいい、この他に、当該施設に入所してその日のうちに退所又は死亡した者を含むものである。
- 注7:新規入所者数とは、当該3月間に新たに当該施設に入所した者の数をいう。当該3月以前から当該施設に入所していた者は、新規入所者数には算入しない。 また、当該施設を退所後、当該施設に再入所した者は、新規入所者として取り扱うが、当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、 直ちに再度当該施設に入所した者については、新規入所者数には算入しない。
- 注8:当該3月間に当該施設から退所した者の数をいう。当該施設において死亡した者及び医療機関へ退所した者は、新規退所者に含むものである。ただし、当該施設を退所後、 直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、新規退所者数には算入しない。
- 注9:居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者の数。 また、居宅とは、病院、診療所及び介護保険施設を除くものである。
- 注10:退所後に当該者の自宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の 策定及び診療方針の決定を行った者を含む。
- 注11:当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、入所者数には算入しない。
- 注12:分母(②の値)が0の場合、④は0%とする。
- 注13:退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者。
- また、居宅とは、病院、診療所及び介護保険施設を除くものである。
- 注14:退所後に当該者の自宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の 策定及び診療方針の決定を行った者を含む。
- 注15:当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、当該入院期間は入所期間とみなすこととする。 注16:分母(②の値)が0の場合、④は0%とする。
- 注17:当該施設と同一敷地内又は隣接若しくは近接する敷地の病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているもの
- において、算定日が属する月の前3月間に提供実績のある訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護の種類数を含む。
- 注18:理学療法士等とは、当該介護老人保健施設の入所者に対して主としてリハビリテーションを提供する業務に従事している理学療法士等をいう。
- 注19:常勤換算方法で入所者に対して主としてリハビリテーションを提供する業務に従事している理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士のいずれの職種も入所者の数で除した数に 100で乗じた数が0.2以上であること。
- 注20:1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。
- 注21:毎日24時現在当該施設に入所中の者をいい、当該施設に入所してその日のうちに退所又は死亡した者を含むものである。
- 注22:支援相談員とは、保健医療及び社会福祉に関する相当な学識経験を有し、主として次に掲げるような入所者に対する各種支援及び相談の業務を行う職員をいう。
  - ① 入所者及び家族の処遇上の相談、② レクリエーション等の計画、指導、③ 市町村との連携、④ ボランティアの指導
- 注23: 喀痰吸引及び経管栄養のいずれにも該当する者については、各々該当する欄の人数に含めること。
- 注24:過去1年間に喀痰吸引が実施されていた者(入所期間が1年以上である入所者にあっては、当該入所期間中(入所時を含む。)に喀痰吸引が実施されていた者)であって、 口腔衛生管理加算を算定されている者又は平成27年度から令和2年度の口腔衛生管理体制加算の算定要件を満たしている者(平成26年度以前においては、口腔機能維持管理加算又は 口腔機能維持管理体制加算を算定されていた者及び平成27年度から令和2年度においては口腔衛生管理加算又は口腔衛生管理体制加算を算定されていた者)を含む。
- 注25:過去1年間に経管栄養が実施されていた者(入所期間が1年以上である入所者にあっては、当該入所期間中(入所時を含む。)に経管栄養が実施されていた者)であって、 経口維持加算を算定しているもの又は管理栄養士が栄養ケア・マネジメントを実施するもの(令和2年度以前においては、経口維持加算又は栄養マネジメント加算を算定されていた 者)を含む。
- 注26:退所者(当該施設内で死亡した者及び当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者を除く。)の退所後 30日以内(当該退所者の退所時の要介護状態区分が要介護四又は要介護五の場合にあっては、14日以内)に、当該施設の従業者が当該退所者の居宅を訪問し、又は指定居宅 介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該退所者の居宅における生活が継続する見込みであることを確認し、記録していること。
- 注27:入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行い、適宜その評価を行っていること。
- 注28:医師は、リハビリテーションの実施にあたり、理学療法士等に対し、リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず
- 当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける負荷量等のうちいずれか一つ以上の指示を行うこと。 注29:入所者に対し、少なくとも週三回程度のリハビリテーションを実施していること。
- ※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

# 介護老人保健施設(療養型)の基本施設サービス費及び療養体制維持特別加算(Ⅱ)に係る届出書

1 事業所名									
2 異動区分	□ 1 新規 □ 2 変更 □ 3 終了								
3 人員配置区分	□ 1 介護老人保健施設(療養型)								
4 届出項目	□ 1 療養体制維持特別加算(Ⅱ)(介護老人保健施設(療養型)のみ)								
5 介護老人保健抗	施設(療養型)に係る届出内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								
① 新規入所者	① 前12月の新規入所者の総数 人								
の状況(注)	② ①のうち、医療機関を退院し入所した者の総数 人								
	③ ①のうち、自宅等から入所した者の総数 人	有 · 無							
	④ (①に占める②の割合) — (①に占める③の割合) % → 35%以上	- · -							
② 入所者・ 利用者の利用状況	前々々月末が前々月末が前月末が平均								
利用省の利用私流	① 前3月の入所者及び利用者の総数 人 人 人								
	② ①のうち、喀痰吸引若しくは経管 人 人 人 3月間の平均 第巻が実施された入所者及び利用者								
	③ ①に占める②の割合 % % % → 15%以上	有 · 無							
	④ ①のうち、日常生活自立度のランクMに該当する入所者及び利用者       人       人       人       人	o · o							
	⑤ ①に占める④の割合 % % % → 20%以上								

6 療養体制維	持特	別加	□算(Ⅱ)に係る届出内容							
① 入所者及	び			前々々月末	前々月末	前月末	平均			
利用者の状況		1	前3月の入所者及び利用者の総数	人	人	人				
		2	①のうち、喀痰吸引若しくは経管 栄養が実施された入所者及び利用者	人	人	人		3月間の平均		
		3	①に占める②の割合	%	%	%	%	→ 20%以上	有	無
		4	①のうち、日常生活自立度のランクⅣ 又はMに該当する入所者及び利用者	人	人	人		かつ		
		(5)	①に占める④の割合	%	%	%	%	→ 50%以上		
								1		

注:当該施設が介護療養型老人保健施設への転換以後の新規入所者の実績が12月に達した時点から適用する。

<sup>※</sup> 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

### 病院又は診療所における短期入所療養介護(療養機能強化型)の基本施設サービス費に係る届出

1 事業所名	
2 異動区分	□ 1 新規 □ 2 変更 □ 3 終了
	□ 1 病院療養病床短期入所療養介護(I型(療養機能強化型A))
	□ 2 病院療養病床短期入所療養介護(I型(療養機能強化型B))
	□ 3 病院療養病床短期入所療養介護(Ⅱ型(療養機能強化型B))
	ロ 4 病院療養病床短期入所療養介護(ユニット型(療養機能強化型A))
3 人員配置区分(注1)	ロ 5 病院療養病床短期入所療養介護(ユニット型(療養機能強化型B))
	□ 6 診療所短期入所療養介護(I型(療養機能強化型A))
	□ 7 診療所短期入所療養介護(I型(療養機能強化型B))
	ロ 8 診療所短期入所療養介護(ユニット型(療養機能強化型A))
	ロ 9 診療所短期入所療養介護(ユニット型(療養機能強化型B))

	前3月間の入院患者等の総数	人	]			
① 重度者の割合	② ①のうち、重篤な身体疾患を有する者の数(注2)	人	1			
	③ ①のうち、身体合併症を有する認知症高齢者の数(注2)	人	1			
	<ul><li>②と③の和</li></ul>	人	1	有		無
	⑤ ①に占める④の割合	%	→ 50%以上			
			→ 40%以上 (人員配置区分5のみ)		•	
	前3月間の入院患者等の総数	人	]			
② 医療処置の実施状況	② 前3月間の喀痰吸引を実施した入院患者等の総数(注3・4)	人				
	③ 前3月間の経管栄養を実施した入院患者等の総数(注3・5)	人	]			
	前3月間のインスリン注射を実施した入院患者等の総数 (注3・6)	人				
	⑤ ②から④の和	人		有	•	<del>\$</del>
	⑥ ①に占める⑤の割合	%	→ 50%以上		•	
			→ 30%以上		•	
			(人員配置区分2, 3) → 20%以上			[
			(人員配置区分5のみ)			
③ ターミナルケアの	前3月間の入院患者延日数	日				
実施状況	② 前3月間のターミナルケアの対象者延日数	日	]	有		#
	③ ①に占める②の割合(注7)	%	→ 10%以上			
		(人	- → 5%以上 、負配置区分2,3,5)		•	
				有		<del>‡</del>
④ 生活機能を維持改善する	るリハビリテーションの実施				•	
				有	•	—— 無
⑤ 地域に貢献する活動の乳	<del></del>					

- 注1:・人員配置区分1、4、6、8を選択する場合は、「①重度者の割合」における⑤の割合が50%以上、「②医療処置の実施状況」における
  - ⑥の割合が50%以上及び「③ターミナルケアの実施状況」における③の割合が10%以上を満たす必要がある。 ・人員配置区分2、3、5を選択する場合は、「①重度者の割合」における⑤の割合が50%以上、「②医療処置の実施状況」における
  - ⑥の割合が30%以上及び「③ターミナルケアの実施状況」における③の割合が5%以上を満たす必要がある。 ・人員配置区分7、9を選択する場合は、「①重度者の割合」における⑤の割合が40%以上、「②医療処置の実施状況」における
  - ・人員配置区分グ、多を選択する場合は、「①重度省の割合」における③の割合が40%以上、「②医療処置の実施状況」における ⑥の割合が20%以上及び「③ターミナルケアの実施状況」における③の割合が5%以上を満たす必要がある。
- 注2: ②及び③のいずれにも該当する者については、いずれか一方についてのみ含めること。
- 注3:②、③及び④のうち複数に該当する者については、各々該当する数字の欄の人数に含めること。
- 注4:過去1年間に喀痰吸引が実施されていた者(入院期間が1年以上である入院患者にあっては、当該入院期間中(入院時を含む。)に喀痰吸引が実施されていた者)であって、口腔衛生管理加算を算定されている者又は平成27年度から令和2年度の口腔衛生管理体制加算の算定要件を満たしている者(平成26年度以前においては、口腔機能維持管理加算又は口腔機能維持管理体制加算を算定されていた者及び平成27年度から令和2年度においては口腔衛生管理加算又は口腔衛生管理体制加算を算定されていた者)を含む。
- 注5:過去1年間に経管栄養が実施されていた者(入院期間が1年以上である入院患者にあっては、当該入院期間中(入院時を含む。)に経管栄養が実施されていた者)であって、経口維持加算を算定しているもの又は管理栄養士が栄養ケア・マネジメントを実施するもの(令和2年度以前においては、経口維持加算又は栄養マネジメント加算を算定されていた者)を含む。
- 注6:自ら実施する者は除く。
- ※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

1 事業所名

### 介護医療院(Ⅰ型)の基本施設サービス費に係る届出書

2 異動区分	□ 1 新規 □ 2 変更 □ 3 終了				
	□ 1 I型介護医療院サービス費 I ((ユニット型) I 型療養床、看護6:1、介護4:1)(←	- 并設型小規模介護医療院)			
3 人員配置区分	□ 2 Ⅰ型介護医療院サービス費Ⅱ((ユニット型)Ⅰ型療養床、看護6:1、介護4:1)(何	并設型小規模介護医療院)			
	□ 3 I型介護医療院サービス費Ⅲ(I型療養床、看護6:1、介護5:1)				
 4 介護医療院(I型)に係	 る届出内容				
① 重度者の割合	① 前3月間の入所者等の総数				
	②       ①のうち、重篤な身体疾患を有する者の数(注1)				
	③ ①のうち、身体合併症を有する認知症高齢者の数(注1) /				
	<ul><li>④ ②と③の和</li></ul>	_	有	•	無
	⑤ ①に占める④の割合 9	6 → 50%以上 (人員配置区分1~3)		•	
   ② 医療処置の実施状況	① 前3月間の入所者等の総数	<u> </u>			
( )	② 前3月間の喀痰吸引を実施した入所者等の総数(注2・3)	<u>、</u>			
	③ 前3月間の経管栄養を実施した入所者等の総数(注2・4)	<u> </u>			
	④ 前3月間のインスリン注射を実施した入所者等の総数(注2・5)	<u> </u>			
	⑤ ②から④の和	<u> </u>	有	•	無
	⑥ ①に占める⑤の割合 9	6 → 50%以上			
		(人員配置区分1のみ)			
		→ 30%以上 (人員配置区分2,3)		•	
③ ターミナルケアの	① 前3月間の入所者延日数 E	i			
実施状況	② 前3月間のターミナルケアの対象者延日数 E	i	有	•	無
	③ ①に占める②の割合 9	6 → 10%以上		•	
		<ul><li>(人員配置区分1のみ)</li><li>→ 5%以上</li></ul>			
		→ 570以上 (人員配置区分2, 3)		•	
			有		無
④ 生活機能を維持改善す	るリハビリテーションの実施				
			有		無
⑤ 地域に貢献する活動の	実施				
(平成30年度中に限り、	平成31年度中において実施する見込み)				
			Щ		

- 注1:・人員配置区分1を選択する場合は、「①重度者の割合」における⑤の割合が50%以上、「②医療処置の実施状況」における ⑥の割合が50%以上及び「③ターミナルケアの実施状況」における③の割合が10%以上を満たす必要がある。
  - ・人員配置区分2、3を選択する場合は、「①重度者の割合」における⑤の割合が50%以上、「②医療処置の実施状況」における ⑥の割合が30%以上及び「③ターミナルケアの実施状況」における③の割合が5%以上を満たす必要がある。
- 注1: ②及び③のいずれにも該当する者については、いずれか一方についてのみ含めること。
- 注2: ②、③及び④のうち複数に該当する者については、各々該当する数字の欄の人数に含めること。
- 注3:過去1年間に喀痰吸引が実施されていた者(入所期間が1年以上である入所者にあっては、当該入所期間中(入所時を含む。)に喀痰吸引が 実施されていた者)であって、口腔衛生管理加算を算定されている者又は平成27年度から令和2年度の口腔衛生管理体制加算の算定要件を満たして いる者(平成26年度以前においては、口腔機能維持管理加算又は口腔機能維持管理体制加算を算定されていた者及び平成27年度から令和2年度に おいては口腔衛生管理加算又は口腔衛生管理体制加算を算定されていた者)を含む。
- 注4:過去1年間に経管栄養が実施されていた者(入所期間が1年以上である入所者にあっては、当該入所期間中(入所時を含む。)に経管栄養が 実施されていた者)であって、経口維持加算を算定しているもの又は管理栄養士が栄養ケア・マネジメントを実施する者(令和2年度以前に おいては、経口維持加算又は栄養マネジメント加算を算定されていた者)を含む。
- 注5:自ら実施する者は除く。
- ※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

### 介護医療院(Ⅱ型)の基本施設サービス費に係る届出書

事業所	· 名 —————						
異 動 区	分	□ 1 新規 □ 2 変更	□ 3 終了				
		□ Ⅱ型介護医療院サービス費Ⅰ ((ユニット型)Ⅱ	[型療養床、看護6:1、介護4:1)	(併設型小規模介詞	隻医療院	)	
人員配置	区分	□ Ⅱ型介護医療院サービス費Ⅱ(Ⅱ型療養床、看護	〔6:1、介護5:1)				
		□ Ⅱ型介護医療院サービス費Ⅲ(Ⅱ型療養床、看護	(6:1、介護6:1)				
介護医療[	院(Ⅱ型療養床)	に係る届出内容					
(医療処置	dの実施状況) 			T 1			
1	前3月間の入所	者等の総数 		人			
2	①のうち、日常	'生活自立度のランクMに該当する入所者等		人			
3	①に占める②の	割合(注4) ————————————————————————————————————		%			
4	①のうち、日常	生活自立度のランクIV又はMに該当する入所者及び利用者		人			
5	①に占める④の	割合(注5)		%			
(重度者 <i>0</i>	)割合)						
1	前3月間の入席	- ·者等の総数		人			
2	①のうち、喀痰	吸引を実施した入所者等の総数(注2・3)		人			
3	①のうち、経管	栄養を実施した入所者等の総数(注2・4)		人			
4	②と③の和			人			
5	①に占める④0	割合(注6)		%			
					有		4
		おける③の割合が20%以上、⑤の割合が25%以上	、「重度者の割合」における⑤	の割合が _	→		ı
15%以上	このいずれかを清	<u>7ে বৃ</u>					
					<b> </b>		
	. — <u>~ <del>-     -                               </del></u>				有	•	;
ーミナル・	ケアの実施体制					•	[

- |注||: ②及ひ③のっち複数に該当する者については、各々該当する数字の檷の人数に含めること。
- 注2:過去1年間に喀痰吸引が実施されていた者(入所期間が1年以上である入所者にあっては、当該入所期間中(入所時を含む。)に喀痰吸引が 実施されていた者)であって、口腔衛生管理加算を算定されている者又は平成27年度から令和2年度の口腔衛生管理体制加算の算定要件を満た している者(平成26年度以前においては、口腔機能維持管理加算又は口腔機能維持管理体制加算を算定されていた者及び平成27年度から令和 2年度においては口腔衛生管理加算又は口腔衛生管理体制加算を算定されていた者)を含む。
- 注3:過去1年間に経管栄養が実施されていた者(入所期間が1年以上である入所者にあっては、当該入所期間中(入所時を含む。)に経管栄養が 実施されていた者)であって、経口維持加算を算定しているもの又は管理栄養士が栄養ケア・マネジメントを実施する者(令和2年度以前に おいては、経口維持加算又は栄養マネジメント加算を算定されていた者)を含む。
- 注4:小規模介護医療院の場合は、①に占める②の割合と、19を当該小規模介護医療院におけるⅡ型療養床数で除した数との積を記入すること。
- 注5:小規模介護医療院の場合は、①に占める④の割合と、19を当該小規模介護医療院におけるⅡ型療養床数で除した数との積を記入すること。
- 注6:小規模介護医療院の場合は、①に占める④の割合と、19を当該小規模介護医療院におけるⅡ型療養床数で除した数との積を記入すること。
- ※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

### 介護医療院における重度認知症疾患療養体制加算に係る届出書

	1 事業所名				
	2 異動区分	□ 1 新規 □ 2 変更 □ 3 終了			
	3 届出項目	□ 1 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ) □ 2 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ)			
4	重度認知症疾患療養	を体制加算(I)に係る届出			
	① 体制	① 看護職員の数が、常勤換算方法で、4:1以上であること(注1)         ② 専任の精神保健福祉士の数(注2)       人 → 1人以上         ③ 専任の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数 人 → 1人以上	有□□□□		
	② 入所者の状況	<ul> <li>① 当該介護医療院における入所者等の数 人</li> <li>② ①のうち、認知症の者の数(注3) 人</li> <li>③ ①に占める②の割合 % からいた。</li> <li>④ 前3月における認知症の者の延入所者数(注3) 人</li> <li>⑤ 前3月における認知症高齢者の日常生活自立度のラックの関助以上に該当する者の延入所者数 人</li> </ul>	有		<b>無</b>
	③ 連携状況	⑥ ④に占める⑤の割合 % → 50%以上 連携する精神科病院の名称	有	· 	  無
	· ⊌ ÆЉ1∧ル		#   		<b>**</b>
		前々々月末 前々月末 前月末	有		無
	未実施減算	<ul> <li>① 前3月間における身体拘束廃止未実施減算の算定実績</li> <li>有・無 有・無 有・無 有・無 合、右の「有」を「■」にしてください。</li> </ul>			
5	重度認知症疾患療養	を体制加算(Ⅱ)に係る届出	1		
	① 体制	① 看護職員の数が、常勤換算方法で、4:1以上であること         ② 専従の精神保健福祉士の数(注2)       人 → 1人以上         ③ 専従の作業療法士の総数       人 → 1人以上	有□□□□□		無 □ □
	② 床面積60m <sup>2</sup>	以上の生活機能回復訓練室の有無(注4)	有□	•	無□
	③ 入所者の状況	<ul> <li>① 当該介護医療院における入所者等の総数 人</li> <li>② ①のうち、認知症の者の数(注3) 人</li> <li>③ ①に占める②の割合 % → 100%</li> <li>④ 前3月における認知症の者の延入所者数(注3) 人</li> <li>⑤ 前3月における認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅣ以上に該当する者の延入所者数 人</li> <li>⑥ ④に占める⑤の割合 % → 50%以上</li> </ul>	有		<b>#</b>
		連携する精神科病院の名称	有		 無
	<u> </u>	EDS 7 WHO LEET INSPIRENCE LIAM.	H		
	⑤ 身体拘束廃止	前々々月末 前々月末 前月末	有		無
	未実施減算	①       前3月間における身体拘束廃止未実施減算の算定実績       有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 合、右の「有」を「■」にしてください。			
主 1	・看護職員の数につい	Nでは、当該介護医療院における入所者等の数を4をもって除した数(その数が1に満たないときは、1とし	マ σ	) 坐/r	

- 注1:看護職員の数については、当該介護医療院における入所者等の数を4をもって除した数(その数が1に満たないときは、1とし、その数に1に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。)から当該介護医療院における入所者等の数を6をもって除した数(その数が1に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。)を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。
- 注2:精神保健福祉士とは、精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)第二条に規定する精神保健福祉士又はこれに準ずる者をいう。
- 注3:認知症と確定診断されていること。ただし、入所者については、入所後3か月間に限り、認知症の確定診断を行うまでの間はMMSE (Mini Mental State Examination)において23点以下の者又はHDS一R(改訂長谷川式簡易知能評価スケール)において20点以下の者を含むものとする。短期入所療養介護の利用者については、認知症と確定診断を受けた者に限る。
- 注4:生活機能回復訓練室については、機能訓練室、談話室、食堂及びレクリエーション・ルーム等と区画せず、1つのオープンスペースとすることは差し支えない。また、入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障を来さない場合は、他の施設と兼用して差し支えない。

## 入居継続支援加算に係る届出書

1 事業所名		
2 異動区分	□ 1 新規 □ 2 変更 □ 3 終了	
3 施設種別	□ 1 特定施設入居者生活介護 □ 2 地域密着型特定施設入居者生活介護	
4 届出区分	□ 1 入居継続支援加算(I) □ 2 入居継続支援加算(II)	
4 入居継続支援		
入居者の状況  大の状況	入居者の状況     ①    入居者(要介護)総数	有
	事業所の状況 ⑥ 人員基準欠如に該当していない。	<b>有 · 無</b> □ · □
5 入居継続支援	四算(Ⅱ)に係る届出	<u> </u>
	入居者の状況         ① 入居者(要介護)総数       人	有・無
	② ①のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1 人 ①に占める② → の割合が 5 %以上 又は	<u> </u>
入居者の状況 及び介護福祉 士の状況	①のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1 条各号に掲げる行為を必要とする者及び「尿道カテー テル留置を実施している状態」、「在宅酸素療法を実 施している状態」、「インスリン注射を実施している 状態」のいずれかに該当する者の数  ①に占める③ → の割合が 5%以上	_ · _
	看護職員の状況 ④ 常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めている。 ※④は、③が「有」の場合に届け出ること。	有・無□・□
	介護福祉士の割合 介護福祉士	有 ・ 無
	⑤     介護福祉士数     常勤換算     人     →     数:       入所者数が1:6以上	
	事業所の状況 ⑥ 人員基準欠如に該当していない。	有・無□・□

# テクノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出書

1 事業所名			
2 異動区分	□ 1 新規 □ 2 変更 □ 3 終了		
3 施設種別	□ 1 特定施設入居者生活介護		
4 届出区分	□ 2 地域密着型特定施設入居者生活介護 □ □ 1 3 民继结士授加第(I) □ □ □ 3 民继结士授加第(II)		
	│ □ 1 入居継続支援加算(Ⅰ) □ 2 入居継続支援加算(Ⅱ) │ 支援加算(Ⅰ)に係る届出		
		T	
	入居者の状況       ① 入居者(要介護)総数	有	無
	② ①のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1 人 ①に占める② → の割合が 15%以上 又は		
入居者の状況 及び介護福祉 士の状況	①のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1 条各号に掲げる行為を必要とする者及び「尿道カテー テル留置を実施している状態」、「在宅酸素療法を実施している状態」、「インスリン注射を実施している 状態」のいずれかに該当する者の数		
	看護職員の状況 ④ 常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めている。	有□□	無□
	※④は、③が「有」の場合に届け出ること。		
		有	無□
	1:7以上 事業所の状況	       有	無
	⑥ 人員基準欠如に該当していない。		
5-2 入居継続3	支援加算(Ⅱ)に係る届出 T	1	
	入居者の状況       ① 入居者(要介護)総数	有	無
	② ①のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第 1 人 ③ ①に占める②の 条各号に掲げる行為を必要とする者の数 人 → 割合が5%以上		
入居者の状況 及び介護福祉 士の状況	①のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1 条各号に掲げる行為を必要とする者及び「尿道カテー ラル留置を実施している状態」、「在宅酸素療法を実施している状態」、「インスリン注射を実施している状態」、「3 %以上 状態」のいずれかに該当する者の数		
	看護職員の状況 ④ 常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めている。 ※④は、③が「有」の場合に届け出ること。	有□□	無 □
	<ul><li>介護福祉士の割合</li><li>⑤ 介護福祉士数:</li><li>⑤ 介護福祉士数</li><li>六護福祉士数:</li><li>人 → 入所者数が 1:7以上</li></ul>	有	無□
	事業所の状況 ⑥ 人員基準欠如に該当していない。	有□□	無 □
	以下の①から④の取組をすべて実施していること。	有	無
	① テクノロジーを搭載した機器について、少なくとも以下の i ~iiiの項目の機器を使用 i 入所者全員に見守り機器を使用		
	ii 職員全員がインカムを使用	1 -	
	iii 介護記録ソフト、スマートフォン等のICTを使用 iv 移乗支援機器を使用		
	(導入機器) 名 称		
5 テクノロ   ジーの使用   状況	製造事業者  用途		
	② 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担の軽減を図るため、以下のすべての		
	項目について、テクノロジー導入後、少なくとも3か月以上実施 i 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に		
	ii 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件へ6	1 -	_
	iii 機器の不具合の定期チェックの実施(メーカーとの連携を含む) iv 職員に対するテクノロジー活用に関する教育の		
	   ③ ②の i の委員会で安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られている   ことを確認		
	④ ケアのアセスメント評価や人員体制の見直しをPDCAサイクルによって継続して実施		

# 夜間看護体制加算に係る届出書

1.事業所名					
2. 異動区分口	1 新規 □ 2 3	変更 □	3 終了		
3.施設種別 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	1 特定施設入居者生 2 地域密着型特定施 1 夜間看護体制加算 2 夜間看護体制加算 章(I)に係る届出内容 常勤 人 常勤 人	設入居者生活介 (Ⅰ) (Ⅱ)	護		
准看護師	常勤人				
				有 ·	無
当該加算を算定の数が一名以上で	する期間において、夜勤 ある。	又は宿直を行う	5 看護職員	_ ·	
必要に応じて健康	東上の管理等を行う体制	を確保している	, ,	_ ·	
	こおける対応に係る指針 等に対して、当該指針の			_ ·	
6. 夜間看護体制加算	草(Ⅱ)に係る届出内容				
看護職員の状況 保健師	常勤人				
	常勤人				
准看護師	常勤人				
				 有 ·	無
24時間常時連絡	 できる体制を整備してい	<b>いる</b> 。			
必要に応じて健康	東上の管理等を行う体制	  を確保している	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
	こおける対応に係る指針 等に対して、当該指針の			_ ·	

# 看取り介護体制に係る届出書

事業所名	
異動等区分 □ 1 新規 □ 2 変更 □ 3 終了	
施 設 種 別 口 1 介護老人福祉施設 口 2 地域密着型介	護老人福祉施設
看取り介護体制に関する届出内容 看護職員の状況 看護師 常勤 人 連携する病院・診療所・訪問看護ステーション 病院・診療所・訪問看護ステーション名 事業所	<b>香号</b>
	有·無
① 24時間常時連絡できる体制を整備している。	
② 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又は その家族等に説明し、同意を得る体制を整備している。	_ · _
③ 医師、看護職員、生活相談員、介護職員、介護支援専門員 その他の職種の者による協議の上、施設における看取りの実 績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行う体 制を整備している。	
その他の職種の者による協議の上、施設における看取りの実 績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行う体	- · -
その他の職種の者による協議の上、施設における看取りの実 績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行う体 制を整備している。	
その他の職種の者による協議の上、施設における看取りの実 績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行う体 制を整備している。 ④ 看取りに関する職員研修を行う体制を整備している。 ⑤ 看取りを行う際の個室又は静養室の利用が可能となる	

# 看取り介護体制に係る届出書

事業所名		
異動等区分	□ 1 新規 □ 2 変更 □ 3 終了	
施設種別	□ 1 特定施設入居者生活介護 □ 2 地域密着型特定施	設入居者生活介護
看護職員の状況 看護 師	制に関する届出内容(看取り介護加算(I)(I)共通) 開勤 人 診療所・訪問看護ステーション	
	療所・訪問看護ステーション名 事業所	番号
		有 · 無
	関する指針を定め、入居の際に、利用者又は に説明し、同意を得る体制を整備している。	_ · _
その他の職	護職員、生活相談員、介護職員、介護支援専門員、 種の者による協議の上、施設における看取りの実績 、適宜、看取りに関する指針の見直しを行う体制を る。	- · -
③ 看取りに	関する職員研修を行う体制を整備している。	- · -
	最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関す イン」等の内容に沿った取組を行っている。	- · -
⑤ 夜間看護	体制加算の届出をしている。	_ · _

### 高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書

1	事業所名		
2	異動区分	□ 1 新規 □ 2 変更 □ 3 終了	
		□ 1 (介護予防)特定施設入居者生活介護 □ 2 地域密着型特別	定施設入居者生活介護
3	施 設 種 別	□ 3 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 □ 4 介護老人福祉力	施設
J	心 议 俚 刈	□ 5 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 □ 6 介護老人保健力	施設
		□ 7 介護医療院	
1	届出項目	□ 1 高齢者施設等感染対策向上加算(I)	
т	шшқп	□ 2 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	
	古松老妆乳笠	武沙·基佐·克·瓦拉·拉尔·尼·拉	
5		感染対策向上加算(Ⅰ)に係る届出	
	連携している.	第二種協定指定医療機関 医療機関名	医療機関コード
		<b>医原放</b> 闵石	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	院内感染対策	の研修または訓練を行った医療機関または地域の医師会	
		医療機関名(※1)	医療機関コード
	  医療機関が届	□ 1 感染対策向上加算 1 □ 2 感染対策 同け出ている診療報酬 □ 1 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6向上加算2
		□ 3 感染対策向上加算 3 □ 4 外来感染	·対策向上加算
		地域の医師会の名称(※1)	
	<b>院内</b> 咸热対策		
		参加した日時	日
		1	
6	高齢者施設等		
Ū		者が発生した場合の対応に係る実地指導を行った医療機関の名称	
		医療機関名	医療機関コード
		口 1 咸氿孙笙宀 1 加賀 1 口 0 咸氿孙竺	5 方 ト 加質 ク
	医療機関が届	□ 1 感染対策向上加算 1 □ 2 感染対策 目け出ている診療報酬 □ 3 感染対策向上加算 3	ス╚┸╜┸╜昇∠ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃
	実地指導を	受けた日時 年 月	日

- 備考1 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- 備考2 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)で実地指導を行う医療機関等は、診療報酬の感染対策向上加算に係る届出を行っている必要がある。
- 備考3 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)は併算定が可能である。
- 備考4 「院内感染対策の研修または訓練を行った医療機関または地域の医師会」については、医療機関名又は地域の医師会の名称のいずれ かを記載してください。医療機関名を記載する場合には、当該医療機関が届け出ている診療報酬の種類を併せて記載してください。
- (※1)研修若しくは訓練を行った医療機関又は地域の医師会のいずれかを記載してください。

## 特定事業所加算(A)に係る届出書(居宅介護支援事業所)

理携 先 事業 所 名  異 動 等 区 分 □ 1 新規 □ 2 変更 □ 3 終了  特定事業所加算(A)に係る届出内容 (1) 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置している。 (2) 介護支援専門員 常勤専従 人 人 介護支援専門員 常勤専従 人 人 介護支援専門員 非常勤 人  (3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る 伝達等を目的とした会議を定期的に開催している。 (連携可) □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	————	<b>業</b>	肵	名											
特定事業所加算(A)に係る届出内容 (1) 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置している。 (2) 介護支援専門員の配置状況	連	携 先 事	業所	名											
(1) 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置している。 (2) 介護支援専門員 常勤専従 人 介護支援専門員 常勤専従 人 介護支援専門員 非常勤 人  (3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る 伝達等を目的とした会議を定期的に開催している。 (4) 24時間常時連絡できる体制を整備している。(連携可) (5) 介護支援専門員に対し、計画的に、研修を実施している。(連携可) (6) 地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。 (7) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している。 (8) 特定事業所集中減算の適用の有無 (9) 介護支援専門員1人当たり(常勤換算方法による)の担当件数について①居宅介護支援費(1)を算定している場合 45件以上の有無 ②居宅介護支援費(1)を算定している場合 50件以上の有無 (10) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制の確保の有無(連携可) (11) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。(連携可) (12) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を	異	動等	区	分	□ 1	新規		] 2	変更		□ 3	終了			
(1) 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置している。 (2) 介護支援専門員 常勤専従 人 介護支援専門員 常勤専従 人 介護支援専門員 非常勤 人  (3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る 伝達等を目的とした会議を定期的に開催している。 (4) 24時間常時連絡できる体制を整備している。(連携可) (5) 介護支援専門員に対し、計画的に、研修を実施している。(連携可) (6) 地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。 (7) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している。 (8) 特定事業所集中減算の適用の有無 (9) 介護支援専門員1人当たり(常勤換算方法による)の担当件数について①居宅介護支援費(1)を算定している場合 45件以上の有無 ②居宅介護支援費(1)を算定している場合 50件以上の有無 (10) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制の確保の有無(連携可) (11) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。(連携可) (12) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を															
(2) 介護支援専門員の配置状況	特定事	<b>事業所加</b> 算	算(A)I	こ係る履	<b>国出内</b>	容							有	•	無
	(1)	常勤か	つ専行	) 送の主信	壬介護	支援専門員	を配置	して	いる。						
	(2)	介護支	援専	門員の西	配置状	況									
(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る 伝達等を目的とした会議を定期的に開催している。 (4) 24時間常時連絡できる体制を整備している。(連携可) (5) 介護支援専門員に対し、計画的に、研修を実施している。(連携可) (6) 地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。 (7) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している。 (8) 特定事業所集中減算の適用の有無 (9) 介護支援専門員1人当たり(常勤換算方法による)の担当件数について①居宅介護支援費(I)を算定している場合 45件以上の有無 ② に完全が護支援費(I)を算定している場合 50件以上の有無 □ □ □ 基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制の確保の有無(連携可) (10) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制の確保の有無(連携可) (11) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。(連携可) (12) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を		介護支	援専	門員	常勤	動専従		人							
伝達等を目的とした会議を定期的に開催している。 (4) 24時間常時連絡できる体制を整備している。(連携可) (5) 介護支援専門員に対し、計画的に、研修を実施している。(連携可) (6) 地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。 (7) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している。 (8) 特定事業所集中減算の適用の有無 (9) 介護支援専門員1人当たり(常勤換算方法による)の担当件数について①居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合 45件以上の有無 ②居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合 50件以上の有無 (10) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制の確保の有無(連携可) (11) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。(連携可) (12) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を		介護支	援専	門員	非常	常勤		人							
伝達等を目的とした会議を定期的に開催している。 (4) 24時間常時連絡できる体制を整備している。(連携可) (5) 介護支援専門員に対し、計画的に、研修を実施している。(連携可) (6) 地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。 (7) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している。 (8) 特定事業所集中減算の適用の有無 (9) 介護支援専門員1人当たり(常勤換算方法による)の担当件数について①居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合 45件以上の有無 ②居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合 50件以上の有無 (10) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制の確保の有無(連携可) (11) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。(連携可) (12) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を	_								_						
<ul> <li>(4) 24時間常時連絡できる体制を整備している。(連携可)</li> <li>(5) 介護支援専門員に対し、計画的に、研修を実施している。(連携可)</li> <li>(6) 地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。</li> <li>(7) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している。</li> <li>(8) 特定事業所集中減算の適用の有無</li> <li>(9) 介護支援専門員1人当たり(常勤換算方法による)の担当件数について①居宅介護支援費(I)を算定している場合 45件以上の有無②居宅介護支援費(I)を算定している場合 50件以上の有無</li> <li>(10) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制の確保の有無(連携可)</li> <li>(11) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。(連携可)</li> <li>(12) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を</li> </ul>	(3)	利用者	に関っ	する情報	服又は	サービス提	供に当	たって	ての留意	事項(	こ係る				
(5) 介護支援専門員に対し、計画的に、研修を実施している。(連携可) (6) 地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合に、 当該ケースを受託する体制を整備している。 (7) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、 難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する 事例検討会、研修等に参加している。 (8) 特定事業所集中減算の適用の有無 (9) 介護支援専門員1人当たり(常勤換算方法による)の担当件数について ①居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合 45件以上の有無 □・□ ②居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合 50件以上の有無 □・□ □ → □ 基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制の確保の有無(連携可) (10) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの □・□ 基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制の確保の有無(連携可) (11) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で □・□ 事例検討会、研修会等を実施している。(連携可) □・□ ・ □ ・ ○ ・ ○ ・ ○ ・ ○ ・ ○ ・ ○ ・ ○ ・ ○		伝達等	を目	的としア	た会議	を定期的に	開催し	てい	る。						
(6) 地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合に、 当該ケースを受託する体制を整備している。 (7) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、 難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する 事例検討会、研修等に参加している。 (8) 特定事業所集中減算の適用の有無 (9) 介護支援専門員1人当たり(常勤換算方法による)の担当件数について ①居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合 45件以上の有無 ②居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合 50件以上の有無 (10) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの 基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制の確保の有無(連携可) (11) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で 事例検討会、研修会等を実施している。(連携可) (12) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を 支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を	(4)	24時間	常時	連絡で	きる体	制を整備し	ている	。(	連携可)						
当該ケースを受託する体制を整備している。  (7) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している。  (8) 特定事業所集中減算の適用の有無  (9) 介護支援専門員1人当たり(常勤換算方法による)の担当件数について ①居宅介護支援費(I)を算定している場合 45件以上の有無 ②居宅介護支援費(I)を算定している場合 50件以上の有無  (10) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制の確保の有無(連携可)  (11) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。(連携可)  (12) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を	(5)	介護支	援専	門員に対	対し、	計画的に、	研修を	実施	している	5。 (ì	車携可)				
(7) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、 難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する 事例検討会、研修等に参加している。 (8) 特定事業所集中減算の適用の有無 (9) 介護支援専門員1人当たり(常勤換算方法による)の担当件数について ①居宅介護支援費(Ⅰ)を算定している場合 45件以上の有無 ②居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合 50件以上の有無 (10) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの 基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制の確保の有無(連携可) (11) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で 事例検討会、研修会等を実施している。(連携可) (12) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を 支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を	(6)	地域包	括支技	爰センク	ターか	らの支援困	難ケー	スが約	紹介され	た場合	今に、			•	
難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している。  (8) 特定事業所集中減算の適用の有無  (9) 介護支援専門員1人当たり(常勤換算方法による)の担当件数について ①居宅介護支援費(I)を算定している場合 45件以上の有無 ②居宅介護支援費(I)を算定している場合 50件以上の有無  (10) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制の確保の有無(連携可)  (11) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。(連携可)  (12) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を		当該ケ	ース	を受託す	する体	制を整備し	ている。	0							
事例検討会、研修等に参加している。 (8) 特定事業所集中減算の適用の有無 (9) 介護支援専門員1人当たり(常勤換算方法による)の担当件数について ①居宅介護支援費(I)を算定している場合 45件以上の有無 ②居宅介護支援費(I)を算定している場合 50件以上の有無 (10) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの 基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制の確保の有無(連携可) (11) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で 事例検討会、研修会等を実施している。(連携可) (12) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を 支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を	(7)	家族に	対する	る介護等	等を日	常的に行っ	ている	児童	や、障害	雪者、 约	主活困窮	者、		•	
(8) 特定事業所集中減算の適用の有無 (9) 介護支援専門員1人当たり(常勤換算方法による)の担当件数について ①居宅介護支援費(I)を算定している場合 45件以上の有無 ②居宅介護支援費(I)を算定している場合 50件以上の有無 (10) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制の確保の有無(連携可) (11) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。(連携可) (12) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を		難病患	者等、	、高齢	者以外	の対象者へ	の支援	に関	する知識	戦等に	関する				
<ul> <li>介護支援専門員1人当たり(常勤換算方法による)の担当件数について         <ul> <li>①居宅介護支援費(I)を算定している場合 45件以上の有無</li> <li>②居宅介護支援費(I)を算定している場合 50件以上の有無</li> </ul> </li> <li>(10) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制の確保の有無(連携可)</li> <li>(11) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。(連携可)</li> <li>(12) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を</li> </ul>		事例検	討会、	、研修等	等に参	加している	0								
<ul> <li>①居宅介護支援費(I)を算定している場合 45件以上の有無</li> <li>②居宅介護支援費(I)を算定している場合 50件以上の有無</li> <li>(10) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制の確保の有無(連携可)</li> <li>(11) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。(連携可)</li> <li>(12) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を</li> </ul>	(8)	特定事	業所集	集中減算	算の適	用の有無								•	
②居宅介護支援費(II)を算定している場合 50件以上の有無  (10) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの 基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制の確保の有無(連携可)  (11) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で 事例検討会、研修会等を実施している。(連携可)  (12) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を 支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を	(9)	介護支	援専	門員1人	当たり	」(常勤換算	算方法に	こよる	)の担	当件数	につい.	7			
<ul> <li>(10) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの 基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制の確保の有無(連携可)</li> <li>(11) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で □・□ 事例検討会、研修会等を実施している。(連携可)</li> <li>(12) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を 支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を</li> </ul>		①居宅	介護	支援費(	I )を算	算定してい.	る場合	45¥	‡以上の	)有無					
基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制の確保の有無(連携可)  (11) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で 事例検討会、研修会等を実施している。(連携可)  (12) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を 支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を		②居宅	介護	支援費(	Ⅱ)を算	算定してい.	る場合	50件	‡以上の	)有無					
<ul> <li>(11) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で 事例検討会、研修会等を実施している。(連携可)</li> <li>(12) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を 支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を</li> </ul>	(10)	介護支	援専	門員実務	务研修	における科	目「ケ	アマス	ネジメン	ノトの					
事例検討会、研修会等を実施している。(連携可) (12) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を 支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を		基礎技	術に	関する	実習」	等に協力又	は協力	体制	の確保の	り有無	(連携可	1)			
(12) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を 支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を	(11)	他の法	人が説	運営する	る指定	居宅介護支	援事業	者とま	共同で					•	
支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を		事例検	討会、	、研修会	会等を	実施してい	る。(	連携	可)						
	(12)	必要に	応じて	て、多様	様な主 <sup>・</sup>	体により提	供されん	る利用	用者の日	常生活	舌全般を			•	
作成している		支援す	るサ-	ービスフ	が包括	的に提供さ	れるよ	うなり	居宅サー	-ビス	計画を				
※ 久亜州を港たオ場合についてけ、それぞれ根拠とかる(亜州を港たオニとがわかる) 書精ま				_											

### 日常生活継続支援加算に関する届出書 (介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設)

□ 1 新規 □ 2 変更 □ 3 終了			
□ 1 介護老人福祉施設 □ 2 地域密着型介護老人福祉施設			
□ 1 日常生活継続支援加算(Ⅱ) □ 2 日常生活継続支援加算(Ⅱ)			
	有		無
② ①のうち入所した日の要介護状態区分			
①のうち入所した日の日常生活自立度 がランクⅢ、Ⅳ又はVに該当する者の 数			
□ ② ○ 入所者総数			
①のうち社会福祉士及び介護福祉士法 施行規則第1条各号に掲げる行為を必 要とする者の数			
介護福祉士の割合			
↑護福祉士 介護福祉士数 常勤換算 人 数:入所者 → 数が1:6 以上			
	□ 1 介護老人福祉施設       □ 2 地域密着型介護老人福祉施設         □ 1 日常生活継続支援加算(I)       □ 2 日常生活継続支援加算(II)         入所者の状況 (下表については①を記載した場合は②若しくは③のいずれかを、④を記載した場合は⑤を必ず記載すること。)         ① 前6月又は前12月の新規新規入所者の総数       人         ② か要介護4又は要介護5の者の数       人         ③ かランクIII、IV又はVに該当する者の数       人         ④ 入所者総数       人         ④ 入所者総数       人         ① のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の数       人         ④ 入所者総数       人         介護福祉士の割合       小護福祉士数         介護福祉士数       常勤換算	□ 1 介護老人福祉施設       □ 2 地域密着型介護老人福祉施設         □ 1 日常生活継続支援加算(I)       □ 2 日常生活継続支援加算(II)         入所者の状況(下表については①を記載した場合は②若しくは③のいずれかを、④を記載した場合は⑤を必ず記載すること。)       有         ① 前6月又は前12月の新規新規入所者の総数       人         ② ①のうち入所した日の要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の数       人         ③ がランクII、IV又はVに該当する者の数       人         ④ 入所者総数       人         ④ 入所者総数       人         ④ 入所者総数       人         ● 介護福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の数       人         ● 介護福祉士数       常勤換算	□ 1 介護老人福祉施設 □ 2 地域密着型介護老人福祉施設 □ 1 日常生活継続支援加算(I) □ 2 日常生活継続支援加算(II)  入所者の状況 (下表については①を記載した場合は②若しくは③のいずれかを、④を記載した場合は⑤を必ず記載すること。)  有 ・ ① 前6月又は前12月の新規新規入所者の 総数 □ ① のうち入所した日の要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の数 □ ① のうち入所した日の日常生活自立度 ③ がランクII、IV又はVに該当する者の 数

- 備考1 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、 速やかに提出してください。
- 備考2 ①で前6月(前12月)の新規入所者の総数を用いる場合、②及び③については、当該前6月(前12月)の新規入所者の総数に占めるそれぞれの要件に該当する者の数を記載してください。

### テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書

1 事業所名				
2 異動区分	□ 1 新規 □ 2 変更 □ 3 終了			
3 施設種別	□ 1 介護老人福祉施設 □ 2 地域密着型介護老人福祉施設			
4 届出項目	□ 1 日常生活継続支援加算(Ⅱ) □ 2 日常生活継続支援加算(Ⅱ)			
		1		
	入所者の状況 (下表については①を記載した場合は②若しくは③のいずれかを、④を記載した場合 は⑤を必ず記載すること。)	             		無
5 入所者の 状況及び介護	① 前6月又は前12月の新規新規入所者の総数 人			
福祉士の状況	② ①のうち入所した日の要介護状態区分が要介護4又は要			
	① ①のうち入所した日の日常生活自立度がランクⅢ、Ⅳ又		•	
	④       入所者総数       人			
	⑤ ①のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各 号に掲げる行為を必要とする者の数 人 ② (の割合が 15%以上			
	介護福祉士の割合			
	↑護福祉士 介護福祉士数 常勤換算 人 数: 入所者 数が1: 7			
	以上			
	以下の①から④の取組をすべて実施していること。	有		無
		有	-	無
	以下の①から④の取組をすべて実施していること。 ① テクノロジーを搭載した機器について、少なくとも以下の i ~iiiの項目の機器を使用 i 入所者全員に見守り機器を使用		•	
	以下の①から④の取組をすべて実施していること。 ① テクノロジーを搭載した機器について、少なくとも以下の i ~iiiの項目の機器を使用 i 入所者全員に見守り機器を使用 ii 職員全員がインカムを使用		•	
	以下の①から④の取組をすべて実施していること。 ① テクノロジーを搭載した機器について、少なくとも以下の i ~iiiの項目の機器を使用 i 入所者全員に見守り機器を使用 ii 職員全員がインカムを使用 iii 介護記録ソフト、スマートフォン等のICTを使用			
	以下の①から④の取組をすべて実施していること。 ① テクノロジーを搭載した機器について、少なくとも以下の i ~iiiの項目の機器を使用 i 入所者全員に見守り機器を使用 ii 職員全員がインカムを使用			
	以下の①から④の取組をすべて実施していること。 ① テクノロジーを搭載した機器について、少なくとも以下の i ~iiiの項目の機器を使用 i 入所者全員に見守り機器を使用 ii 職員全員がインカムを使用 iii 介護記録ソフト、スマートフォン等のICTを使用 iv 移乗支援機器を使用			
6 テクノロ ジーの使用	以下の①から④の取組をすべて実施していること。 ① テクノロジーを搭載した機器について、少なくとも以下の i ~iiiの項目の機器を使用 i 入所者全員に見守り機器を使用 ii 職員全員がインカムを使用 iii 介護記録ソフト、スマートフォン等のICTを使用 iv 移乗支援機器を使用 (導入機器)			
	以下の①から④の取組をすべて実施していること。 ① テクノロジーを搭載した機器について、少なくとも以下の i ~iiiの項目の機器を使用 i 入所者全員に見守り機器を使用 ii 職員全員がインカムを使用 iii 介護記録ソフト、スマートフォン等のICTを使用 iv 移乗支援機器を使用 (導入機器) 名 称			
ジーの使用	以下の①から④の取組をすべて実施していること。 ① テクノロジーを搭載した機器について、少なくとも以下の i ~iiiの項目の機器を使用 i 入所者全員に見守り機器を使用 ii 職員全員がインカムを使用 iii 介護記録ソフト、スマートフォン等のICTを使用 iv 移乗支援機器を使用 (導入機器) 名 称 製造事業者			
ジーの使用	以下の①から④の取組をすべて実施していること。 ① テクノロジーを搭載した機器について、少なくとも以下の i ~iiiの項目の機器を使用 i 入所者全員に見守り機器を使用 ii 職員全員がインカムを使用 iii 介護記録ソフト、スマートフォン等のICTを使用 iv 移乗支援機器を使用 (導入機器)  名 称 製造事業者 用 途  ② 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担の軽減を図るため、以下のすべての項目に			
ジーの使用	以下の①から④の取組をすべて実施していること。 ① テクノロジーを搭載した機器について、少なくとも以下の i ~iiiの項目の機器を使用 i 入所者全員に見守り機器を使用 ii 職員全員がインカムを使用 iii 介護記録ソフト、スマートフォン等のICTを使用 iv 移乗支援機器を使用 (導入機器)  名 称 製造事業者 用 途  ② 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担の軽減を図るため、以下のすべての項目について、テクノロジー導入後、少なくとも3か月以上実施 i 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための			
ジーの使用	以下の①から④の取組をすべて実施していること。 ① テクノロジーを搭載した機器について、少なくとも以下の i ~iiiの項目の機器を使用 i 入所者全員に見守り機器を使用 ii 職員全員がインカムを使用 iii 介護記録ソフト、スマートフォン等のICTを使用 iv 移乗支援機器を使用 (導入機器)  名 称 製造事業者 用 途  ② 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担の軽減を図るため、以下のすべての項目について、テクノロジー導入後、少なくとも3か月以上実施 i 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置			
ジーの使用	以下の①から④の取組をすべて実施していること。 ① テクノロジーを搭載した機器について、少なくとも以下の i ~ iii の項目の機器を使用 i 入所者全員に見守り機器を使用 iii 職員全員がインカムを使用 iii 介護記録ソフト、スマートフォン等のICTを使用 iv 移乗支援機器を使用 (導入機器) 名 称 製造事業者 用 途 ② 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担の軽減を図るため、以下のすべての項目について、テクノロジー導入後、少なくとも3か月以上実施 i 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置 ii 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮 iii 機器の不具合の定期チェックの実施(メーカーとの連携を含む) iv 職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施			
ジーの使用	以下の①から④の取組をすべて実施していること。 ① テクノロジーを搭載した機器について、少なくとも以下の i ~iiiの項目の機器を使用 i 入所者全員に見守り機器を使用 iii			
ジーの使用	以下の①から④の取組をすべて実施していること。 ① テクノロジーを搭載した機器について、少なくとも以下の i ~ iii の項目の機器を使用 i 入所者全員に見守り機器を使用 iii 職員全員がインカムを使用 iii 介護記録ソフト、スマートフォン等のICTを使用 iv 移乗支援機器を使用 (導入機器) 名 称 製造事業者 用 途 ② 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担の軽減を図るため、以下のすべての項目について、テクノロジー導入後、少なくとも3か月以上実施 i 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置 ii 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮 iii 機器の不具合の定期チェックの実施(メーカーとの連携を含む) iv 職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施			

備考1 要件を満たすことが分かる議事概要を提出すること。このほか要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考2 5①で前6月(前12月)の新規入所者の総数を用いる場合、②及び③については、当該前6月 (前12月)の新規入所者の総数に占めるそれぞれの要件に該当する者の数を記載すること。

備考3 6②iの委員会には、介護福祉士をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画すること。

### 栄養マネジメント体制に関する届出書

1 事業所名			
2 異動区分		1 新規 □ 2 変更	□ 3 終了
3 施設種別		1 介護老人福祉施設 □	2 介護老人保健施設
		3 地域密着型介護老人福祉施設 □	4 介護医療院
4 栄養マネジメント の状況	1.	基本サービス(栄養ケア・マネジメント	の実施)
		栄養マネジメントに関わる者(注) 	т 7
		職 種 ————————————————————————————————————	氏 名
		医 師	
		看 護 師 	
		介護支援専門員	
	2.	栄養マネジメント強化加算	
		a. 入所者数	<b>A</b>
		b. 栄養マネジメントを実施している管士の総数(常勤換算)	<ul><li>方所者数を</li><li>人 → 50で除した</li><li>数以上</li></ul>
		c. 給食管理を行っている常勤栄養士(b. の管理栄養士は含まない)	(給食管理を 行う常勤栄養 大 大 世が1名以上配 置されている 場合)70で除
			した数以上 

注 「栄養マネジメントに関わる者」には、共同で栄養ケア計画を作成している者の職種及び氏名を記入してください。 ※ 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出してください。

### 配置医師緊急時対応加算に係る届出書

事業所名						
異動等区分	□ 1 新規 □ 2 変更 □	] 3	終了			
施 設 種 別	□ 1 介護老人福祉施設 □	] 2	地域	密着型:	介護老人	、福祉施設
配置医師緊急時対配置医師名	応加算に関する届出内容					
協力医療機関名 医療機関コード					F	
			ſ	有		無
① 看護体制	  加算(Ⅱ)を算定している。					
日や時間帯 や診察を体	対する注意事項や病状等の情報共有並び すごとの配置医師又は協力医療機関との連 頼するタイミング等について、配置医師 と施設の間で具体的な取り決めがなされ	絡方》 又は	去劦			
医療機関の	配置医師を置いている、若しくは配置医 医師が連携し、施設の求めに応じて24時 」を確保している。					
④ ②及び③	の内容について届出を行っている。				•	

- 備考1 配置医師については、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日保医発0331002)別紙様式「特別養護老人ホーム等の施設の状況及び配置医師等について」に記載された配置医師を記載してください。
- 備考2 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる) 書類も提出してください。

# 認知症チームケア推進加算に係る届出書

事業所名		
異動等区分	□ 1 新規 □ 2 変更 □ 3 終了	
	□ 1 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 □ 2 介護老人福祉施設	
施設種別	□ 3 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 □ 4 介護老人保健施設	
	□ 5 介護医療院	
届出項目	□ 1 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) □ 2 認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	
(1)利用者3	ームケア推進加算(Ⅰ)に係る届出内容 又は入所者の総数のうち、日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者 が50%以上である	_ · _
① 利用	用者又は入所者の総数 注                 人	
	常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の数 人 ÷①×100 %	
	出日の属する月の前3月の各月末時点の利用者又は入所者の数 <sup>互</sup> 均で算定。	
	の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了	п.п
している	る者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資する	
	コグラムを含んだ研修を修了している者を必要数以上配置し、かつ、複数人の介護職員 る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる	
	の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護の指導に係 な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な	
研修及(	び認知症の行動・心理症状の予防に資するケアプログラム <sup>ヘ</sup>	
<u> </u>	研修を修了している者の数	
	こ対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に 直を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施している	
	D行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、 作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、	
ケアの打	<b>辰り返り、計画の見直し等を行っている</b>	
	ームケア推進加算(Ⅱ)に係る届出内容 チームケア推進加算(Ⅰ)の(1)、(3)、(4)に該当している	
	アームグア推進加昇(I)の(I)、(3)、(4)に該当している 註チームケア推進加算(I)に係る届出内容(1)、(3)、(4)も記入すること。	
を必要数	の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者 数以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応する を組んでいる	
	の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門 多了している者の数	
備者 要件 ž	を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やか	

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出 すること。

# 褥瘡マネジメント加算に関する届出書

1 事業所名		
2 異動区分	□ 1 新規 □ 2 変更 □ 3 終了	
2 忧訊程則	□ 1 介護老人福祉施設 □ 2 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活が	<b></b>
3 施設種別	□ 3 介護老人保健施設 □ 4 看護小規模多機能型居宅介護	
4 褥瘡マネジメント の状況	褥瘡マネジメントに関わる者 	
	職種 氏名	
	医師	
	歯科医師	
	看護師	
	管理栄養士	
	介護支援専門員	

<sup>※ 「</sup>褥瘡マネジメントに関わる者」には、共同で褥瘡ケア計画を作成している者の職種及び氏名を記入してください。